

百濟、この三韓の表をよましめ給しに、石川丸、この事をはかり給ふを、心のうち
 に、をぢ恐思けるにや、身ふるひ、こねわなよきて、えよますなりにければ、入鹿
 いかなれば、かく、をぢ恐侍ぞと、問しかば、御門にちかづきたてまつること、恐
 思給るなりこことたふ。かくて、いるかゞくびを、さるべきにてあるに、そのことを
 承りたる人、ふたりながら、をぢ恐れ、あせをながして、よらざりしかば、皇子、そ
 のひとりをおひぐし給て、入鹿がまへにすよみよりて、其人をして、かたをさら
 せしめ給つ。入鹿、おとろきて、たちさはぎしに、又足をきりつ。入鹿、御門に申て
 いはく、われなにでこのつみといふ事を、ちり侍らず、そのことを、うけたまはら
 んご申き。御門、おほきにおとろき給て、いかなる事ぞと、問給しかば、王子、いる
 かは、おほくの王子をうしなひ、御門の御くらゐを、かたおけたてまつらんとす
 る、申給しかば、御門、たちて、うちへ入給にき。此あり、つるに、いるかゞくびを
 きりてき。其のち、入鹿がかはねを、父の大臣に、たまはせしかば、大臣、おほきに
 かりて、みづから命をほろぼして、大鬼道おにみちに墮て、そがの一門、時の程にほろび

いるかは。原
 二作かゞくびは

うせにき。

○法興寺。即、元興寺をいふ。已に敏達天皇條に、委く云へり。○まりをわそばし。蹴鞠の遊
 びを爲し給ひしなり。書紀、皇極天皇條に、打毬、クエマリと見ゆ。また和名抄に、蹴鞠、マリコユ、
 足を以て、逆に踏むなりと云へり。その鞠は、韋を以て作る。此遊戯の、本邦の書に見えたるは
 この時を始めとす。○露へだてなく云々。互に心に思ふことは、少もつゝみ隠すことなく、相談
 せられしとなり。○其御すえのけふまで云々。すえは、するどあるべし。末裔の義にて、子孫を
 いふ。さて鎌足公は、藤原氏中興の祖にして、藤原氏は、此時以來、代々攝政關白として、天下の
 政を輔佐し奉れり。故に鎌足公の子孫たる人々、今日に至るまで朝廷の後見職にありと、彼の序文
 に見ゆる仙人の云へるなり。○よき事も、あしき事も云々。非常に善き果報を得る事も、悪き結
 果を得る事も、すべて數ふるに足らざる、僅のいはれより出來するものなりと、彼の仙人、鎌足公
 が中大兄の王の御靴を執り奉れる些細の事が因と爲りて、一身の出世を來し、遂に今日に至る迄、
 その子孫の、朝家の藩屏となりて、數千百年の間、尊貴を極めたることを、驚き思ひしなり。○蘇
 我宿禰山田石川麿。蘇我倉山田石川麿ともいふ。蘇我馬子の孫、倉麿の子なり。孝徳天皇の朝
 に、始て右大臣となる。大化五年、その弟日向の置に依りて誅せらる。石川麿死に臨みて、恨む
 どころなかりき。後その冤罪なること知られて、日向は、筑紫太宰帥に貶せられたり。○丈六の
 釋迦の佛像。丈六は、そのたけ一丈六尺あるを云ふ。○山階寺の金堂におはしますは云々。扶桑
 略記に、今興福寺金堂の佛像是なりと見ゆ。○大極殿。書紀、皇極紀の傍訓に、オホナムドノと

あり。アムは晏にて宴とも通じて、ヤスミとよむべし。ヤスミは安看知しなといふ、ヤスミと同一の語にて、天武紀、及び續紀等に、大安殿とあるに同じく、歴朝の天皇、親く政を視給ふ所なるが故に、安けく國家を知食す義を以て名つけしを、皇極天皇の朝に至り、唐制に倣ひて、大極殿と稱し、その建築の法をも、改め給ひし也。さて大極殿は、拾芥抄に、朝堂院正殿の名と見えて、朝堂院、即ち八省院の正殿の名なり。○十二門。下文に引く書紀の文に、十二の通門とあり。是は文選の西都賦に、三條の廣路を披きて、十二の通門を立つとあるによりて、文を成せるものなるべし。さて、この十二門は、宮城四方の城門にして、拾芥抄門號起事の條に、宮城門、陽明門、山氏之を造る。待賢門、建部氏之を造る。郁芳門、的氏之を造る。美福門、壬生氏之を造る。朱雀門、伴氏之を造る。皇嘉門、若大甘氏之を造る。談天門、玉手氏之を造る。漢壁門、佐伯氏之を造る。殷富門、伊福氏之を造る。安嘉門、海大養氏之を造る。偉壁門、猪養氏之を造る。遠智門、丹治比氏之を造ると見えたり。但、此天皇の頃に、已に十二門の設けありしや、否やは、疑ふべきに似たれども、續紀三十二、寶龜三年十二月乙未條に、的門、即ち郁芳門の名見ゆれば、桓武遷都以前に、已に十二門の名稱ありて、傍訓に記したる如く訓みたるを、後に佳名を撰びて、今の文字の如く改められたるなるべし。○この條も、扶桑略記に據りて書り。書紀に云ふ、三年春正月乙亥朔に、中臣鎌子の連を以て、神祇伯に拜す。再三固辭して任に就かず、疾と稱して、退きて三島に居る。時に輕の皇子、脚疾を患へて參朝せず。鎌子連、かねてより、この皇子と友とし善し、故に彼の宮に詣りて、宿直に侍らむとす。輕皇子、鎌子連の、心高く容貌犯し難きを識りて、寵妃、

阿倍氏をして、別殿を掃ひ淨めて、これに侍せしめ、優待至らざるところなし。鎌子連、その知遇に感じて、皇子を立て、皇位を嗣がしめむことを希ふ由を云ふ。舍人の鎌子に近侍するもの、聞きて皇子に告ぐ、皇子大に悦び給ふ。鎌子連、人となり忠正にして、天下の難を救ふの心あり。よりに蘇我の入鹿が、君臣長幼の序を失ひ、國家を危くせむとすることを憤り、皇族の内に交り、功名を立つ可き名主を求め、心を中大兄皇子に寄すと雖も、いまだ親み近よることを得ず。偶中大兄皇子に、法興寺の槻樹の下に、打毬の侶にあづかりて、皇子の皮鞋の脱げ落るを見て、これを掌中に置きて、恭く奉りければ、中大兄も、跪きて是を敬ひ執り給ひしより、漸く、睦み親みて、互に思ふ所を語りて、隠すところなし。かくて、互に親み行く間に、世人の、屢出會ふを、怪まむことを恐れて、周孔の教を、南淵先生の許に學ぶに托して、路上往返の間に、潜に計議を凝らし給ひき。こゝに、鎌子連、議りて曰はく、大事を謀るは、輔佐の人あるに若かず。願くは蘇我倉山田石川麻呂が女を納れて、妃と爲し、婚姻の親を結びて、然る後に、吾が輩の謀るところを説き勸めて、與に事を計らむとす。功を成すの道、是より近きはなしと、中大兄、大に悦びて、その計に従ひ給ふ。鎌子連、即ち自ら媒となりて、契約を固めしが故に、倉山田麻呂、赤心を披らきて、皇子の爲に謀るに至りぬ。鎌子連、また佐伯連子麻呂、葛木稚大養連網田等を、中大兄皇子に進めき。また、三年冬十一月の條に、蘇我大臣蝦夷が子入鹿臣、家を甘檜の岡にならべ起つ、大臣の家を稱して宮門と云ひ、入鹿が家を谷宮門と云ふ。男女を稱しては、王子と曰ひ、家の外に城柵を作り、門の傍に、兵庫を作り、門毎に水を盛りし舟一つ、木の鈎數十を置きて、火災に備ふ。常に力人をして、兵器を持ち

て、家を守らしむ。また更に家を畝傍山の東に起し、池を穿ちて城を爲り、庫を起して、箭を蓄へ、常に五十の兵士を以て、身邊に繞らして出入し、氏々の人等、その門に侍る云々、四年六月條に、中大兄、密に倉山田麿臣に語りて曰はく、三韓調を進むるの日、必ず卿をして、その上表を讀ましめむと、遂に入鹿を斬らむとする謀を語り給ふ。麿の臣諾ひ奉る。戊申の日、天皇大極殿に御し、古人大兄これに侍る。中臣鎌子連、入鹿臣か疑多くして、晝夜劔を帯けることを知りて、俳優に教へて、詐りて解しむ。入鹿臣笑ふて、劔を解き、入りて座に侍る。倉山田麿、進みて三韓の表文を讀む。こゝに中大兄皇子、衛門府を戒めて、十二の通門を鎖して、往來を禁せしむ。時に中大兄皇子、自ら長槍を執りて、殿の側に隠れ、鎌子連、弓矢を執りて、これを助く。また海犬養連麿をして、箱中の兩劔を、佐伯連子麿と、葛城稚犬養連綱田とに授けて、入鹿を斬ることを命ず。倉山田麿、表文を執りて讀むに、將に盡きむとして、子麿らの來り進まざるを見て、聲乱れ、手動く、鞍作臣、怪みて問ふて曰く、何が故に、震ひ戦くかと、山田麿、天皇に近き奉ることを畏みて、不覺に、汗を流すと答ふ。中大兄皇子、子麿等が、入鹿が威に畏れて、逡巡進ざるを見をなはして、即ち子麿を率ゐて、自ら進みて、劔を以て、入鹿が頭肩を傷つけ給ふ。入鹿、驚き起つ。子麿、更らに劔を揮ひて、その一脚を傷く。入鹿、御座に轉びて、叩頭して曰はく、臣、何の罪あるかを知らず、乞ふ審察を垂れ給へと、天皇大に驚きて、中大兄に詔して、如何なる事かあると宣ひ給ふ。中大兄皇子、地に伏して、奏して曰はく、鞍作、悉く皇族を滅して、皇位を傾むとす。豈に天孫を以て、鞍作に代へむやと奏す。鞍作は入鹿の更の名なり。天皇起ちて、殿の中に入り給ふ。佐伯

子麿、稚犬養連綱田、入鹿を斬る。この日、雨降りて、涼水庭に溢れたり。席、及障子を以て、鞍作が屍を覆ふ。古人大兄これを見て、私宮に走り入りて、門を閉ぢて出でず。中大兄皇子、法興寺に入りて、城と爲して備ふ。諸皇子、諸王、諸卿大夫、臣、連、伴造、國造悉く隨ふ。大臣蝦夷、誅せられむとするに臨みて、悉く天皇記、國記、珍寶を燒く。船史惠尺、その燒け殘れる國記を取りて、中大兄皇子に奉る。この日蝦夷、及び入鹿が屍を葬ることを許し、また、哭泣を許す云々と見えたり。

この御時ごぞおほむ侍る、但馬國に人ありき。おさなき女子をもちたりき。その子、庭にはいありきし程に、俄に、驚いせきたりて、子をこりて、東をさして飛さりぬ。父母、なまかなしめども、ゆき方を知らず。其後、八年さいひしに、其子の父、このゆかりありて、丹後國へゆきて、やどれる家に、めのわらはあり、井にゆきて水をくむ。このやどれる男、井のもとにて、あしをあらひて、たてる程に、其村のめのわらはども、きたりあつまりて、水をくむとて、ありつるめのわらはの、くみたりつる水を、うはひとりてければ、さられじと、おしむ程に、此めのわらはども、をのれは、わしのくひのこしぞかし。いかで、われらをば、いるかせにはい

作きて、イ本。
作。ゆきける

ふべきごとく、うちしかば、めのわらは、なきて、此やとりたりつる家に歸ぬ。男
 家ぬしに、此めのわらはを、わしのくひのこしと、申あひたりつるは、いかなる事
 ぞと、こへば、家あるじ、そのこしのその月日、われ木にのほりて侍りしに、鶯、お
 さなき子をとりにて、西のかたよりきたりて、すにおこしいれて、わしの子に、かは
 むこせし程に、此子、なく事かぎりなし。鶯の子、そのこねにおどろき恐て、くは
 ざりき。われ、ちでのなくこゑをきよて、すのもこによりて、とりおろし侍し子也。
 さて、かく申あひたるにこそと、いひしをまくに、我子の鶯にとられにし月日也。
 此事をまくに、あさましくおほねて、なきかなしひて、おやこいふこゑに
 き。人の命の、かぎりある事は、あさましく侍事なり。

○このゆかりありて。ゆかりは、所縁の義。丹後の國へ行くべき縁ありての心。○わりつるめ
 のわらは。さきに、その所に居りし童女。○おしむ。をしむとあるべし。惜む也。○いるか
 せ。ゆるかせの轉語なり。おろそかにするを云ふ。○かはんとせし程に。彼の幼子を、巢の中
 に落して、餌食を爲して、雛を養はむとせし時になり。○さてかく申あひたるにこそ。この通
 り、已に鶯の子に食はるべき等のもの、不思議に助りたるなれば、他の女子等の、鶯の食ひ残し

白雉五年十月十日崩、治十年、
 本、作、白雉五年十月十日崩、治十年、
 辰、人、皇、子、一、
 三年、人、皇、子、一、
 申、人、皇、子、一、
 吉備姫下、
 本、同、腹、の、御、
 第五、字、ア、リ、
 給、し、に、ニ、
 給、し、に、ニ、

と云ひたるなりの心、こそ下に、あれと云ふ詞を畧けり。○人の命のかぎりある事は云々。人
 の命数の、盡ると、盡さざるとは、誠に人意を以て、豫め測り知るべからざるものにして、かゝる
 危難に逢ひても、命を全くするものあるは、實に不思議に、興もさむる次第なりとなり。○この
 事、日本靈異記上第九條に見えて、この天皇癸卯の年三月、但馬國七美郡の山里の人の子の、鶯に
 取られつるが、後八年を経て、孝徳天皇庚戌、即ち白雉元年秋八月下旬、丹波國加佐郡内の民家に
 於て、再び彼の女子に巡り逢ひし事に記せり。然れば、本書に、丹後國に逢ひし事を爲せるは、誤
 なるべし。

第三十八、孝徳天皇、白雉五年十月十日崩、治十年、
 葬三河内國大坂磯長陵、

次の御門、孝徳天皇に申き、皇極天皇の御弟、御母、欽明天皇の御孫、吉備姫也。乙
 巳歲六月十四日、位につき給、世をしり給事十年也。皇極天皇は、位をわが御子、
 天智天皇の、いまた皇子と聞ゆしに、讓たてまつらん、の給しを、皇子あるべき
 ことに侍らずと、申給て、鎌足に、御門、かゝる事をなむの給はせつると、いひあ
 はせ給ひしに、鎌足、此御門の御子、御をちの皇子をこねたてまりて、いかぞかそ
 のさきに、位をつぎ給べき。世の人のうけ申さむこも、難有侍べしと、申給しか
 は、みこわが御心にかなひて、おほしければ、あながちに、申返し給しかば、此御

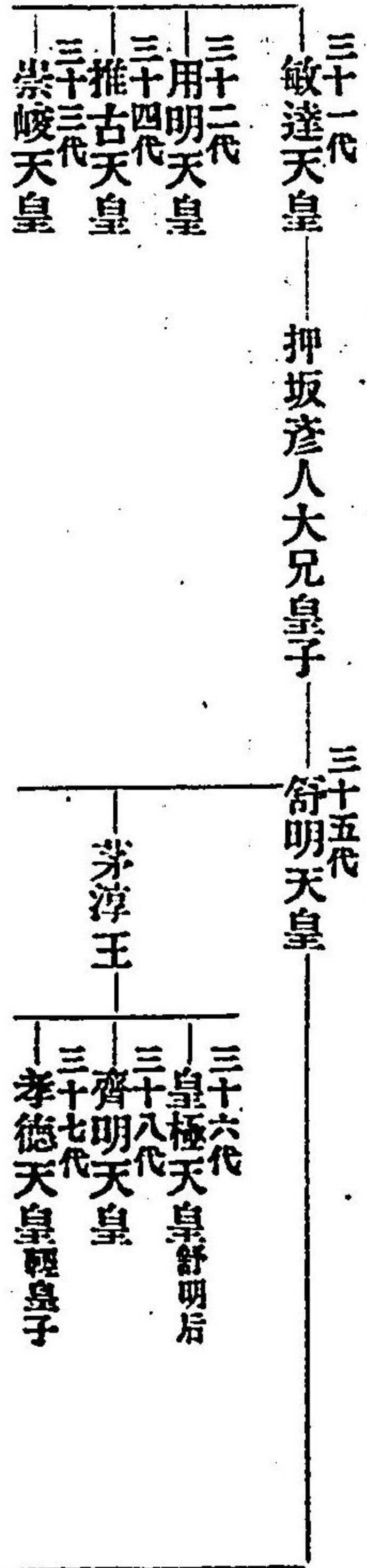
給しな以下、
本二十字、
脱シマ
ハニ作、山

山に、杉本、山
ハニ作、山

門に、ゆづりたてまつり給しを、これも、また、たびく、かへしたてまつり給き。
又天智天皇の、このかみの御子に、譲たてまつられしに、みこ、あるべき事に侍ら
ずとて、出家して、吉野山にいり給にき。ふたりの御子、あながちに、かくかへし
たてまつり給しかば、つるに、此御門は、位につき給しなり。かくて、鎌足、大臣の
位になすらへて、内臣をなむ、はじめて申侍し。大化二年に、道登といひしもの、
宇治橋わたしはじめたりしなり。

○孝徳天皇。初め輕皇子、後に天萬豊日尊と申す。○大坂磯長陵。陵墓一覽に、南河内郡山田村
大字山田。○世の人のうけ申さむことも云々。世人の心服せむことも、あるべからずとなり。○
申し返し。辭退。○天智天皇のこのかみの御子。古人大兄皇子を申す。またの名は、大市皇子、
母は蘇我島大臣の女、法提大郎媛。○書紀に云ふ、皇極天皇四年六月十四日、天皇、位を中大兄に
傳へ玉はむと欲して云々、中大兄、退きて中臣鎌子連に語り給ふ。鎌子連、譲りて申さく、古人大
兄は、殿下の兄なり、輕皇子は、殿下の舅なり。然るに、殿下、この二皇を措きて、位に即き給
は、人の弟たるの道に違はむ。且舅を立てて、民望に従ふも、また可からずやと、中大兄、深くそ
の詞を嘉し、密に奏聞し給ふ。天皇、即ち位を輕皇子に譲り給はむとす。輕皇子、再三固辭して、
古人大兄皇子に譲り給ふ。その詞に云ふ、大兄命は、先帝の御子にして、また年長け給へり。こ

の理を以て、位に即き給ふべしと、大兄皇子、固く辭して、願くは出家して吉野に入り、佛道を修
して、天皇を祐け奉らむと、佩刀を解きて、地に擲ち、自ら法興寺に入りて、髮髯を剃り、袈裟を
着け給ふ。ここに於て、輕皇子、辭すること能はずして、遂に位に即き給ふと見ゆ。



○大臣の位になぞらへて、内臣となん云々。書紀に、阿部内膳、臣を以て、左大臣と爲し、蘇我倉山
田石川麿、臣を以て右大臣と爲し、大錦冠を以て、中臣鎌子連に授けて、内臣と爲す。封を増す
こと若干戸云々と見え、扶桑略記に、天皇即位の日、始めて左右大臣を分ちて、安倍朝臣倉橋麿を
左大臣に任じ、蘇我宿禰山田石川麿を右大臣に任す。又初めて八省百官を置き、中臣鎌子連を内臣

心字下、杉本、

朝夕下、杉本、

をしてか、此所にまいるべきと申す。佛、智光につけての給はく、佛の相好、浄土の莊嚴を觀すべしと、智光、此土の莊嚴、心も眼もおよぼす。凡夫は、いかぞか、是を觀すべきと申しかば、佛、右の御手をさし給て、たなでうろのうち、ちいさき浄土をあらはし給き。智光、夢さめて、此浄土のありさまを、うつしかへせて、朝夕これを觀じて、つるに極樂にまいるにき。かゝれば、佛道は、たゞ心によるべき事なり。

○此一段、今昔物語卷十五、元興寺智光、頼光往生語とあるによりて、書るが如し。なほ、元享釋書卷二、往生極樂記、十訓抄卷の五等にも見えたり。○するつとめもなく。つとめとは、僧徒の日常の勤めなる、六時の勤行を始め、佛に仕ふる種々の勤めを云ふ。○ふつと。絶えて。○物をだに、はかしく云々。はかしくは、俗にはさくくと云ふに同じ。上に、人に會ひて、物など一向に云ふこともなくと、云へる意を受けていへるなり。○頼光があり所。頼光が、いかなる處に、生れ行きたるか、知らせ給へと、祈るなり。○浄土。即ち極樂浄土をいふ。往生記に、諸佛如來の遊居する處、浄土と爲すに見ゆ。三毒五濁を離れたる處なるが故に、この名あり。また佛界、佛國、佛土、淨國など、も云ひて、この人世界より西方に、十万億里を離れたる處にありと、云へり。○させるをこなひもせず。さしたる奇特の行ひも爲さず。○いかでか

知りたまはん。汝か心を以て、いかでか、我心中を測り知ることを得べき。○彌陀の相好。彌陀は具には、阿彌陀佛と云ふ。觀音菩薩と、勢至菩薩とを合せて、浄土の三尊と云ひ、就中、彌陀を本尊と爲す。佛說阿彌陀經に、是より西方十万億の佛土を過ぎて、世界あり、名けて極樂と云ふ。その土に佛あり、阿彌陀と號くと見ゆ。相好とは、相は三十二相を云ひ、好は八十種好を云ふ。但八十種好は、三十二相中の細目なり。皆佛身に具する善美なる相貌を云ふ。○浄土の莊嚴。寶林、寶池、金殿、玉樓など、種々の善美なる妙相を以て、浄土を莊飾するを云ふ。今云ふ心は、世間の俗事を捨て、専心一意に、彌陀の相好と、浄土の莊嚴とを念ひ入りたること、多年なりし報いによりて、この浄土に生れたりとなり。○善根。身の行によりて、佛果を求むる道を云ふ。金剛經註に、諸佛の所に於て、一心に供養し、教法に隨順し、諸菩薩、善知識、師僧、父母、耆年、宿徳、尊長の處に於て、常に恭敬を行ひ、教命に隨順し、其意に違はず、乃至一切貧苦の衆生に於て、慈愍心を起し、輕厭を生せず、求むる所あれば、力に隨ひて惠み施し、一切の惡類に、柔和忍辱を行ひ云々、是を諸種善根と名くと云へり。○決定。教法の旨義を會得して心に銘じ、他を顧慮することなきを信心と云ひ、その信心を受得し得べきことを、自ら認めたるを決定と云ふ。我心の向ふ所、已に決して、日常の行動の、その圈内を出ることなきを定と云ふ。即ち心意の斷定なり。○往生。浄土論に、我願くは往生して、佛法を示すこと、佛の如くならむ。われ論を作り、偈を説き、願くは彌陀佛を見奉り、普く諸の衆生と共に、安樂國に往生せむと見ゆ。彌陀の願力に依りて、極樂界に化生するを云ふ。

齊明天皇、治七年、年六十八、葬越智大間陵。
齋明天皇、治七年、年六十八、葬越智大間陵。

第三十九、齋明天皇、治七年、年六十八、葬越智大間陵。
次の御門、齋明天皇と申す。これは、皇極天皇と申し女帝の、又かへりつき給へるなり。乙卯の年正月三日、位につき給、世をしり給事、七年なり。二年と申しに、鎌足、病をうけて、久しくなり給しかば、御門おほきになげかせ給しに、百濟國よりきたれりし尼、法明といひし、維摩經をよみて、この病をいのらんこ申しかば、御門おほきに悦給き。法明、此經をよみしに、すなはち、鎌足の御病をこたり給にき。さて、あくるとし、山階寺をたて、維摩會を始給しなり。

○越智大間陵。山陵志に、越智村の西は、則ち車木村也云々、其東岡崇きこと數十仞、呼で天皇山と爲す。是れ蓋し山陵也と見え、又陵墓一覽に、越智岡上陵、大和國高市郡越智岡村大字車木と見えたり、
○かへりつき。重祚をいふ、下學集に、重祚、また再祚、共に天子の、再び位に即き給ふを云ふなりと云へり。我邦に、重祚の事あるは、是に始れり。抑皇位繼承の事は、先帝崩御の後、皇太子、その禪讓を受けて、踐祚し給ふこと、固より古今の通例なりと雖も、時に種々の異例なきにあらす。中にも、この帝、及び孝謙天皇の、一度讓位の後、更に重祚して齋明天皇、稱徳天皇と申し、萬機の政を視給ひしが如きは、異例の最も甚しきものなり。
○維摩經をよみて云々。維摩は、正くは、毘摩羅結と云ひ、舊譯に淨名と譯す。毘耶離城に住める長者の名にして、釋迦と同時の人

なりと云ふ。維摩經文殊利問疾品に、一切衆生の病するが故に、我また病めり。若一切衆生病ざるを得ば、我病もまた滅すと見えて、維摩居士の、衆生の罪業を思ひ憐むが故に、自ら病を得と云ひ置けるに依りて、この經の功德を以て、鎌足の病を愈さむと云ふなり。
○山階寺をたて、維摩會を始給しなり。興福寺緣起に云ふ、天智天皇即位二年、内大臣病にかゝる。嫡室鏡女王、伽藍を造り、尊像を安置せむことを請ふ。大臣許さず。再三に至りて許さる。因りて、山階の地を相して、始めて寶殿を構ふ。和銅三年平城遷都の後、春日の地を撰びて、興福寺を建つ云々と見ゆ。即ち始は地名によつて、山階寺と云ひしが、春日に移りて後、興福寺と云ふなり。又維摩會は、同書に、先の正一位大政大臣鎌足聖朝安穩、社稷傾くことなきが爲に、この會を開く。然るは、大政大臣鎌足病に沈みて、危からむとする時、百濟の禪尼法明と云ふものあり、大臣に申して云ふ、我大乘を持ち、維摩經と名く。その中に問疾品あり。試に誦し奉らば、大臣の病、立ろに平愈せむと、よりて誦すること、いまだ、一品ならざるに、大臣の病平愈す。時に大臣、稽首合掌して、生々世々、大乘に歸依せむことを誓ふ。禪尼、よりて維摩經を講すること三日なり。後中絶久しかりしが、慶雲二年七月、後大政大臣比等再び之を行はれしが、養老四年、大臣薨じて、再び中絶したりしに、天平五年三月、皇后祖考の志をつぎて、舊典を復し、講説すること七日、これより、今に至りて絶えずと見ゆ。即ち維摩經を講説して、病難を消除するなり。また、塵添壺囊鈔に、夫維摩會の起りは、齋明天皇三年十月に、内臣鎌足、山州陶原の家に、法名尼を移して、維摩經を講せしむ。これこの會の起りなり。同き四年に、大織冠元興寺の福亮法師を陶精舎に請して、維摩詰經を講せ

はり侍り給
はせよとて
イ水作との
給はせよと
ぞまらせよ
れつて。井本
よとて給はせ

食て、御門、御涙にむせびて、かへらせおはしまして、御をさの東宮を、又大臣の家におはして、給はせよとて、さきくの御門の御うしろみ、おほかりしかども、大臣の心さしに、くらぶべき人、さらになし。われひこり、かく、さりがたく思ふのみにあらず、つきくの御門、大臣のすゑをめぐみて、としごろの恩を、かならずむくふべしと、の給はせて、太政大臣にあけたてまつり給よし、仲給と、そのときの人、申あひたりしかども、此事は、たしかにもまき侍らざりき。内大臣になり給を、太政大臣とは、ひが事ども、申あひたりしなり。十六日に、つるにうせ給にき、御門、なげまかなし給ふ事、かぎりなし。さきに申侍つるやうに、御門も、王子と申、大臣も、いまた位あさくおはせしに、御くつとりて、たてまつり給へりし、はかなかりし御心よせの、のち位につき給て、けふにいたるまで、かたみに、ふた心なく、おほしかよはし給へるに、御年の程の、いまは、いかゞはなど、おほしなくさむべきにもあらず。こころし五十六にこそは、なり給しか。事にふれて、おほしつゞくるに、けにこはりき、御門の御心のうち、をしはかられ侍りし事也。大

王子、杉本、皇
子三作、

へきに。杉本、
作に。杉本、
に作に。

結子、井本、作
結子、井本、作

臣は、大中臣美氣祐卿の子におはす。

○天智天皇。始め葛城皇子、後に中大兄皇子と申す。○山科北陵。陵墓一覽に、山科陵、山城國宇治郡山科村大字御陵。○壬戌の歲正月三日位に即き給ふ。扶桑略記に據れり。但書紀に、天武天皇日天皇^{天武}後、五年十月^日崩す。明年、皇祖母尊天皇^{天武}位に即き給ふ。七年^辛七月丁巳の日崩す。皇太子素服して政を聞き召す。元年春正月云々、この歲太歲壬戌なり。また七年春正月三日、皇太子、天皇の位に即き給ふ。七日、群臣を内裏に宴すと見えて、壬戌の歲を以て、元年と爲せども、天武天皇紀に、四年十二月、天命開別天皇^{天武}崩すと見え、また、上に引ける書紀の文にも、皇太子素服して政を聞き召すと見ゆれば、この六年の間は、皇太子にて、攝政し給ひしものにて、七年戊辰即位し給ひしこと勿論にて、またこの年を以て元年と爲すべし。○七年と申し七月十三、鎌足内大臣になり給。七月十三は、井本、七月十三日に作り、杉本に十月十三日に作ることを、標註に云へるが如し。かくて、この文は、扶桑略記に、八年十月十三日、内臣鎌足、内大臣に任ず。内大臣はこの時に始まる。中臣姓を改めて、藤原朝、臣を賜ひ、大織冠を授く。正一位の號なりと、見ゆるに據りて書りと見ゆれば、月日は杉本に、十月十三日とあるに従ふべく、七年は、八年の誤なり。但書紀に、八年冬十月丙午朔、十日乙卯、天皇、藤原内大臣の家に幸して、親ら病を訪ひ給ひ、御慮を憫まし給ふこと甚し、詔し給はく云々、十五日庚申の日、天皇、東宮大皇弟を、藤原内大臣の家に遣はして、大織冠と大臣の位とを授く、仍りて姓を賜ひて藤原氏と爲す。これより後、通じ

て藤原大臣と云ふ。公卿補任に、八年十月十五日、内大臣と爲り、藤原氏を賜ふと見ゆれば、事實は、八年の十月十五日の事なること明なり。○御姓は、中臣と申しを、藤原とたまはらせ。上に引ける書記、及公卿補任に見えたり。尙下に引く、家傳をも見るべし。また古事記傳に異説あれども諸ひがたし。○大織冠。本邦冠位の制は、推古天皇十一年十二月、大徳少徳以下、十二級の爵位を定められたるに始り、孝徳天皇大化三年、また七色十三階の冠を制せらる。一に織冠、大小二階あり。織を以て爲り、織を以て冠の縁に裁れたり。服色は深紫を用ふと、書記に見え、次に織冠、紫冠、錦冠、青冠、黒冠、建武の六種、總じて七色あり。この内、建武を除きて、大小二階あり。即通じて、十三階なり。而して、此冠は、大會、饗客、四月、七月の齋時に着る所なりと見え、後世の位階と同く、等級によりて、服色その他の差別あり。さて鎌足公は、大錦上にして、即ち四等の階級なりしを、當時第一位の階に上げ給ひしなり。故にこの後の書籍には、正一位と云へるも見ゆ。○今はかぎりに待る。この世の限りの意。○太政大臣にわけたてまつり給よし云々。三代實錄に、鎌足を太政大臣正一位と云ひ、また興福寺縁起に、鎌足公を、先の正一位太政大臣、不比等公を、後の太政大臣と云へり。但し、大政大臣は、下文に見ゆる大友皇子を以て、始めとすれば、鎌足公の、この官に居給ひしことなきは明なり。只この時の大織冠は、後の正一位に、内大臣は、太政大臣に當るが故に、三代實錄、興福寺縁起には、後の官位に引きわて、云へるなり。さて、本文の心は、鎌足公を以て、太政大臣の官に進め給ふ由を、詔ありしと、時の人は申傳へたれども、その事實確ならざれば、内大臣となり給ふを、太政大臣と誤り傳へたるならむとなり。○

さきに申待りしやうに云々、御くつとりて、たてまつり給へりし。上文に見ゆる、元興寺の蹴鞠の會の事を云へるなり。御位あさくとは、位の卑きを云ふ。○はかなかりし御心よせ。はかなくは、かひなく同じ。心よせは、心を傾けて、ひいきするなり。○のち、位につき給て云々。彼の元興寺の蹴鞠の會の時には、鎌足公は、いまだ中大兄の御子に、知遇を蒙り給ひしには非れど、心に非凡の英主なることを知りて、この皇子と共に、國家の難を救ひ、一たびは、天下の主とも仰ぎ奉らむと、心を傾けて輔翼し奉りながらも、いまだ、位も、官も卑く、世に勢力あるにもあらざれば、誠に甲斐なく、頼みがたき望みなりしに、その後謀議するところ、能く圖に當りて、遂に元兇蝦夷を誅し、中大兄皇子は、皇位に上り、鎌足も大臣となりて、今日に至るまで、互に二心なく、一心同軌となりて、國家を治め給ひしこと、實に數年の久きに亘りしに、いま鎌足公、ひとり先に薨去し給へば、今より後は、この帝の御心を、慰め奉るべきものなしとなり。○事にふれておぼしつゝくるに云々。昔いまだの事がらを思ひいで、考へ見るに、帝の鎌足公の薨去を惜み悲み給ふも、道理に、推量し奉らるることなりと、彼の仙人の云へるなり。○大臣は、大中臣美氣祐の子におはす。祐は、諸本に祐に作るに従ふべし。公卿補任に、内臣大錦上中臣鎌子連、大化元年任す、年卅一、一名鎌足、天兒屋尊廿一世孫、小徳冠御食子卿の長子なり。八年十月十五日、内大臣となり。姓を藤原氏と賜ひ、同十六日薨す、年五十六、在官廿五年と云ひ、家傳上に、内大臣、諱は鎌足、字は中郎、大倭國高市郡の人なり。その先は天兒屋根命より出づ、世々天地の祭を掌り、人神の間を和げたり。仍りてその氏を命けて、中臣と云ふ。美氣古卿の長子なり。母を大伴夫人と

云ふ。大臣、豐御食姫天皇古推の廿二年に、藤原の第に生れたり。性聰明仁孝、幼年にして、學を好み、博く書傳に渉る。人となり偉雅にして、風姿特に秀てたり云々、大化元年、大錦冠に拜し、内臣を授け、二千戸に封ず。白鳳五年秋八月、紫冠に拜し、八千戸に増し封せらる。齊明天皇即位の後、大紫冠に遷し、爵を進めて、公と爲し、五千戸を増封せらる。前後合せて凡一万五千戸なり。天智天皇、大臣をして、禮儀を撰述し、律令を刊定し、朝廷の訓を爲らしむ。大臣、時の賢人と、舊章を損益し、零、條例を作る。即位二年冬十月、宿病にかゝり、漸く重きに至り、天皇、私第に臨み、親ら病を問ひ、思ふ所めらば聞ゆべしと詔せらる。大臣對へて、臣既に不敏にして、國家の爲に利福を進むること能はず、今に至りて、何をか申すべき。たい、葬の事は、輕きを用ひむ。死して百姓を勞するに忍びずと、奏して、また申すことなし。帝即ち宮に還り給ひ、更に皇太弟を遣はして、優詔を給ひ、大織冠を授け、内大臣に任し、姓を改めて藤原朝臣と爲す。十六日辛酉、淡海の第に薨す、時に年五十有六、天皇大に悲み給ひ、癸卯五日、甲子の日、宗我舍人臣を遣はして、優詔を給ふ云々と見え、初め攝津國嶋下郡阿威山に葬りしが、その長子定惠、僧となりて唐にあり、歸りて夢想ありと稱し、大和國十市郡多武峯に葬り、寺塔を建て、妙樂寺と稱すること、多武峯縁起に詳なり。今談山神社と稱し、別格官幣社に列せらる。

正月五日。井本
日二月十五日。井本
本二月十五日。井本
にたごい。井本
作

十年と申し正月五日、御門の御子に、大友王子と申しを、太政大臣になしたてまつり給き。廿五にぞなり給し。東宮をぞにぞ、立給へかりしを、御門の御をごの東

井本
にたごい。井本
作
本二月十五日。井本
日二月十五日。井本
本二月十五日。井本

宮にては、おはしまししかば、かくなり給へりしにこそ。九月に、御門、れいならずおほされしかば、東宮をよびたてまつりて、わが病、おもくなりたり、いまは位ゆづりたてまつりてんご、の給はせしかば、東宮あるべきことにも侍らず、身に病おほく侍り、后宮に、位を讓たてまつり給て、大友の太政大臣を、攝政と申給べきなり。われ御門の御ために、佛道をおこなはむご、申給て、やがて、かうべをそりて、吉野山にいり給にき。さて十月にぞ、大伴太政大臣は、東宮に立給し。十二月三日、御門、御馬にたてまつりて、山しなへおはして、はやしの中に入れてうせ給ぬ。いづくにおはすと、いふことをしらす。只御くつのおちたりしを、みさごぎには、こめたてまつりし也。

○十年と申し正月五日云々。太政大臣になしたてまつり給き。書紀に、十年正月己亥朔庚子、大錦上蘇我赤兄コノノ臣、大錦下巨勢人コノノ臣、殿前に進みて壽詞を奏す。五日癸卯、大錦上中臣金連オホトミ神事を宜り、この大友皇子を以て、太政大臣に拜すと見ゆ。太政大臣は職原抄に、一人に師範として、四海に儀刑たり。その人なければ闕く。故に刑闕の官と云ふ云々、天智天皇の朝に、初めてこれを置かれ、皇子大友、これに任せらる云々と見ゆが如く、この時に、始めて置かれたる官にして、後孝謙天皇

市村大字野口。○天智天皇の御世、七年二月に、東宮にたち給。天智天皇は、齋明天皇の崩後七、年正月に、始めて位に即き給へば、此歳を以て、元年とも云ふべし。即ち上に引ける天武天皇紀には、元年と見ゆ。但し天智天皇紀には、稱制の歳を以て、元年と爲したれば、當時二種の紀元法ありしが如し。此事尙ほ、委くは古事類苑帝王部の通載に見えたり。参看すべし。○うちまかせては云々、又ありがたくしてつき給しなり。位をつきは、杉本及井本に、位につきとあるに従ふべし。言ふ心は、尋常ならば、兄御門天智天皇の御譲を受けて、帝位に即き給ふべき筈なれども、心に思召すことありて、佛門に歸依し、吉野の山深く隠らせ給ひしに、かくても、有り難き事情に差迫られて、是非なく、皇位に即き給ひしとなり。○天智天皇のみさゝきをつくらひれうとて。れうは、料の字音にて、用途の心。さて山陵の經營は、その高大なること、山の如く、陵の如くなるが故に、この名あり。特に平安朝以前の御陵は、その制高大にして、兆域廣く、池を回らし、羨道を設けて、出入する等、用意周到なれば、是が建營には、多くの費用と勞力とを注がれたるものなること、察するに餘りあり。されば、今云ふ如く、天智天皇の御陵を營み給はむとて、美濃、尾張わたりよりも、人夫を召されしこと、聞ゆ。○つは物のぐ。兵器なり。○大伴王子の御めは云々。十市皇女をいふ。天武天皇の皇女にして、大伴皇子の妃となりて、葛野皇子を生み給ひしこと、懐風藻に見ゆ。さて、皇子の兵を徴し給ひし時、その由を、天武天皇に知らせ給ひしこと、愚管抄にも見えたり。○打ちとけて。心をゆるして、何の用意もなく。○縣犬養大伴。書紀に、極に縣犬養連大伴が、鞍負へる馬に遇ひ、因りて御駕すとあり。○皇子二人。草壁皇子、忍壁皇子を云

ふ。○勉田。勉は、菟の誤にて、書紀に、菟田吾城とある地にて。即ち大和國宇陀郡にあり。○すいかのせき云々、ふはのせきをかたむ。關は、類聚名義抄に、關、音振、セキ、關門、セキトなど見ゆ。言義は、せき止むる意なるべし。即ち國境或は要害の地に、往來の人を糺し檢めて、万一に供ふるなり。鈴鹿、不破、共に三關の中に、口遊、坤儀門に、勢多、鈴香、不破等、之を三關と謂ふ。今案するに、勢多は、近江國栗太郡、鈴香は伊勢國鈴香郡、不破は美濃國不破郡にありと見え、又關市令義解に、三關は鈴鹿、不破、愛發と云へり。愛發は、越前國敦賀郡にあり。今勢多を以て關と爲す云々と見ゆ。鈴鹿の關趾は、今鈴鹿山の麓に、關村と云處なるべく、また不破の關趾は、今不破郡松尾村に在りて、舊く大關村ともいひけるよし、美濃郡村記に見えたり。さて關は、もと、非常を戒むるものなるが故に、天皇の讓位、崩御、若しくは上皇、皇后の崩御、攝政關白の薨去、その他、非常の事ある毎に、關を閉ぢて、諸人の通行を留む。是を關と云ふ。今も、天下の形勢、穩ならざりしに依りて、特に關門を守らしめ給ひしなるべし。

かくて、七月六日より、所くにして、大友王子とたゝかひ給、廿一日に、せたにせめより給しに、大友王子、左右大臣あひとともに、橋の西に陣をはりてたゝかふ。こなたかなたのいくさ、雲霞のごとくにして、そのかすをしらず。やのくたる事、雨のごとし。かゝりし程に、皇子のかたのいくさやぶれて、皇子も、大臣も、わづ

七月六日。ル
本六月七日
ニ作ル。

かに命をのがれて、山に入にき。二十三日に、皇子みづから、つるに命をうしなひてしかば、廿六日にぞ、そのくびをさつて、ふはの宮にたてまつりし。廿七日に右大臣ころされ、左大臣ながされにき。そのほかの人々、つみをかうぶるおほく侍き。やがて其日ぞ、いくさにちからをいれたる人々、つかさ位どもを給はせし。御門は皇子の御おぢにて、おはせしうへに、御しうとにてもおはしましよぞかし。かたぐ、したがひたてまつり給べかりしを、あながちに、かつにのり給しこと、佛神もうけ給はずなりにしにこそ侍るめれ。

○瀬田。上に云へるが如く、後に三關の一となりし地にして、近江國栗太郡にあり。宇治川に臨みたる地にて、名高き瀬田の長橋は、この川に架せらるゝなり。○右大臣。中臣金連、左大臣は、蘇我赤兄を云ふ。○皇子の御おぢにて云々。大友皇子は、天智天皇の御子にて、天武天皇は天智天皇の御弟にましませば、大友皇子は天武天皇の御甥に當らせ給へり。因りて天武天皇を皇子の御をぢとはいへるなり。さて又大友皇子の妃は、天武天皇の皇女にましませば、天武天皇は、また皇子の御舅に當らせ給へり。因りて又、御舅にてぞおはしましよぞかしともいへり。其御系圖を掲ぐれば、左の如し。

天智天皇

持統天皇天武皇后

さつて。井作。

井作。井作。井作。

○舒明天皇

天武天皇

弘文天皇大友皇子

十市皇女弘文天皇妃

○かたぐ。旁にて、何方からいひてもといふ程の意。○さて大友皇子、即ち弘文天皇と、天武天皇、即ち大海人皇子との御争の條は、例の扶桑略記に據りて書けりと見ゆ。書紀に云ふ、天智天皇十年十月十九日、東宮^{天武}吉野に入り給ふ。十一月廿三日、大友皇子、内裏西殿の織佛像の前に坐し、左大臣蘇我赤兄臣、右大臣中臣金連、蘇我果安、巨勢人臣、紀大人臣等これに侍る。皇子手に香爐を執りて、先づ起ちて誓ひ給はく、六人心を同くして、天皇の詔を奉ず。若し違ふことあらば、必ず天罰を蒙らむと、是に於て、左大臣蘇我赤兄臣、手に香爐をとりて、次第の隨に起ちて、泣きて誓ひて曰く、臣等五人、殿下に隨ひて、天皇の詔を奉ず。若し違ふことあらば、四天王、及び天神地祇の罪を蒙らむ云々、又天武天皇紀に、元年夏五月、朴井連雄君、天皇に奏して曰はく、臣私の事ありて、美濃に至りしに、朝庭^{弘美濃}美濃、張尾、兩國の國司に令して、山陵を造らむが爲に、豫め人夫を撰び定めしめて、人毎に兵器を執らしむ。臣思ふに、恐くは、山陵を造るにあらざして、別に事あるならむ。若し早く避くるにあらざれば、危きことあらむと、また或人奏して曰はく、近江の京より、倭の京に至るまで、處々に斥候を置き、また宇治の橋守に命じて、皇弟の舍人の、私の糧食を運ぶことを遮らしむと、天皇その事實を問ひ明めしめて、その言の偽ならざることを知り給ふ。依りて詔し給はく、朕、位を譲り、世を遁れしは、専ら病を治め、身を全くして、百年の壽を保たむが爲なり。然るに、今はからざるに、禍を得むとす。何ぞ、黙して身を亡はむやと、六

月、村國連男依、和珥部連君手、身毛君廣に詔し給はく、近江の朝廷の臣等、朕が爲に、害を謀ると聞く、汝等三人、急に美濃に往きて、安八磨郡の湯沐令多臣品治に告げて、機密を示し、先づ當郡の兵を發し、また國司に傳へて、軍兵を發し、急に不破の道を塞ぐべし。また大分君惠尺、黃書造大伴、逢臣志摩を、倭の留守の司高坂王の許に遣はして、驛鈴を得むことを求めしむ。よりて惠尺等を戒めて宣り給はく、若し驛鈴を得ずば、志摩は還りて復命せよ、惠尺は、馳せて近江に往き、高市皇子と、大津皇子とを喚びて、伊勢に出逢ふべしと、已にして、惠尺等、留守司の許に至りて、驛鈴を乞ふと雖も許されず。故に惠尺は近江に往き、志摩は返りて復命す。是に於て、天皇起ちて、東國に入り給ふ。事急にして、駕を命ずるに暇なく、歩行し給ふ。途に縣犬養連大伴が、鞍馬を具するに會ひ、天皇を乗せ奉り、皇后は輿に乗りて從ひ給ふ。この時、元より從へるもの、草壁皇子、忍壁皇子、及び舍人朴井連雄君、縣犬養連大伴、佐伯連大目、大伴連友國、稚櫻部臣五十瀬、書首根磨、書直智徳、山背臣小林、山背部小田、安斗連智徳、調首淡海の徒二十餘人、女孺十餘人なり。即日、菟田の吾城に至る。甘羅村を過ぐる時、獵夫二十餘人あり、また從ひ奉る。また美濃王を徵し、に、乃ち從ひ奉る。大野に到來りて、日暮れぬ。夜半、隱郡に至りて、驛家を焚き、邑中に唱へて、人夫を徵すに從ふものなし。急に進みて、伊賀郡に入り、伊賀の驛を燒く、當國の郡司等、數百の兵を率ゐて從ひ奉る。明日、菟野に到り、暫く駕を停む。積殖の山口に到りし時、高市皇子、鹿深より越えて遇ひ給へり。即、進みて伊勢の鈴鹿に至り給ふ。爰に國司三宅連石床、介三輪君子首、及び湯沐令田中臣足磨等、鈴鹿郡に從ひ奉り、五百の兵を發して、

鈴鹿の山道を塞ぎ、朝明郡迹太川の邊に到りて、天照大神を遙拜し給ふ。時に大津皇子、大分君惠尺、難波吉士三綱等を從へてまうで來、天皇大に喜び給ふ。時に男依、使を上りて、美濃の兵三千をして、不破の道を塞ぎたる由を奏す。是に於て、高市皇子を不破に遣はして、軍事を監せしめ、又山背部小田、安斗連阿加布を遣はして、東海諸國の兵を發せしめ、稚櫻部臣五百瀬、土師連馬手を遣して、東山諸國の兵を發せしむ。この時、近江朝廷、皇太弟天武の、東國に入り給ふことを聞きて、大に驚き、群臣悉く愕きて、京内震動す。大友皇子策を群臣に尋ね給ふ。ある人、進みて申さく、遅く謀りなば、後ることあらむ。急に驍騎を聚めて、逐ひ討つに若かずと、皇子從ひ給はず。韋那公磐鉞、書直藥、忍坂直大磨を東國に遣はし、穗積百足、弟百枝、物部首日向を倭京に遣はし、佐伯連男を筑紫に、樟使主磐手を吉備に遣はして、かのく、兵を起さしむ。依りて男と、磐鉞とを、戒めて曰はく、筑紫の大宰、栗隈王、吉備國守常摩公廣島、元より皇太弟に從へるものなり、疑くは命を奉せざることあらむ。若し反く色あらば殺すべし。磐手、吉備國に至りて、計を以て廣島を殺す。男、筑紫に至ると雖も、栗隈王を服すること能はずして、空く歸る。また東國の驛使磐鉞等、空く不破より歸る。倭京留守司高坂王、穗積百足等、飛鳥寺の西の方にある槻の木の下に陣し、百足は、また、小墾田兵庫に居りて、兵を近江に運ばしむ。大伴連吹負、誘ひてこれを殺す。穗積五百枝、物部日向また捕へらる。是に由りて高坂王、稚狹王もまた出て降り、四方櫻の如く吉野の軍に應ず。秋七月、天皇、紀朝臣阿閉磨、多臣品治、三輪君子首、置始連菟を遣はし、數万の衆を率ゐて、伊勢の大山より倭に向はしめ、村國連男依、書首根磨、和珥部臣君手、鹿香瓦臣安倍

を遣はし、數万の兵を率ゐて、不破より近江に入らしむ。また別に多臣品治に命じて、三千の兵を率ゐて、菟萩野に屯せしむ。時に近江の朝廷、山部王、蘇我果安、巨勢比等等に命じて、不破に向はしめむとして、大川上の邊に軍す。時に山部王は、果安、比等が爲に殺され、軍兵進まず。果安自殺し、將軍羽田公矢國ハネノキミヤクニ、また吉野の軍に降る。四日、近江の將軍大野果安、大伴吹負を乃樂山ノカラに擊ちて、大に之を破る。五日、近江の別將、田邊の小隅、吉野の將田中足麿が守れる倉屋の營を襲ひて、大に之を破る。六日、小隅、兵を進めて、菟萩野の營を攻めて、利あらずして退く。七日、村國男依、近江の軍と、息長オキナガ横河に戦ひて、破りてその將、境部の樂を斬る。九日、男依、近江の將、秦友足を、烏籠山に討ちて、これを斬る。この日、東道將軍紀臣阿閉麻呂、倭の京の將軍大伴連吹負、近江の軍の爲に敗らるゝとを聞きて、兵を分ちて、置始連苑をして、千餘騎を率ゐて、急に倭京に馳せ、十三日、男依、安河ヤスノカハの邊に戦ひて、社戸コソノ大入口オホノクチ、土師連千鳥を獲、栗太の軍を討ちて、之を追ふ。廿二日、男依等瀬田に到る。時に大友皇子、及び群臣等、橋の四方に於て陣を成し、旗幟野を敵ひ、鉦鼓天に震ふ。その將智尊、精兵を率ゐて先鋒と爲り、橋板を斷つこと三丈許りにして、これに一長板を置き、板を踏みて度らむとするものあれば、板を引き上げて墮さむとす。大分君稚臣、長矛を棄て、刀を抜きて、急に板を踏みて度る。近江の軍、乱れて散り走る。智尊、刀を抜きて退く者を斬ると雖も、止ること能はず。智尊戦ひ死し、軍遂に敗れ、大友皇子、及び左右大臣等、僅に免れ逃ぐ。この日、三尾城もまた陥る。廿三日、男依等、近江の將大養連五十君イソノキミ、谷直鹽手ヤノナカシロテを粟津に斬る。是に於て、大友皇子爲す所を知らず、山崎に隠れて、自ら縊れ給ふ。時に左右大臣、

及群臣皆逃ぐ。唯物部連麿、及び二舍人從へるのみなりき。廿四日、諸將軍彼波カハに會して、左右大臣、及諸罪人等を探り捕ふ。廿六日、諸將不破宮に詣りて、大友皇子の頭を捧げて、營前に献りき。八月廿五日、高市皇子に命じて、近江の群臣の罪狀を糾さしめ、重罪八人を死刑に處し、右大臣中臣連金を、淺井の田根に斬り、左大臣蘇我赤兄、大納言巨勢比等、及その子孫、並に中臣連金が子、蘇我果安が子を流刑に處し、他は悉く赦す。廿七日、諸の功勳あるものを優賞し、九月八日、不破宮を廢して、十二日倭京に至り、十五日、更に岡本宮に遷り給ひ、十二月四日、大に諸功臣を賞して冠位を増し加ふ。仍りて、小山位より以上を賜ふこと、差ありと見ゆ。

八月に、御門、野上の宮にうつり給たりしに、つくしより、足みつあるすゞめのあかきをたてまつりしかば、年號を、朱雀元年とぞ申侍りし。あくるこしの三月に、備後國より、しろさきじをたてまつりしかば、朱雀といふ年號を、白鳳オシホとぞかへられにし。三月に、かはらでらにて、はじめて、一切經をかゝしめ給き。九年と申し十一月に、后宮、御病によりて、藥師をたてさせ給しなり。十二年と申しに、御門れいならずおはしまして、東宮をはじめたてまつりて、百官、大安寺にまうで、御門、此寺にして、法會をおこなはんこおほす御願あるを、はたしとけたまはずして、やみなむとす。たとひ定業なりとも、三年の御命をのべたてまつり給

白鳳。イ本、作白鳳。

大願。井本、作二

皇子の子、父、
杉本、作、御子、
興多王、父、

へ、此願をとけさせたてまつらんを祈申しに、御門、御夢に、御命のひ給よし、御らんせられて、御病をこたらせ給にしかば、三年のあひた、佛をあらはし、經をうつして、本意のまじく、供養したてまつり給き。十四年と申し十月廿三日、てんもむことぐくくにみたれ、星のおつる事、雨のまじく侍りき。十五年と申しに、やまこのくにより、あかきまじをたてまつれりき。さて朱鳥元年と年號をかへられにき。あくる年、大伴皇子の子、父の、の給はせをさしによりて、三井寺をつくり給し也。

○野上の宮。書紀、六月丁亥の條に、天皇、行宮を野上に興して、居たましと見え、續紀、天平寶字元年十二月壬子の條に、大政官奏す。尾張宿禰大隅、淡海朝廷、諒陰の際、義發躰を興して、潁に關東を出づ。大隅參り迎へて、私弟を掃清して、遂に行宮を作り、軍資を供助すと見え、和名抄郡郷の部に、不破郡野上と見えて、訓闕けたれど、今按ずるに、のへと訓むべし。○つくしより、足みつゝるすゝめのわかさを、たてまつりしかば云々。扶桑略記に、八月、天皇野上宮に幸し給ふ、年號を立て、朱雀元年と爲す。大宰府、三足の赤雀を献ず、仍りて、年號と爲すと見ゆ。○備後國より、わかきまじをたてまつりしかば云々。扶桑略記に、二年三月、備後國白雉を進る。仍りて改めて白鳳元年と爲す。白鳳合せて十四年に至ると見ゆ。されど、書紀には、二年三月十七日、

備後國司、白雉を龜石郡に獲て貢る。乃ち當郡の課役を悉く免じ、天下に大赦すとのみ見えて、白鳳元年と改元せられしこと見えす。○かはらてらにて、はじめ一切經をかゝしめ給き。川原寺は、一名弘福寺、大和國高市郡川原村にあり。さて此こと、書紀に三月、是月、書生を聚めて、始て、一切經を川原寺に寫すとあり。○九年と申し十一月に、云々、藥師でらをたてさせ給しなり。書紀に云ふ、九年十一月癸未、皇后病に罹り給ふにより、皇后の爲に、藥師寺を建て、一百僧を度せしむ。是によりて、病平ぎ給ふことを得たりと見え、また藥師寺縁起に、天武天皇即位八年庚辰○天武天皇の年を以て、天武天皇元年と爲す。故に庚申の歲は、即位九年なり。この縁起は、三申の歲を以て、弘文天皇御世と爲し、癸酉の歲を以て、天武天皇元年と爲す。故に紀の九年は、八年に當り、一年の差を生ず。その正否は固より後者を正しとす。十一月、皇后病に罹り給ひて、藥石効なし。依りて病を除き、命を延びがために、丈六の藥師佛像を鑄奉る願を發し給ふ。こゝに靈驗忽ち顯れて、皇后の病愈ゆ。天皇大に淑感ありて、金銅の像を鑄給ひしが、いまだ畢らずして、十四年秋九月九日、天皇アスカノキミ明香清御原宮に崩じ、皇后帝位を嗣ぎ給ふ。持統天皇是なり。先帝の志を繼ぎて、高市郡に寺を立て、佛像を安置し給ふ。本藥師寺是なり云々と見ゆ。是亦七大寺の一とす。○十三年と申しに云々、本意のまじく、供養したてまつり給き。扶桑略記に、大安寺縁起を引きて書るに據れりと見ゆ。大安寺縁起に云ふ、天武天皇十三年、天皇不豫、是に於て、東宮草壁皇子、勅を奉じて、諸王臣百官人等を率ゐて、共に大官大寺に詣りて、各發願し給はく、天皇この寺に大法會を開かむと願ひ給ふ。然るに、その願、未だ果さずして、崩り給はむとす。縱、定業と雖も、願くば三年の御壽を延べて、この大願を遂げしめ給へど、時に天皇願の如く、寶算を延べ給ふと夢み給ひき。されば、三年の間に、願の如く、佛像を鑄

刻し、法文を繕寫し、大法會を開き給ひし後、藤原の宮に崩すと見ゆ。○十四年と申し十月廿三日云々。扶桑略記に見ゆ。○やまどのくにより、あかささしをたてまつれりき。紀に十五年秋七月廿日、元を改めて朱鳥元年と云ふ。○朱鳥此云阿因りて宮を名けて、飛鳥の淨見原宮と云ふと見ゆ。○大伴皇子云々、三井寺をつくり給し也。著聞集釋教第二に云ふ、知證大師御起文に云ふ予、山王の御語に依りて、大唐國に渡り、佛法を受持し、本朝に還る時に、海中に老翁あり。予が船に現して傳く云々、近江國志賀郡園城寺に到り、住僧等に案内す。茲に、僧等案内を知らずと云へれば、一人の老比丘、名を教待と云ふもの、出來りて云はく、教が年百六十二なり。この寺、建立の後、百八十餘年を経、建立の増越の子孫ありと云ひて、去つてその氏人を呼ぶ。姓名は、大友の都堵牟磨と云ふ。出來りて云く、都堵牟磨、生年百四十七なり。此寺は、先祖大友與多、天武天皇の御爲に、建立する所なり。此地、先祖大友大政大臣の家地なり、四至を界し、宛て給はる。教待大徳、年來云はく、此寺を領すべき人、渡唐せれば、遅く還り來るの由、常に語る。然るに、今日、已に相待つ人來れり、出て會ふべしと云へれば、今この寺を以て、付屬し奉る云々、この寺の名を問ふに、御井寺と云ふ。その情は如何、氏人答へて曰はく、天智、天武、持統三代の天皇、生れまし給ふ時、御湯行水この地内の井を汲みて、浴し奉るが故なりと云ふ。予、この縁起を問ひ、漸く地形を見るに、宛も大唐青龍寺の如し。依て付屬を受け奉り畢て、別當西塔共に、本山に還る。即内裏に參り、奏して由を申し、急に唐坊を造り、佛像法門を、この寺に運び移して、御井寺を改めて三井寺と爲す。何となれば、件の井水、三皇用の給ふが上、この寺、傳法灌頂の庭と爲

て、井花水を汲むべきの事、彌勒三會の曉を繼しむる故に、三井寺と爲す云々と云へり。

第四十二、持統天皇、大寶二年十二月十日崩、年、葬大内陵、天武同陵、此後火葬、

次のみかど持統天皇と申き。天智天皇の第二御女、天武天皇の后也。御母山田大臣石川麿女越智姫也。丁亥の年を元年として、第四年に位につき給て、世をしり給ふ事十年なり。七年と申し正月にぞ、踏歌ははじまり侍りし。十年と申しに、位をさり給て、太上天皇と申侍き。

○持統天皇。初め鷓野野良皇女と申し、後高天原野野姫と申す。○十二月十日崩す。續日本紀、大寶二年條に、十二月乙巳、太上天皇不豫、天下に大赦し、一百人の出家を度す。四畿内をして、金光明經を講せしむ。甲寅、太上天皇崩す。遺詔して、素服哀を擧るなからしめ、内外文武の政務を執ること、常の如く、喪葬の事は、務めて儉約に従はしめ給ふ由見ゆ。而してこの甲寅の日は、廿二日なれば、本書は誤れり。○御年五十八。皇胤紹連錄、神皇正統記、一代要記同じ。續紀享年を記さず。○大内陵。上に云へるが如し。○丁亥の年を云々、四年と申しに、位につき給ふ。書紀に、朱鳥元丙戌九月九日丙午、天武天皇崩す。皇后初に臨みて、政を聞しめす。元年云々、この年、太歲丁亥、また四年の條に、四年春正月戊寅の朔、物部麿朝臣、大盾を樹て、神祇伯中臣大島朝臣、神天壽詞を讀むこと畢りて、忌部宿禰色夫知、神照劍鏡を皇后に奉る。皇

大寶二年十二月十日崩、年、葬大内陵、天武同陵、此後火葬、
 大寶二年十二月十日崩、年、葬大内陵、天武同陵、此後火葬、
 大寶二年十二月十日崩、年、葬大内陵、天武同陵、此後火葬、
 大寶二年十二月十日崩、年、葬大内陵、天武同陵、此後火葬、
 大寶二年十二月十日崩、年、葬大内陵、天武同陵、此後火葬、

杉本、有十二年に
下杉本、有三年に
也字。

いは橋。杉本、
作三橋。

ななく。杉
本作なを。

その、ち。イ
本作其後。

國の人なり。ひろく物をならひ、ふかく三寶をあふぎて、卅二といひし年より、此
かづらき山にこもりゐて、三十餘年の程、ふぢのかはをき物とし、松のはをくひ
物として、孔雀の神呪をたもちて、さまざまのけむをほとこしき。五色の雲に乗
て、仙宮にいたり、鬼神をつかひて、水をくませ、たき木をとらす。又みたけこ、こ
のかづらきのみねこに、いは橋をわたせと、この鬼神ともにいひしかば、よるよ
る、いはほをはこびて、けづりこゝのへて、すそにわたしはじめし程に、行者、心も
こながりて、ひるも、たゞ、かたちをあらはして、わたせこせめしを、人ここぬしの
神、わがかたちのみにくきこをはずて、なをく、よるくはかり、わたし侍り
しかば、行者いかりて、神呪をもちて、此ひここぬしの神をしはりて、たにのそ
こにまけいれてき、そのうち、ひとことぬしの神、御門にちかくさぶらひし人
つきて、われは御門の御ために、あしき心をおこす人を、しづむるものなり。役行
者、みかどをかたぶけたてまつらんこ、はかるこ申しかば、宣旨をくたして、行者
をめしにつかはしたりしに、行者、そらに飛あがりて、とらふべきちからをもよ

はで、つかひ歸まいりて、此よしを申しかば、行者の母を、めしとられたりしおり、
すぢなくて、母にかはらんがために、行者まいれりしを、伊豆の大島へは、ながし
つかはしたりしに、ひるは、おはやけにしたがひたてまつりて、その島にゐ、よる
は、ふじの山に行て、をこなひき。

○役行者。 役は氏にて、賀茂役小角といへり。 行者とは、諸國を遍歴して、佛道を修行する人を
いふ。 小角は、修験者、即ち山伏道の開祖なり。○孔雀の神呪を保ち。 孔雀は孔雀明王にて、具さに
は、佛母大孔雀明王と云ふ。 常に孔雀に駕するが故に、この名あり。 神呪は、もと支那に行はれ
たる禁厭イハヒの法にして、咒文を唱へて、不思議を現するものなり。 さて彼の孔雀明王の陀羅尼は、こ
の神呪に類するが故に、陀羅尼をも咒と云へり。 今はその陀羅尼を云へるなり。 ○みたけ。 金峰
山を云ふ。 ○心もとながり。 不安心。 ○人ここぬしの神。 人は一の借字にて、即ち一言主神也。
雄略天皇葛城山に獵りし給ひし時、この神顯はれ給て、問答し給ひしこと、上巻に見えたり。 延
喜式に、大和國葛上郡葛木に坐す一言主神ヒコノミ社と見え、古事記傳に、今、森脇村と云ふにありと云へ
り。 また土佐國の土佐神社は、この神を祭りて、現に國幣中社なり。 ○すぢなくて。 條理なく
の義にて、俗にせんかたなく、巳むを得ずなどいふ心。 ○續紀に、三年夏五月甲寅朔丁丑、役小角
を伊豆島に流す。 初め小角、葛木山に住みて、咒術を以て稱せらる。 外従五位下韓國廣足、これ
を師と爲しが、後にその能の己に勝れたるを妬みて、小角、その術を以て、世人を惑はすと讒す。

故に遠處に配す。世に傳ふ、小角、能く鬼神を役使して、水を汲み、薪を採らしむ。若命を用ひざれば、咒を以て縛すと見え、また日本靈異記卷上、一代要記、天武、文武、二朝の條に引く、箕面寺縁起、袖中抄等に見えたり。今、後のものながら、委きに就きて、元享釋書を抄出すれば、その卷の十五に云ふ、役小角は、賀茂役公氏、今の高賀茂氏なり。和州葛木上郡市原村の人、少くして、敏悟博學、兼て佛書に通ず。年卅二の時、家を棄て、葛木山に入り、巖窟に居ること三十餘歲、藤がつらを衣と爲し、松の實を食ひ、孔雀明王の咒を持し、五色の雲に駕し、仙府に優遊し、鬼神を驅逐して使令と爲す。日域の靈區に、修行すること、殆ど徧し。一日、山神に告げて云はく、葛木嶺より金峰山に度る道、危險にして、苦行を事とするものも、なほ艱めり。汝等石橋を架して行路を通すべしと、衆神この命を受けて、よなよな岩石を運びて、營み造る。小角また神を呵りて云ふ、何ぞ早く造り了らざる歟と、神對へらく、葛木峰に坐す一言主神、その形甚だ醜きが故に、夜のみ工役を爲して、晝出て來らざるが故に、遅なはるゝなりと、小角、即ち一言主神を促すと雖も従はず。小角怒りて、神咒を以て、縛して深谷に繋けり。こゝに一言主神、宮人に託して曰く、我は朝家に寇せんとするものを防ぐ神なり。竊に役小角を見るに、國家を窺ふが如し、急に處分せずば、危かるべしと、文武帝、詔を下して、小角を召す。小角空に騰りて飛去りて、追捕すること能はず。官吏、計を設けて、その母を捕ふ。小角、己を得ずして自ら來りて、囚に就く。便ち豆州大島に配流す。居ること三年、晝は禁を守りて居り。夜は必ず富士山に登りて、行を修す。その往復に海を踏みて、行走すること陸を行くが如く、その疾きこと、飛鳥も及ぶべからず。夜

の明ざるに島に歸るを常とす。大寶元年救さる。京師に近く時、空を凌ぎて飛去る。小角嘗て攝州箕面山に在り。この山に瀧あり。小角夢に瀧の口に入りて、龍樹大士に謁すと見、覺めて後伽藍を構ふ。箕面寺是なり。世に曰ふ、小角自ら草座に坐し、母を鉢に載せて、海に浮びて唐に入ると云へりといふ。

六月に、御門、丈六の佛像をつくりたてまつらんこと、佛師のよからんを、もこめ給しに、その人なかりしかば、御門、大安寺に行幸ありて、佛の御まへに、たな心をあはせ、願をおこし給て、よき佛師にあひて、此佛をつくりたてまつらんと、申給しに、其夜の御夢に、一人の僧ありて、この寺の佛をつくりたてまつりしは、化人也、又きたるべきにあらず。たとひ、よき佛師にあひ給とも、なを、そのよつまづきあるべし。たとひよき繪師にあひ給とも、いかでか、筆のあやまちなからん。たゞ、おほきならんかゞみを、佛のみまへにかけて、そのうつり給へらん影を、禮したてまつり給へ。かけるにもあらず、つくれるにもあらずして、三身具足し給はむ。其かたちを見るは、應身の體なり。其かけをうかがふは化身の相なり。そのむなしきことを觀するは、法身の理なり。功德のすぐれたる事、これにすぎたるはなかるべしと申さ。御門、御夢さめ給て、如來の御願に應じ給ことを悦給て、

申給しに。杉本作申給し

みまへ。イ本。作御前

おほきなるかゞみを、佛前にかけて、五百人の僧を請じて、供養したてまつり給き。眞實の功德をおほえ侍しこゝなり。この比も、此思ひをなしてする人侍らば、いかに、めでたき事にか侍らん。

○佛師。佛像を製作する工人を云ふ。○化人。神佛の、かりに人と現れたるものをいふ。又化身、權者、權化とも云ふ。○をの、つまつさあるべし。繪師の筆の誤りに對へて、佛師は斧、または鑿を以て佛像を作るものなれば、をの、誤り時になきにしもあらずと云へるなり。○三身具足。三身とは、一に法身、二に報身、三に應化身也。應化身は、又單に應身、若しくは、化身とも云ふ。法身とは、理體(即無相)にして、眞如實相を身にするが故に云ふ。報身とは、具體(即有相)にして、彼の理體を證悟せしもの名なり。功を積み、徳を累ねたる行因に報いし結果なるが故に、報身と云ふ。應化身とは、理智冥合の覺作より、種々の身を變化して、衆生を濟度する身を云ふ。八相成道の佛は、即ち是なり。○其かたちを見るは應身の躰なり。法相宗所立の報身に二種あり。一は自受用報身、一は他受用報身にして、是を勝應身と云ひ、變化身、即ち化身を以て、劣應身と名く。さて報身は、正しく佛の實身なれば、その鏡の中に映する佛の形を取りて、勝應身、即ち他受用報身の躰とするなり。されば、此處に、應身といふは、即ち報身の意なることを知るべし。○其かけをうかうは、化身の相なり。化身、即劣應身は、佛の實身にあらず。一時變化のものなれば、鏡中に映する影を取りて、化身といふなり。但鏡中に映するものなれば、何も同一の影像

佛前。杉本、作佛の前。

に過ぎざれども、姑く形を見る邊に於て應身と云ひ、是は實物にあらず。影なりと云ふ邊に於て、化身とするなり。○そのむなしきことを觀するは法身の理なり。法身は、無相の眞理なり。故にその鏡中に映する影の空なることを觀する底に於て、法身と云へるなり。○この一段、扶桑畧記に據れりて見ゆ。大安寺縁起に、持統天皇崩じて、文武天皇立ち給ひし時、九重塔を起し、七寶物を施入し給ひき。又寺内に於て、五百人を度し、天智天皇御願を追感して、丈六の尊像を造らむと欲し、良工を招き求め給へども、いまだその人を得ず。天皇よりて合掌して、本尊に向ひて、發願し給はく、願くは、木聖に逢ひて、金容を刻み奉らむと、その夜一沙門あり、天皇に申さく、往年の像を造りしものは化人なり、重ねて來るべきにあらず。また良匠ありども新斧の蹟なきにあらず。畫師と云ふとも、丹青の詛りなきにあらず。よろしく大鏡を佛前に懸けて、その映れる像を拜すべし。その映れる像は、圖せるにもあらず、造れるにもあらず、三身具足せり。その形は應身の躰なり。その影は化身の相なり。その空を觀れば、法身の理なり。功德勝利、これに過ぎたるはなし。天皇覺めて如來の應願を知りて、大に喜び給ひ、即ち大鏡を以て佛前に懸け、五百の僧を請じて、大供養を設く云々と云へり。

四年と申し三月に、道昭和尙と申し人のむろのうち、にはかに光みちて、かうはしき事、かぎりなし。道昭、弟子をよびて、このひかりを見るやと、とひしに、弟子みゆるよしをこたへしかば、道昭、ものないひをこいひし程に、むろより光い

そよ、寺の庭にめぐりて、やうひさしくして、其ひかり、にしをさして、ゆきざり
てのち、道昭、繩床に端坐して、命をはりにしかば、弟子ども、火をもちて、はふり
て、その骨をさらむとせしに、にはかにかせふきて、はいたにもなく、まさうしな
ひてき、日本に火葬は、これになむはじまり侍し。

○道昭和尙。和尙は、梵語に、ウツサ、鄔婆遮迦と名く。傳へて于園國に至りて、和尙と云ひしを、遂に本
邦に傳へたるなり。支那には、力生と名く。師の義なり。出家はその父母の家を去りて、法門に
入り、師は弟子の法身を生長せしめ、功德の財を出して、智慧の命を養ふが故に、師たる和尙を、
力生と云ふなり。道照は、續記、文武天皇四年條に、三月庚戌己未、道照和尙物化す。天皇甚だ
悼み惜みて、使を遣はして弔はしめ給ふ。和尙は、河内國丹比郡の人なり。俗姓は船連、父は惠
釋、少錦下なり。和尙、戒行厳くる所なく、尤も忍行を尙ふ。ある時、弟子その性を究むむと欲
ひて、竊に便器を穿ち置きしかば、漏れて被服を汚しぬ。和尙笑ひて、放蕩小子人の床を汚すと
云ひて、また一言も云ふ所なし。孝徳天皇、自雉四年、使に隨ひて入唐し、支那三藏に遇ひて、業を
受く。三藏、特に愛して、同房に住ましめ、語りて云ひけるは、吾昔、西域に往きし時、路に飢え
しかども、食を乞ふに處なし。時に一沙門あり、手に梨子を持ちて、吾に與へて食はしむ。吾こ
れを食ひて後、氣力日に健かなりき。今思ふに、汝は彼の梨子を持ちたる沙門なりと云へり。ま
た語りて云はく、經論深妙にして、究め知ること、誠に難し。禪を學びて、東土に傳ふるに如かず

と。和尙、教を受けて、始めて禪定を習ふ。悟る所稍多し。後使に隨ひて、歸朝せむとする時、
三藏持つところの舍利、經論を、盡く和尙に授けて云はく、人よく法を弘む。今この文を以て、汝
に付屬す。また、一の錦子を授けて云はく、これは吾西域より持ち來りしものなり、物を養、病
を養ふに、靈驗神の如しと、和尙拜謝して、啼泣して別る。○中本朝に歸りて、元興寺の東南隅
に、別に禪院を立て、住す。和尙に従ひて、禪を學ぶもの、漸く多し。後天下に周遊して、或は
路の傍に井を穿ち、或は諸處の渡りに船を儲け、橋を造れり、山城國宇治橋も和尙の創建なり。
かく周遊すること十年にして、勅請によりて還り、禪院に住すること初の如し。或は三日に一たび
起き、七日に一たび起きて、禪定を修む。一日愾忽として、香氣その房中より出づ。弟子驚き怪
みて、行き見るに、和尙、繩床に端坐して、氣息あることなし。時に年七十二、弟子等、その遺
言を受けて、栗原に火葬す。火葬是より始まる。世に傳へ云ふ、火葬畢りて、親族と弟子と争ひ
て、その遺骨を歛むとするに、風忽に吹き來りて、灰骨を吹き上げ、その所在を知らず。後、都を
平城に遷し給ひし時、和尙の弟、及弟子等、奏して禪院を、新京に建つ。今の平城右京の禪院是な
り。此院に經論多し、書跡正楷にして、錯誤あらず。皆和尙の將て來る所なりと見ゆ。なほ元享
釋書にも、その詳傳出でたり。

五年と申し正月に、不比等中納言になり給て、やがてその日、大納言になり給に
き。その月こそ、おほえ侍る、役行者、伊豆國よりめしかへされて、京にいりての

字、杉本ナシ

さりながら、
杉本、
無二、
推す。

ち、そらへこびのほりて、我身は草座にゐ、母の尼をは、鉢にのせて、唐へわたり侍にき。さりながら、本所をわすれがたくして、三年に一度、このかつらき山と、ふじのみねへこは、きたり給なり。ときくは、あひ申侍り。唐にては、第三の仙人にて、おはするよしぞかたり給。

○五年正月に、不比等中納言になりて云々。扶桑略記に、五年正月云々、この月、藤原不比等、中納言に任じ、即日、大納言に任せらる。時に年四十二とあるに據れり。然れど續紀、大寶元年^位年條に、三月甲戌朔廿一日甲午、始めて、新令によりて、官名位號を制す。親王、明冠四階、諸王、淨冠十四階、合せて十八階、諸臣正冠六階、直冠八階、勳冠四階、務冠四階、追冠四階、合せて三十階、外位は直冠正五位上階に始りて、進冠少初位下階に終る。合せて二十階、勳位は正冠正三位に始りて、追冠從八位下階に終る。合せて十二等、始めて冠を賜ふことを停めて、易ふるに位記を以てす云々、左大臣正廣式多治良人嶋に正二位、^中直廣壹藤原朝臣不比等に正々三位を授く云々、又諸王十四人、諸臣百五人、位號を改めて爵を進む、各差あり云々、中納言正々三位藤原不比等を大納言と爲す。この日、中納言の官を罷むと見え、又公卿補任大寶元年條に、中納言藤原不比等、三月十九日、任中納言を停めて、大納言と爲す。また大納言藤原不比等、三月廿一日任、元中納言と云へれば、その叙位は、正月にあらすして、三月なること明なり。○役行者云々。勅免の事、續紀に見えず。靈異記、及び扶桑略記に引く爲憲記、及び役公傳、また上に引ける元享釋書等に

見えたり。○草座。草にて、編みたる座具。○第三の仙人。扶桑略記に引く役公傳に、唐國四十仙人中、第三座なりと見ゆ。

出り下、杉
本、有し字、
世中、心ち、
こりて、杉本、
作、世中の疾
れたりて。

二月丁未日、釋奠ははじまること、さけたまはり侍き。三月廿一日に、對馬よりはじめて、銀をまいらせたりしかば、大寶元年と、年號を申さ。この後は、あひつゞきてけふまで、たぬす侍にこそ。二年と申し七月よりぞ、御子たち、馬にのりて、このへのうちに、出いり給事は、とゞまりにし。四年と申し五月五日、大極殿の西の樓のうへに、慶雲見えしかば、年號を慶雲と^かへられにき。二年と申しに、世中心ちおこりて、わづらふ人おほかりしかば、追難といふ事は、はじまれりしなり。

○釋奠。續紀に、大寶元年二月十四日丁巳釋奠す。註に釋奠の禮を注すること、是に始ると見ゆ。公事根源、二月上の丁の日條に、釋奠、是は年に二たび、二月と八月とにあり。上の丁の日、必ず行はる。若し日他國忌、祈年祭などにあたれば、中丁にあり。大學寮にて行はる。孔子、ならびに十哲の影を祀らる。上卿辨、少納言など参りて、廟拜に立ち、寔穩の座に就く。文章博士題を出す。孝經、禮記、毛詩、尙書、論語、周易、左傳年に回りて用ゐる。明日、釋奠の昨參らる。藏人持ちて、朝餉の間に進む。藏人、また一人、御手水の間の方の簀子にて、あれは何ぞの物ぞと云ふ。藏人答へて、ふんやのつかさの奉れる、昨日の釋奠の昨と、文字を長く云ひて、高く捧げ

持ちて、熊中に入るなり。この釋奠は、文武天皇大寶元年二月に始る。禮記の王制に、菜を釋き、幣を奠きて、先づ師を禮すとあり。この故に、釋奠とは云ふなり。後漢の明帝は、孔子の宅に幸して、仲尼、並に七十二弟子を祠ると見えたり。また先聖とは、孔子を云ひ、先師とは、顔回を云ふ。古は周公を先聖と云ひ、孔子を先師とは申けるを、唐太宗、貞觀二年に改めて、先聖、先師とは、孔子、顔回を申すと云や。又神護景雲二年、孔宣父を改めて、文宣王と申す由、弘仁格に見えたり。今大學寮に納め奉る孔子十哲の影は、異國より渡りて、我朝累代の物なるべし、と云へるによりて明なり。○對馬より、はじめ、銀をまいらせたりしかば云々。本書は、扶桑略記に、白銀を貢すとあるに據りて書り。然るに續紀に、三月廿一日甲午、對馬島金を貢す。元を建て、大寶元年と爲すと見ゆれども、同年八月丁未の條に、是より先に、大倭忍海郡人、三田首五瀬を、對馬島に遣はして、黄金を治ひ成さしむ。是に至りて、詔して、五瀬に正六位上を授け、封五十戸、田十町、並に純、綿、布、緞を賜ひ、依りて雜戸の名を免す。對馬島の司、及郡司、主典已上に、位一階を進む。その金を出す郡司には、二階、金を獲る人、家部の宮道に、正八位を授け、並に純、綿、布、緞を賜ひ、其戸は、身を終るまで、百姓は三年を復せしむ。又贈右大臣大伴宿禰御行、首、五瀬を遣はして、金を治はしむ。因りて、大臣の子に、封百戸、田四十町を賜ふと見えたる法に、年代曆に云ふ、後五瀬が詐欺發露するに於て、贈右大臣が、五瀬の爲に誤らるゝを知ると云へば、黄金の出でたるに非ること明なり。なほこの事、續日本紀考證に、大日本史を引き説あり。また群書類從に、對馬貢銀記あり。後のものながら、参考すべし。○この後より、年號わいついてきて、

けふまでたえず。年號の制は、孝德天皇元年に、大化の號を建てられしに始まれり。是より以前に、いはゆる異年號と稱し、端正、法興元等、種々の稱號ありと雖も、僧徒等の間に、私に用ゐられたるのみにして、一般に用ゐられたるものにあらず。かくて、大化の號は、六年に至りて、白雉と改められたりと雖も、當時は、いまだ、定制となりしにあらざれば、齋明、天智、弘文諸帝の御世には、設けられしことなく、天武天皇十四年、また朱鳥の號を立られたれど、持統天皇の御世にはなく、この御世にも、四年まで年號を置かれざりしが、この時、大寶の號を立てられ、遂に定制となりしなり。○御子たち馬にのりて、云々。續紀、二年秋七月四日己巳、勅あり、親王の馬に乗りて、宮門に入ること禁すと見ゆ。○四年と申し五月五日云々、慶雲と云へられにき。續紀に四年五月十日壬午、備前國神馬を奉る。西樓の上に慶雲見ゆ。詔して天下に大赦す。元を改めて、慶雲元年と爲すと云々と見ゆ。○二年と申しに云々、追儼といふ事ははじまれりしなり。續紀景雲三年條に、この年天下の諸國、疫疾して、百姓多く死す。始めて、土牛を作りて、大儼すと見ゆ。本書、及扶桑略記に、二年にかくるは誤れり。

第四十四、

元明天皇、

養老五年十一月四日崩、年六十一、葬大和國添上郡椎山陵、

次の御門、元明天皇と申き。天智天皇の第四の御女、御母、蘇我大臣山田石川麿のむすめ、嬪姪娘也。このみかとは文武天皇の御母におはします。文武天皇、いまだ、

養老五年十一月四日崩、年六十一、葬大和國添上郡椎山陵、

三十にたにをよびたまはせ、うせさせおはしましたし、いと心うかりしこと也。其時、聖武天皇は、いまた、いさけなくおはしましたし。八歳にやならせたまひけむ。このころこそ、二三にても、位につかせおはしますめれ。その程までは、さる事なかりしかば、御母にて、位につかせ給しなり。慶雲四年七月十七日、位につき給。御年卅六、世をしり給事七年なり。五年正月十一日に、武藏より、銅を、はじめてたてまつりしかば、年號を和銅とせられにき。

○元明天皇。幼名阿閉皇女と申す。天智天皇第四の皇女、後に日本根子天津御代豊國成姫尊と申す。○養老五年十二月四日崩。續紀、元正天皇養老五年條に、五月三日己酉、太上天皇聖體不豫、天下に大赦す云々、十二月六日、太上天皇、御病いよく重り給ふ。よりにて天下に大赦し、諸寺をして、轉經せしむ。七日己卯、平城宮の中安殿に崩す。時に春秋六十一云々と見ゆ。本書四日にかけたるは、未だ其據る所を詳にせず。○椎山陵。陵墓一覽に、奈保山東陵、奈良市大字奈良坂。○嬪姪娘。嬪は、古訓ミメと云ひ、名目抄に、ヒムと訓めり。夫人に次ぎて、天皇の御疑に侍するものなり。大寶令には、嬪四員を置き、五位以上と定められたり。書紀、天智天皇七年二月條の註に、またの名、櫻井姫と見ゆ。この帝、及御名部の内親王を生む。○三十にたにをよびたまはせ、うせさせおはしましたし。文武天皇、廿五歳にして、崩じ給ふこと、上に見ゆ。○聖武

給し。杉本、十七日下、作給(り)し。本、有、三、字。作、六、四、十六。

天皇は、云々、八歳にやならせ給けむ。聖武天皇は、大寶元年に生れ給ひしこと、下文に云ふが如し。されば、文武天皇崩御の慶雲四年は、七歳に坐しませり。本書八歳と云ふは、聖武天皇崩御の時の御年五十七才を以て數へたるなり。下文、聖武天皇條を參看すべし。○このころこそ、二三にても、位につかせおはしますめれ。この頃は、序文に見えたる仙人と、尼どの時代にて、取りも直さず、本書の著者、中山忠親卿の時代、即ち、鎌倉の初の頃をいふ。神皇正統記、清和天皇條に、我朝は、幼主、位に居給ふこと稀なりき。此天皇、九歳にて即位、戊寅の年なり。己卯に改元踐祚ありしかば、外祖良房の大臣、始て攝政せらるる、見ゆるが如く、上古は幼帝の即位絶えて無りしが、この後、屢幼冲にして、踐祚し給ふことあり。中にも、鳥羽天皇の五歳、近衛天皇の三歳、六條天皇の二歳にて、即位し給ふが如きことあるに至りしが故に、二三にても、位に即かせ坐すと云へるなり。○慶雲四年七月十七日に、位につき給。續紀に、慶雲四年六月、文武天皇崩す。廿四日、天皇明東樓に御し、八省百官を召して、遺詔によりて、万機の政を見をなはす由を告げ給ふ。秋七月十七日壬子、天皇大極殿に即位し給ふと見ゆ。然るに、愚管抄、歴代皇記に、六月十六日即位に作るは、文武天皇崩御の日に當れば、遺詔を受け給ふ日によりて、云へるなり。○御年三十六。續紀及本書、共に六十一歳崩に作れば、この時は、四十七歳とあるべし。○武藏より、始めて銅を奉りしかば、云々。續紀、和銅元年正月の詔に、武藏國秩父郡より和銅を献す云々、慶雲五年を改めて、和銅元年と爲し、御世の年號と定め給ふ云々と見ゆ。三月、不比等右大臣になり給、同二年五月に、新羅の使、さまざまの物を、あひく

九ごころにておこなはれしに、其事中たねて、ことし四十二年にぞなり侍し。同八年九月三日、位を御むすめの元正天皇の、氷高内親王と、さこえ給しに、ゆづりたてまつり給さ。

○難波より、大和の平城の京へ、みやこうつりて。万葉集卷一に、和銅三年庚戌春三月、藤原宮より、寧樂宮に遷り給ひし時、御輿、長屋原に停りて、迺に、古郷を望みて、作り給ひし御歌、一書に云ふ、太上天皇^持御製云々と見え、また帝王編年記、和銅三年條に、三月、藤原宮より平城宮に遷ると見ゆ。本書、難波宮より、遷り給ひし由に云へるは、いかゞ。但、七代寺年表にも、本書と同く、難波宮より遷都し給ひし由見え、日本紀、天武天皇十二年十二月の詔に、凡都城宮室は、一處に非ず、必ず兩參を造るべし。故にまづ、難波に都せむと思ふ、是を以て百寮、かのく、往きて家地を請ふと、見えたれば、これより以後、必ずこの地にも都し給ひしこと知らるれば、かくも傳へ誤れるならん。○左右京、條坊を定め給ひさ。下文に、これよりさきくも、代々、常に都うつり侍りしかども云々と、云ふが如く、上古は、天皇、位に即き給ふごとに、都を遷し給ひしかど、その境域、區劃の如きは、今より知らんよしなし。孝徳天皇大化二年、改新の詔を下し給ひし時、初めて京師を修め、坊保の制を定め給ひしかども、幾もなくして、長柄懸崎宮に遷り給ひしかば、その事果して行はれしや、否を知らず。この天皇の、奈良に都を遷し給ひし、故よしは、續紀に詳にして、その左右京、及條坊を設け給ひしあり様は、日本靈異記等に散見し、又大和志に、平

城都の墟、元明天皇、和銅三年、都を此に遷す。廣さ添上、添下二郡に亘る。左京は、今の西の京なりといひ、また、一代要記、扶桑略記、及び七代寺年表等にも、左右京、及び、條坊の定めしことを、載せたり。但、帝都の制度の完備せると、その事の、詳に後世に傳はれるとは、桓武天皇の平安城を經營し給ひしに始る。故に今その時の制によりて、左右京、及條坊のありさまを云は、平安都は、南北一千七百五十三丈、東西一千五百八丈あり。その中央の大路を、朱雀大路と云ひ、その東を左京と云ひ、西を右京と云ひ、かのく七百五十四丈あり。四行を町とし、一行に八門あり。四町を保とし、四保を坊とし、四坊を條と云ふ、即十六町なり。一條に始り、九條に終り、坊毎に坊長あり。四坊に、令一人を置き、衛府の官人、夜を守りて、非違を正し、各戸をして、街路に樹木を栽え、道路を掃除せしめ、怠るものあれば罰ありて、大に体裁を調へたり。なほ拾芥抄に見ゆる條坊以下の圖を、左に抄録す。

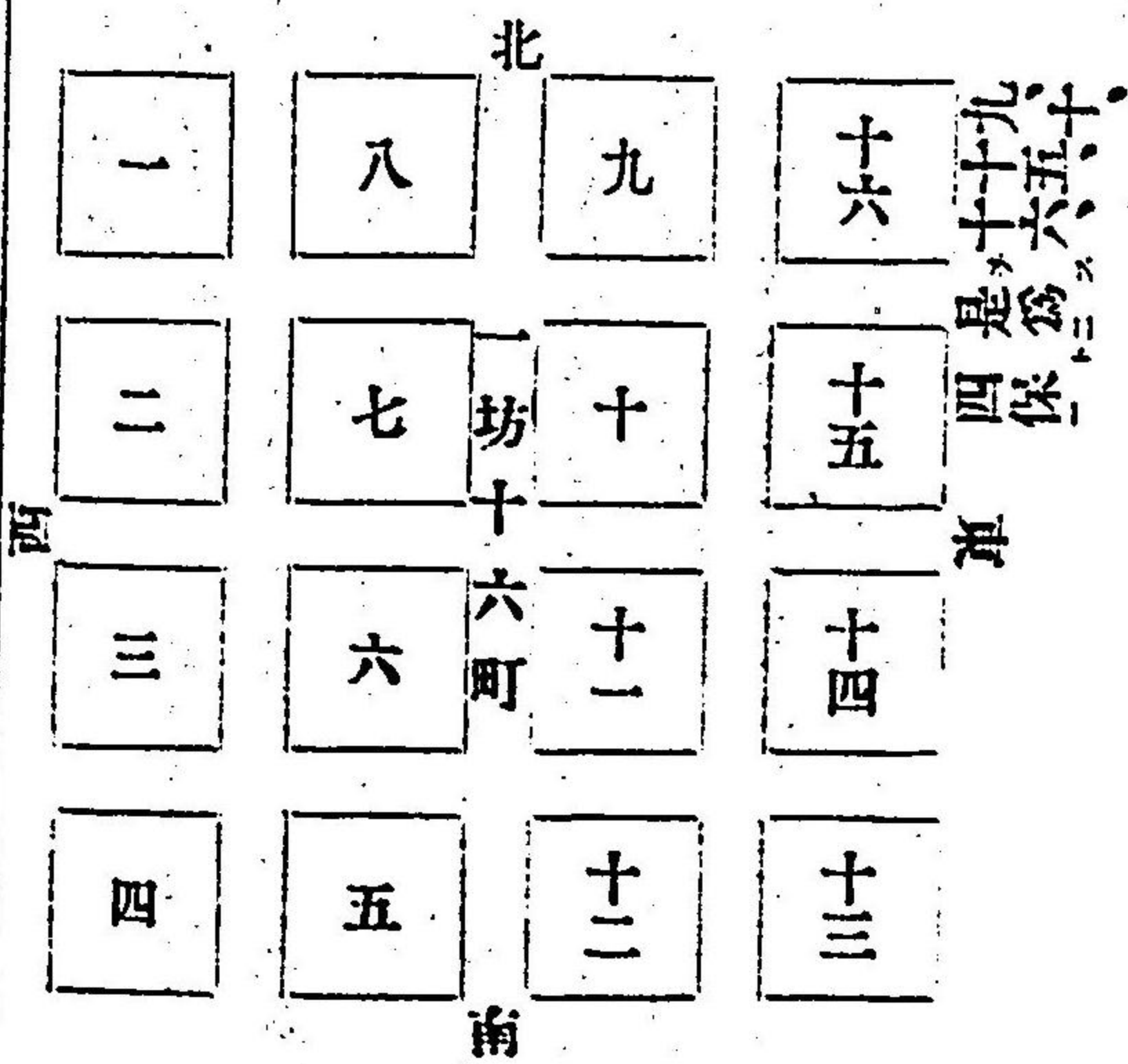
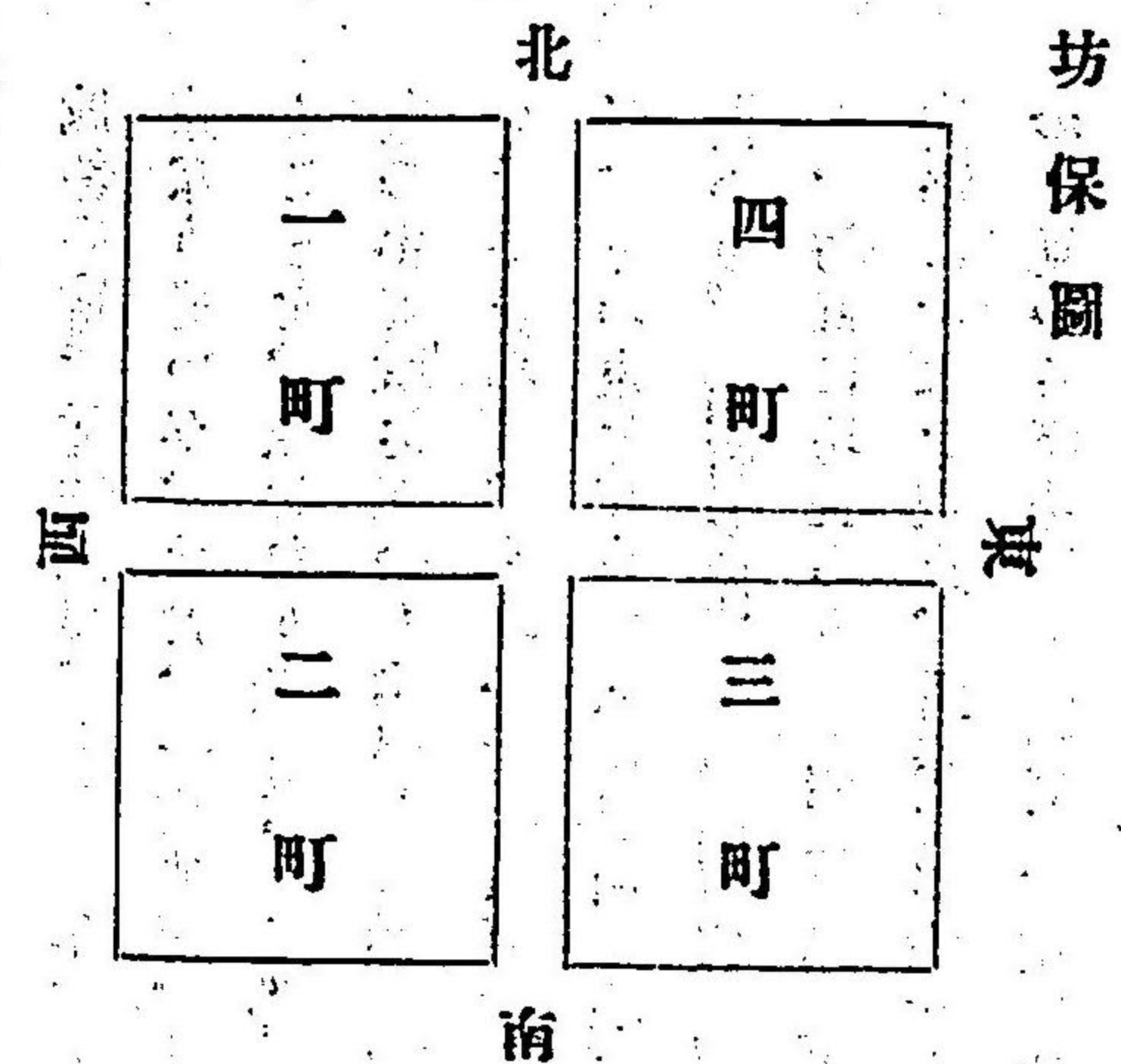
四行八門圖

西川	北一門	北二門	北三門	北四門	北五門	北六門	北七門	北八門	東川
西川	北二門	北三門	北四門	北五門	北六門	北七門	北八門	東川	東川
西川	北三門	北四門	北五門	北六門	北七門	北八門	東川	東川	東川
西川	北四門	北五門	北六門	北七門	北八門	東川	東川	東川	東川
西川	北五門	北六門	北七門	北八門	東川	東川	東川	東川	東川
西川	北六門	北七門	北八門	東川	東川	東川	東川	東川	東川
西川	北七門	北八門	東川	東川	東川	東川	東川	東川	東川
西川	北八門	東川	東川	東川	東川	東川	東川	東川	東川

凡計坊者、左京起、西、下東。右京起、東、下西。計町者、左京起、西北、下南。右京起、東北、南環。

北一門	北二門	北三門	北四門	北五門	北六門	北七門	北八門
西一坊	西二坊	西三坊	西四坊	西五坊	西六坊	西七坊	西八坊

計行者、左京西上、東下。
右京東上、西下。
計門者、左京起西北南下。
右京起東北下行。



計保者、左京起西北南下、
右京一、二、七、八町爲一保、三四五六町爲二保。

○興福寺を、やましなより、ならの京にうつしたて給き。山科は、山城國宇治郡にありて、山科郷と見えたる處なり。さて興福寺は、もと山階寺と云ひて、この處に創建せられたること、齋明天皇の條に云へるが如し。興福寺縁起に、和銅三年歲次庚戌、太上天皇、都を平城に遷し給ふ。太政大臣比等先志を承けて、春日の勝地を撰びて、興福の伽藍を立つるなりと見ゆ。○國々の郡の名をしるして云々。いでくるものは、その地の産物を云ふ。續紀、和銅六年條に、五月二日甲子、畿内七道諸國郡郷の名は、好字を著けよ。その郡内に生ずる銀、銅、彩色、草木、禽獸、魚虫等の物は、具に色目を録し、及び土地の沃瘠、山川原野の名號の由來、また古老の相傳、舊聞、異事は、史籍に載せて言上せよと見えたり。されば、この時、諸國ともに、その國の風土記を献りしこと知らる。かくて、續紀、天平十年八月辛卯、天下諸國をして、國郡の圖を進らしむ。日本後紀、延暦十五年八月己卯の條に、勅し給はく、諸國の地圖、事迹疎密にして、加ふるに年序已に久しければ、口字關逸す。宜く、更に、之を作らしむべし。夫郡國郷邑、騎道の遠近、名山大川の形體、廣狹、具に録して、漏すこと勿れ。また朝野群載卷二十一に、延長三年十二月十四日の官符を載せて、早く風土記を勘進すべき事、右聞くが如くんば、諸國に風土記の文あるべし。今左大臣の宣を蒙るに曰はく、宜く國宰をして、之を勘進せしむべし。若之れ無んば、部内を探求し、古老に尋ね問ひ、早

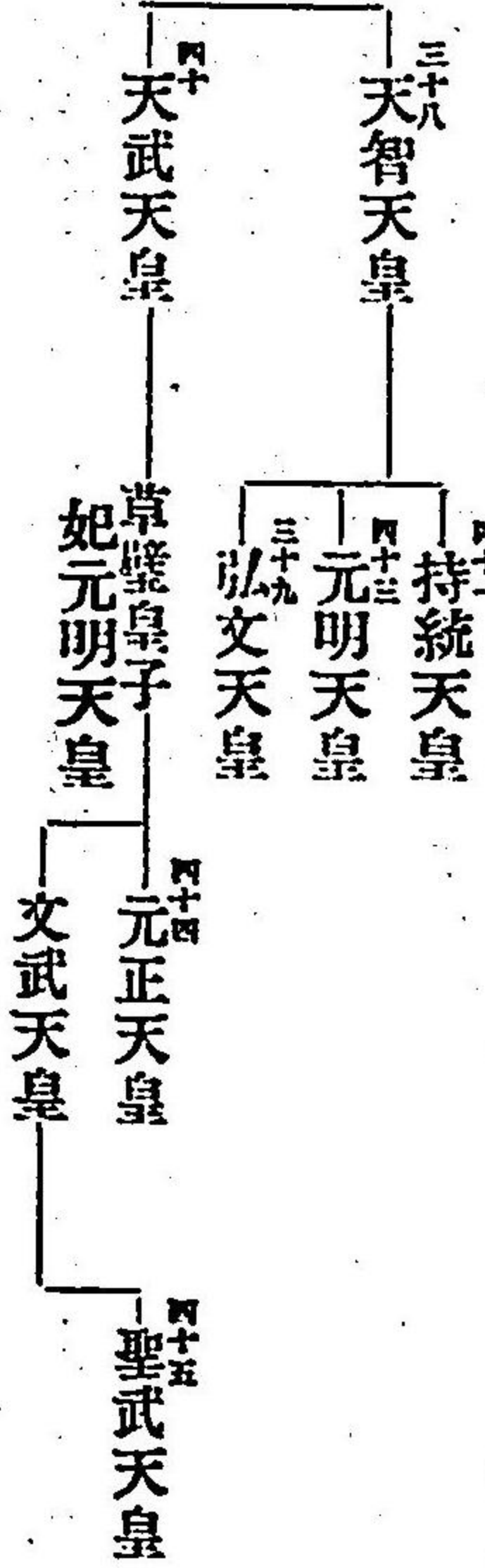
天平云々、杉本、

速旨上すべしといへれば、諸國承知して、宜に依りて之を行へ、延回を待す。符到らば奉行せよな
 ぞ見えて、つきつに、この書の勘進を獎勵せられたること、見ゆれども、疾く散逸して、古の
 風土記の、今日に存するもの、僅に、常陸、出雲、播磨、肥前、豊後の五國の風土記に過ぎず、餘
 は散逸して傳はらず。誠に惜むべし。序に云ふ、諸國郡郷の名は、好字を付けよとありし官符に
 よりて、國々及び郡郷の名を改めたるは、倭國を大和國に、木の國を、紀伊國と爲したるが如し。
 ○七年十月、維摩會を、山科寺にうつしかこなひ給き云々。扶桑略記に據りて書り。この法會の
 起原につきては、興福寺創立の條に云へり。されど、九所に行はれたりと云ふこと、何書に據れる
 か詳ならず。拾芥抄に、維摩會、十月十日より七箇日、延暦廿一年○隆徳元年興福寺に留る。
 その以前、會所定まらずと見えて、後には、興福寺にのみ行はるゝこと、なれり。○八年九月三日、
 位を御ひすめの、元正天皇の氷高内親王に、譲り奉り給ひき。續紀八年條に、九月庚辰、即ち二日の
 事とす。本書と、一日の差あり。詔の中に、この神器を以て、皇太子に譲らむと欲すれども、年齒
 幼稚にして、いまだ、深宮を離れず。庶務多端にして、一日に萬機あり。故に皇帝の位を、一品
 氷高内親王に傳ふ云々と見えたり。この内親王は、草壁皇子の皇女にして、文武天皇の御姉なるこ
 と、下文に詳なり。靈龜元年正月、一品に叙せらる。品とは、令義解に、品は位なりと見えて、
 親王の位を品と云ひ、一品より四品に至る階級あり。故にその初叙の四品は、諸臣の四位にあたり
 て、諸王の初叙五位に比して、一階の差あり。
 第四十五、元正天皇、天平廿年四月二十一日、
天平廿年四月二十一日、葬佐保山陵。

作治十年四月二十一日、
 平和元年四月二十一日、
 十年四月二十一日、
 大和國添上郡山部、
 陵、其佐保山、
 奈其佐保山、
 杉本、有下、
 七布本、御女、
 流布本、御女、
 下、和銅八年、
 乙卯、二、三、
 十五、三、
 作三、

かへられに
き。杉本、死
に字。

次の御門元正天皇と申す。文武天皇の御あね、これも元明天皇の御はらにおはし
 ます。元明天皇、位をさり給しとき、聖武天皇を東宮と申しかば、位をつぎ給べか
 りしかども、そのとしを御元服し給て、御年十四になり給しに、なをいまた、いこ
 けなくおはしますとて、此御門は御おはにて、讓をえたまひしなり。和銅八年九
 月三日、位につき給ふ。御年三十五、よを知給事九年也。年號かはりて、靈龜と申
 す。二年と申し九月に、御門みのよくに、ふはの山のいせゆに、行幸ありき。その
 ゆをあみし人、しらが、かへりて、くろくなりき。めくらかりしもの、たちまちに、
 あきらかになり、いたき所をあらひしかば、すなはち、いえにき。かくて、御門か
 へり給て、十一月七日、年號を養老と申す。その御系圖左の如し。
 ○元正天皇。諱は氷高内親王、一名新家皇女と申す。その御系圖左の如し。



原鎌足に命じて、撰定せしむと、弘仁格序、大織冠傳等に、見ゆるを始とす。かくて、天武天皇の御代に至りて、漸く刑定全備し、持統天皇三年、諸司に頒布せらる。是を近江令といひ、廿二巻あり、今、世に傳らず。後、文武天皇四年、刑部親王、及び不比等公に勅して、律令を撰定せしめ、大寶元年成る。令十一卷、律六卷、是を大寶律令といふ。義解に、古令、前令といふものは是なり。いまこゝに、不比等律令をえらびて、云々といふは、その大寶令を、この年、更に不比等公に勅して、刊修せしめ、令、律、各十巻と爲さしめられたるをいひて、その事、令義解に載する、天長三年の大政官符に、律令の興る、年代遠、沿革時に隨ひ、損益世に因る。藤原の朝廷の御宇、正一位藤原大政大臣、勅を奉じて、令十一卷、律六卷を制す。大寶元年、修撰已に訖りて、天下に施行す。平城朝廷、養老年中、同大政大臣、復び、勅を奉じて、令、律を刊修し、各十巻と爲すと、見ゆるが如し。而して、この刊修の令を、古令、前令に對して、新令、今令といひて、今世に行はると雖も、律は、早く散佚して、僅に數卷を存せるは、惜むべし。さて、律、令は、弘仁格の序に、律以三德肅爲宗、令以三勸誠爲本とあれば、令は法則に違はざるやう、教へ導く書にして、律はその教導に順はずして、罪過を犯すものを懲らさむが爲に、撰びたるものなり。○百官をめぐして、笏をもつ事は、はじまり侍しなり。續紀に、三年二月三日壬戌に、初めて天下の百姓に襟を右にし、職事の主典已上に、笏を把らしむ。その五位以上は、牙の笏、散位もまた、笏を把ることをゆるす。六位以下は、木笏なりと見ゆ。大寶の制、これに同じ。笏は和名抄に、四聲字苑に云ふ、笏音は忽、俗に尺と云ふ。長一尺六寸、闊三寸、厚五分なりと見え、箋註に、舊唐書輿服志に云ふ、隋制

に、文武の官皆笏を執らしむ。五品以上象牙を用ひ、六品以下竹木を用ひしむ。唐會要に、武徳四年八月十六日、詔して五品以上には、象笏を執らしめ、己下は木笏を執らしむ。本朝衣服令、これに依ると、見えたるが如し。○同四年八月三日、不比等うせ給にき。續紀に云ふ、養老四年八月辛巳朔、右大臣正二位藤原朝臣不比等病す。度者三十人を賜ふ。また詔し給はく、右大臣正二位藤原朝臣不比等、病漸く重く、寢膳易からず。朕その疲勞を見て、悲み思へども、救ふに術なし。よりて天下に大赦して、病を救はむとす。養老四年八月一日午の時以前の大肆の罪以下、悉く赦す云々、二日壬午、都下の四十八寺をして、一日一夜、藥師經を讀ましむ。右大臣の病を救はむが爲なり。三日癸未、右大臣正二位藤原朝臣不比等薨す。帝深く悼み惜み給ひ、廢朝して、哀を内寢に擧げ、特に優詔を賜ひ、弔賻の禮、群臣に異りき。大臣は、近江朝の内大臣大織冠鎌足の第二子なりと見え、公卿補任に、右大臣正二位藤原朝臣不比等、八月三日薨す。年六十二、在官十三年、○中納言三、大納言八年令十四巻を作る。諡して淡海公と云ふ。近江朝内大臣大織冠鎌足二男、聖武、孝謙、二代の外祖、元正天皇、養老二年、太政大臣に任せらるると雖も、固辭して受けず云々と見えたり。さて古來より、この大臣は、皇胤なりと云ふ異説ありて、大鏡に、右大臣不比等のおとゝは、實は天智天皇の御子なり。されど、鎌足の大臣の二郎になり給へり。この不比等のおとゝ、御名の文字より始めて、なべてならずおはしましけり。ならびひとしからずと、付られ給へる名にぞ、この文字は侍りける。また尊卑分脈の傳に、内大臣、鎌足第二子なり。一名史と云ひ、齋明天皇五年生る。公避る所ありて、山科の田邊の史大隅に養はる。因りて史を以て、名と爲す云々と見ゆる是なり。

併せ考ふべし。○九月に、大隅、日向の國に云々、放生會ははじまりしなり。政事要略に、石清水宮放生會事、舊記に云ふ、養老四年、豐前守宇奴首男人を將軍として、大御事を請奉りて、大隅、日向なる隼人等を伐ち殺しき。大神託宣し給はく、吾この隼人を多く殺したる報に、毎年放生會仕奉るべし云々、また扶桑略記に、養老四年九月、征夷の事あり。大隅、日向の兩國亂る。公家、宇佐宮に祈請し給ふ。その禰宜辛島勝代豆米、神軍を率ゐて、行きて、彼國を征し、その敵を平ぐ。大神託宣して曰はく、云々と見え、公事根原、石清水放生會の條に、放生のいみじきこと、最勝王經長者子流水品の池魚の事より起れるにや、まことに生るを放つ御契のはど、深かるべしと見ゆ。是は最勝王經第九の卷、長者子流水品に、長者が野生と云ふ池に、魚類の乾水の爲めに惱めるを助けて、遂に佛果を得たるを云へるなり。○山科寺のうちに、北圓堂をたて給ひき。興福寺に、南圓堂、北圓堂あり。南圓堂は、弘仁四年、開院贈大政大臣冬嗣の、藤氏の衰微を慨き、氏族繁榮を祈りて、建立する處にして、北圓堂は、この時に創立せらる。扶桑略記に云ふ、養老五年八月三日、天皇並に太上天皇、詔し給はく、右大臣藤原朝臣淡海公、周忌法事の爲に、興福寺内に、北圓堂を建て、捨彌勒像、挾侍菩薩像、四天王像を安置供養し給ふ。この橋氏三千代婦人、その夫、贈太政大臣淡海公の爲に、興福寺金堂内に、坐彌勒淨土を造りて、供養し奉ると見ゆ。

第四十六、聖武天皇、天平勝寶七年五月二日、崩年五十二、葬佐保山陵。

次の御門、聖武天皇と申さ。文武天皇の御子、御母不比等の御女、皇太后宮の御子

天平勝寶七年五月二日、崩年五十二、葬佐保山陵。

也。養老八年二月四日、位につき給、御年廿五、世をしり給事廿五年なり。年號を神龜とかへられにき。

月朔日崩、年五十六(七)御、后四人、葬、下、那、御子也、イ、本、有、和、編、給、七、年、春、宮、に、立、給、ふ、十、字。

○聖武天皇。權記、長保三年五月廿四日條に、天平聖武皇帝諱、前史闕きて記さず。此夜、又夢に皇帝御日記、並に往來書草を見る。諱首字なりとあり。皇胤紹運錄、皇年代略記にも、然か見ゆ。即位の後、天竺國押開豐櫻彦天皇と申す。○七年五月二日崩。七年は八年の誤なり。孝謙天皇紀に、天平勝寶八歲五月甲寅朔乙卯云々、この日、太上天皇寢殿に崩すと、見えたるを以て證すべし。○年五十二。續紀、文武天皇大寶元年條に、この年夫人藤原氏、皇子を誕す。註に、聖武なりと見ゆるに據れば、崩御の時、五十六歲に座すべし。歷代皇記にも、しか云へり。されば杉本の説を正しとすべし。○佐保山陵。陵墓一覽に、佐保山南陵、大和國添上郡佐保村大字法蓮と見ゆ。○養老八年云々、御年廿五。御歲、愚管抄同じ。一代要記、歷代皇記、卅一に作り、大日本史、またこれに従ふ。然れども大寶元年生誕にして、和銅七年御元服、立太子の時十四歲、崩年五十六に坐せば、養老八年は、廿四歲に坐すべし。諸書皆誤れるが如し。○年號を神龜とかへられにき。養老七年十月乙卯の詔に、左京の人、紀家が白龜を献るによりて、年號を改められし事、續紀に詳なり。

二年と申しに、もろこしより、柑子のたねをもてきたれりき。これよりはじめて、此國には、いできそめしなり。三年と申し七月に、太上天皇、れいならずおはしま

御所下、杉
本念字ア、杉
ぞ。杉本、作
せし。杉本、
おはせし下、
おはせし下、
イ本、有、此
寺は法道仙
人の建立、
尊は主、動、
文會と云、佛
の作りし、十
一面、觀音の
像也、其石、
は、風、輪、
り、出、生、し、
る、方、八、尺、
馬、蹄、不、さ、
字、二、六、二、
ん、杉、本、
ん、杉、本、
作、ら、ん、
有、二、字、
國、下、杉、
本、

し、御所に、みかど、山階寺の内に、東金堂をはたて給しなり。そのとし、行基菩薩、やまさきの橋をつくりて、そのうへに、法會をまうけて、供養し給しに、にはかに、おほ水いせよ、ながれしぬる人おほかりき。四年に申し三月廿日、はつせは供養せられし也。行基菩薩ぞ、導師にておはせし。天平五年七月に、うらんほんははじめりしなり。同六年正月十一日に、光明皇后、御母の橋の氏の御ために、山階寺のうち、西金堂をたて給き。同七年、吉備の大臣、もろこしにとゞめられて、日月をふんじたりければ、十日ばかり、世中くらくなりにけり。此事をうらなはしめけるに、日本國の人を、こゞめてかへさざるによりて、秘術をもちて、日月をかくせるなりと、申ければ、此國へかへりきたれりしなり。

○もろこしより、柑子のたねをもてきたれりき。續紀、神龜二年十一月條に、庚辰朔己丑、中務少丞從六位上佐味朝臣虫麿、典鑄正六位上播磨直弟兄に、並に従五位下を授く。弟兄は、初め唐國より柑子を持ち來り、虫麿、まづその種子を殖えて、實を結ばしむ。よりて、位を授け給へるなりと見ゆ。和名抄箋註に云ふ、李時珍云ふ、柑はその樹、橘に異なることなく、たゞ刺少きのみ。皮は橘に比するに色黄にして稍厚し。その味、橘に比して苦からず。橘は久く時ふべく、柑子は腐れ

易く、柑子は氷雪を畏るれども、橘は然らず。これ二者の異なる處なり。また今の俗に、密柑と云ふもの、また此一種なりと云へり。○太上天皇、例ならずおはしまし、御所に云々。續紀同三年七月癸巳、詔し給はく、太上天皇の不豫、稍く二序を經たり、天下に大赦して、疹疾の徒に、湯藥を賜ふべしと見ゆ。また塵添璫囊鈔に、聖武天皇、東金堂を立て、金銅藥師如來を安置し、光明皇后相續して、西金堂を造りて、十一面の像を本尊とし給へりと見ゆ。○そのとし、行基菩薩、やまさきの橋をつくりて云々。扶桑畧記、神龜三年條に、行基菩薩、山崎橋を造る。故老傳へて云ふ、橋を造り了りて後、菩薩、橋上に於て、大に法會を設く。洪水俄に至り、橋流れ、人死す。粗その數あり云々と見ゆ。僧行基は、元亨釋書に、姓は高志氏、泉州大島郡の人、百濟國王の後胤なり。天智天皇七年に生る。その胎内を出し時、胞衣纏はりて離れず。その母これを忌みて、棄て、樹の枝に懸く。翌朝、母、往きて見るに、自ら胞を出で、能くもの言ひき。父母よりて大に悦びて、養ひ育つ。年十五にして出家し、藥師寺に居り、瑜伽、唯識等の諸論を、新羅の慧基に學び、また義淵に従ひて、智證を益す。年廿四の時、具足戒を、徳光法師に受く。行基、常に行化を事とし、道路の追隨するもの、千百を以て數ふるに至る。その通過する處、險難なる處あれば、橋を架し、路を修め、或は土地を墾き、水利を興す等、功績極めて多く、民、今に至るまで、その惠を受く。また畿内の内に、精舎を立つること、四十九所の多きに及べり。天平十七年、大僧正となる。大僧正、こゝに始る。廿一年正月、天皇菩薩戒を受け給ひ、皇太后、皇后、次ぎてまた受け給ふ。よりて大菩薩號を賜ふ。二月二日、菅原寺東南院に寂す。年八十二、又續紀、天平勝寶元年條には、

享年八十と見えたり。○四年と申し三月廿日、はつせは供養せられし也云々。扶桑略記に、三月卅日に作る、本書は傳寫の誤りなるべし。同書に云ふ、三月卅日庚午、大和國城上郡長谷寺を供養す。行基菩薩は導師、義選法師は咒願たり。それ件の寺は、弘福寺僧道明、俗姓六人部氏、並に沙彌德道、播磨國揖賀郡人幸矢田部氏二人の建立する所なり。その佛を造りし木材は、近江國高島郡三尾前山より流れ出て、雷に撃れつる木なり。その流れ着くところ、疾疫の災絶えざりしかば、人の流しやるに従ひて、漂流して、大和國葛木郡神河浦に至る。爰に沙門道明、沙彌德道、この木を引き上げて、佛を造らむと企つると雖も、志餘りて力足らず。専ら禮拜を勤む。茲に、正三位行中務卿兼中衛大將藤原朝臣房前、公家に奏聞し、勅により、大倭國絹三千束を下行し給ふ。これによりて、十一面觀世音菩薩像一軀を造り奉る。高二丈六尺、時に雷降りて、方八尺の磐石を破り、作りてその座と爲す。佛師は、稽主勳、稽文會兩人なり云々と見ゆ。なほ同書に引く、爲憲記、及菅原道真公撰と稱する、同寺の緣起にも詳なり。○うらんぼん。續紀、天平五年條に、秋七月乙丑朔庚午、始めて大膳職をして、孟蘭盆の供養を備へしむと見ゆ。孟蘭盆とは、翻譯名義集に、孟蘭は西域の語の轉れるにて、倒懸と譯す。盆は飲食を貯ふる器なり云々と見ゆ。佛弟子の孝順を修するものは、念々父母、乃至七世の父母を追想し、年々七月十五日を以て、その父母、及び祖先の厄難中にあるもの、爲に、百味の飲食、五果等を供へ、十方の僧に施して、その倒懸の苦を救ひ、長育慈愛の恩に報ゆるなり。○六年正月十一日云々、西金堂をたて給き。扶桑略記に、興福寺緣起を引きて、天平六年正月十一日、皇后藤原氏、先妣贈從一位橘氏、往生菩提の爲に、興福寺内に、西金堂を立て、釋迦

東人上、杉
本有、大野二
七下、杉
本有、餘字、
十一日、下、
繼、本、有、
し、也、其、
神、也、其、
十七字。

迦大士の像、及び狹侍菩薩、十大弟子、四羅漢、神王等の像を安置す。衆僧四百人を雇して供養し、別に袈裟等を施し、法の如く行道せしむと見ゆ。○吉備の大臣、もろこしにどいめられて云々。ふんじは、杉本、ふうじとありて、即ち封字の音便なり。扶桑略記、天小七年四月辛亥の條に、或記を引きて曰はく、爰に、眞備、竊に日月を封すること、十箇日間に至り、天下をして悸動せしむ。之を占はしむるに、日本國留學人、歸朝すること能はず、秘術を以て、日月を封するなりと云ふ。即ち勅して免宥せしめ、遂に本朝に歸る云々と云へり。
同十二年九月に、太宰少貳廣繼と申し人は、宇合の子におはす。其人一萬人のつはものをおこして、みかどをかたぶけたてまつらんと、はかりたてまつるこいふ事きこへて、東人といふ人に、くにぐのいくさ一萬七千人をあひぐして、八幡の宮に祈申て、たゝかはしめにつかはす。十一月に、御門、伊勢太神宮に行幸し給て、此事を祈申給しに、この月十一日に、肥前國まつらの郡にて、少貳しづまり給しところなり。いま、かゞみの宮にておはします。
○大宰少貳廣繼云々。廣繼は、續日本紀、松浦社本緣起等に、廣嗣に作る。藤原宇合の長子、容貌魁偉にして、頭上に肉角の寸餘なるものあり。博覽強記にして、兼て佛教に通じ、武藝絶倫、兵法に習ふ。その餘、天文、陰陽の書、管絃、歌舞の技、通せざる處なく、悉くその濫與を極む。天

平中從五位下に叙し、大宰少貳となる。この時、僧玄昉、僧正となり、内道場に居り、屢說法と稱して、皇后藤原氏に近き、醜聲外に漏るゝに至る。廣嗣之を斥けむことを請ふと雖も、帝聽し給はず。茲に廣嗣の妻、容色あり、その夫の大宰少貳となりて、任に赴きし時、獨り京師に留りしに、玄昉これを姦せむと計る。妻、これを太宰府に告ぐ。廣嗣大に怒りて、遂に、兵を擧ぐるに至る。續日本紀、天平十二年條に、八月乙卯朔癸未、太宰少貳從五位下藤原朝臣廣嗣、表を上りて、時政の得失を指し、天地の災異を陳ぶ。因りて僧正玄昉法師、右衛士の督從五位下道朝臣眞備を除かむことを乞ふ。九月乙酉朔丁亥、廣嗣遂に兵を起して反す。よりて勅して從四位上大野朝臣東人を以て、大將軍と爲し、從五位上紀朝臣飯麿を副將軍と爲す。軍監、軍曹、各四人、東海、東山、山陰、山陽、南海、五道の軍、一方七千人を徵發し、東人等に委ねて、征討せしむ。乙未、治部卿從四位上三原王等を遣はし、幣帛を、伊勢の大神宮に奉らしむ。十月九日壬戌、大將軍東人に命じ、戰勝を入幡の神に祈しむ。時に、大將軍東人言す。逆賊藤原廣嗣、自ら隼人の軍を率ゐて先鋒となり、木を編みて船と爲し、河を渡らむとす。時に、佐伯宿禰常人、安倍朝臣虫麿等之に應戰す。かくて常人等、廣嗣を呼ぶこと十度にして、廣嗣、馬に乗り來りて、勅使の名を問ふ。常人等之に應ず。廣嗣馬より下り、今にして、勅使を知ると云ひて、再拜して曰はく、廣嗣、敢て朝命を捍まらず。但、朝廷の亂人二人を請ふのみ。廣嗣、若、朝廷を捍まば、天神地祇、罰殺せよと、常人等聽かず。廣嗣却き還りて、その陣に入りしに、從ふ所の隼人、官軍に降るものあり。十一月丙戌、大將軍東人言す、進士無位安倍朝臣黑麿、今月二十三日丙子を以て、賊廣嗣を、松浦郡直嘉島長野村に捕

へ獲つと、詔して、法に據りて處決して、然後に奏聞せしむ。戊子に、大將軍東人等言す、今月一日を以て、肥前國松浦郡に、廣嗣、綱手を斬ること、已に訖ぬ云々と云へり。○十一月に、御門、伊勢大神宮に、行幸し給ひて。この事、諸書に見えず。但、續紀のこの年十月壬午の條に、伊勢國に行幸す云々、この日、山邊郡竹器村堀越の頓宮に到ります。癸未、車駕伊賀國名張郡に到ります云々、乙酉、伊勢國壹志郡河口頓宮に到ります。之を關宮と謂ふ。丙戌に、少納言從五位下大井王、并に中臣忌部等を遣し、幣帛を大神宮に奉らしむ。車駕關宮に停りますこと、十日と見え、これより鈴鹿郡赤坂頓宮、桑名郡石占頓宮、己酉の日、美濃國當伎郡に到りませし山、見えなれば、これらを誤り傳へたるにや。○この月十一日に。イ本、この下に、廣繼が軍敗れて云々の十七字あると、標註に云へるが如し。參看すべし。本文のみにては、意通せざるに似たり。○かみみの宮。和漢三才圖會に、肥前國松浦郡鏡宮明神、松浦山の坤の麓東西にあり。北面は海なりと見ゆ。

同十三年六月戊寅日夜、京中の條くゝに、いゝふりて侍さ。同十四年十一月に、陸奥にあかき雪ふり侍さ。十五年十月十五日、あふみの信樂京にて、東大寺の大佛をはじめ給さ。同十七年八月廿三日に、東大寺の大佛の座をつさはじめ給、同十九年九月廿九日、大佛をいたてまつり給、同廿年正月に、陸奥よりこがね九百兩をたてまつり給。日本國に金いせくる事、これよりはじめられりき。これにより

戊寅日下、
杉本、有りの

はじめ、杉本、
作のはじめ。

いり侍らざるなり。杉本、作りに侍らざるなり。杉本、太上天皇とぞ。杉本、無字。

て、四月十八日に、年號を天平感寶元年とかへられにき。されども、此年號は、やがて又かはりにしかば、年代記などには、いり侍らざるなり。七月二日、位をさりと、御ぐしおろして、太上天皇とぞ申侍りし。御年五十にならせ給しなり。

○同十三年六月云々いぬふりて侍き。いぬは、いひの音便にて、飯をいふ。さて神明鏡には、之を天平十年戊寅の事とし、六月、雪の如き飯ふりければ、始め怖れけれども、後に、人々皆取り食ひけり。不思議なりと書せり。○陸奥にわかき雪ふり侍き。續紀、十四年正月條に、廿三日己巳、陸奥國申す、部下黒川郡以北の十一郡に、赤雪を降ること、平地二寸と見ゆ。○十五年十月云々、東大寺の大佛をはじめ給き。續紀、同年十月十六日辛巳の詔に、朕薄徳を以て、恭く大位を承け云々、普天の下、未だ法恩普からず。よりにて天平十五年十月十五日を以て、菩薩の大願を起して、盧遮那佛金銅像一軀を造り奉らむとす。國銅を盡して、像を鑄し、大山を削りて堂を構へ、廣く法界に及して、朕が智識と爲す云々、乙酉、皇帝紫香樂宮に御す。盧舍那像を造らむが爲なり。始めて寺地を開く、行基法師、弟子を率ゐて、衆庶を勧誘す。十一月丁酉、車駕恭仁宮に還り給ふ。紫香樂に留り給ふこと、凡四月と見え、東大寺大佛記に、天平十五年十月十五日、近江國信樂京に於て、佛像を削め奉る云々、更に天平十七年八月廿二日○本書廿三日に作る大倭國添上郡に於て、同像を削め奉り、天皇親ら御袖の中に、土を持運ばせ、御座に加へさせ給ふ。天平十九年九月廿九日、始めて鑄奉り、勝寶元年十月廿四日鑄了る。三箇年の間に、八度改め鑄たり。天平勝寶四年三月十四日、

孝謙天皇下、有治十年三、杉本、作らば、元、下、杉本、御、無、に

始めて金を塗り奉り、同年四月九日、開眼し奉る。また金銅盧舍那佛像一軀、結伽坐高五丈三尺五寸、面長一丈六尺、廣九尺五寸、鼻高三尺云々と見ゆ。○陸奥より、こがね九百兩をたてまつれりき云々。續紀に、天平廿一年二月廿二日丁巳、陸奥國、始めて黄金を買す。よりにて畿内七道の諸社に、幣を奉りて、これを告げ給ふと見ゆ。本書、年月相違せり。○年號を天平感寶元年とかへられにき云々。同書に四月十四日丁未、天平廿一年を改めて、天平感寶元年と爲すと見え、七月に至り、更に勝寶と改元せられしこと、下文の如くなれば、感寶の年號は、本書の説の如く、廣く用ゐられざりしなり。○七月二日、位をさりと云々。同書に、また云ふ、秋七月二日甲午、皇太子禪りを受けて、大極殿に即位し給ふ云々、この日、感寶元年を改めて、勝寶元年と爲すと見ゆ。御年は、天平勝寶八年、五十六歳にして崩御し給ひしこと、上に云へる如くなれば、この時は、四十九歳に坐すこと明なり。本書誤れり。

第四十七、 孝謙天皇、

次の御門、孝謙天皇と申き。聖武天皇の御女、御母不比等の御むすめ、光明皇后におはします。天平感寶元年七月二日、位につき給、御年卅一、世をしり給事、十年也。御をこゝに、東宮おはしましたし、かども、神龜五年に、御年二歳にて、うせ給にしかば、此御門、位をつぎたはしましたし。

有宮下、杉本、
四下、二、杉本、
神本、無、杉本、
下、杉本、作、
天、十六、年、
十、七、歳、に、
御、門、は、位、に、
つ、き、ま、し、ま、
し、ま、し、ま、

感、愛、イ、本、
作、給、は、
無、に、字、
無、三、字、

供、養、し、た、て、ま、
つ、り、給、下、
イ、本、有、三、道、師、
は、善、提、正、也、
八、字、を、な、
ひ、下、杉、本、
有、三、給、字、
つ、り、た、て、ま、
つ、り、下、杉、本、
有、三、給、字、

○孝謙天皇。諱、阿倍皇女と申す。續紀卷十八に、寶字稱徳孝謙皇帝、出家し給ふが故に、諡を奉らず。因りて寶字二年、百官の上りし尊号をもて、稱し奉ると云へり。○御年卅一。歴代皇紀、本書に同じ。但、神護景雲三年の續紀に、八月癸巳、天皇西宮寢殿に崩す。春秋五十三と見ゆれば、養老元年の降誕なるが故に、この時は、卅五歳に坐すべし。即ち皇代記、皇年代畧記には、しか云へり。○御おと、に、東宮云々、此御門は位をつぎおはしました。續紀、天平十六年の條に、閏正月十三日丁丑、安積親王、脚病に緣りて薨す。時に年十七云々、親王は天皇^武の皇子、母は夫人正三位縣犬養宿禰廣刀自と見ゆれども、この親王の東宮に立ち給ひしこと見えず。是より先、同天皇神龜四年の續紀に、閏九月廿九日丁卯、皇子誕生し給ふ。同十一月二日己亥、皇子を立て、皇太子と爲し給ふ云々、同五年九月十三日丙午の日、皇太子薨じ給ふこと見え、皇胤紹運錄に親王諱は基王、神龜四年太子と爲り、同五年九月薨すと見ゆれば、この親王薨去の後は、別に皇太子を立て給はざりしなるべし。さて御系譜を按ずるに、この二皇子薨去し給ひて後は、淺香皇子と申すを除きては、悉く内親王に坐せば、遂にこの皇女に、御位を譲り給ひしなるべし。

天平感寶元年十月廿四日に、東大寺の大佛を、いたてまつりをはりにき。三年の程、八度といふに、事はてにしなり。十一月に、八幡の宮たくせむし給て、十二月に、つくしより、京へうつりおはしました。なしはらにみやづくりして、いはひたてまつりしなり。七日丁亥、東大寺供養侍き。行幸ありき。また聖武天皇は、太上

天皇とて、おなじく、この供養にあはせ給き。八幡の宮も、おはしました。めぞたく侍し事ともなり。みな人しり給へる事ともなり。天平勝寶四年三月十四日に、東大寺の大佛に、はじめて、こがねをぬりたてまつりき。四月九日、萬僧を請じて、供養したてまつり給き。今年ぞかし、道鏡うちへまいりて、如意輪法をおこなひし程に、やうく、御門の御おほえ、いできはじめりしかば、ゆけの法皇と申しは、此人なり。寶字二年、みかど、位を東宮にゆづりたてまつりて、太上天皇と申さ。

○東大寺の大佛をいたてまつりをはりにき。委しく上に云へり。○八幡宮託宣し給ひ云々。續紀、天平勝寶元年十一月己酉、八幡大神託宣して、京に向ひ玉ふ。十二月戊寅、是日入京、宮南の梨原の宮に、新殿を造りて、神宮と爲し、僧侶四十人を請じて、悔過すること、凡そ七日と見えたり。さて此後、八幡宮は、東大寺の鎮守神とならせ給ひて、大佛のあたり近く、鎮り坐すに至れり。○七日丁亥、東大寺供養侍き云々。續紀、天平勝寶元年十二月條に、丁亥八幡大神の禰宜、尼大神朝臣杜女、東大寺を拜す。其輿の紫色、天皇の乘輿に同じ。天皇、太上天皇、太后も、同行幸し給ふと見ゆ。杜女の乗りたる輿の天皇に同じかりしをおもふに、正しく、八幡宮の御名代となりて、大佛を拜せしなり。故に入幡の宮も、おはしましたと云へるなるべし。○こがねをぬりたてまつりき。佛像に、塗金するを云ふ。上に見ゆ。○四月九日、万僧を請して、供養したて

内より下、杉本の字

てまつりて、わが家に、すへたてまつりたりしかば、内より御つかひ、そのののにまいりて、むかへたてまつりて、東宮にはたち給じなり。大炊王と申は、すなはち、此みかどにおはします。

○右大臣豊成。左大臣藤原武智磨の第一子、仲磨の兄なり。下文に詳傳をわぐ。○式部卿永手。藤原房前の第二子なり。天平中從五位下に叙し、此時從三位式部卿兼大和守たり。光仁帝即位の後、正一位に進み、極めて信任せらる。實德二年二月薨じて、太政大臣を贈らる。○攝燒王。一品新田部親王の子にして。初諸王と爲り、天平中、從四位下に叙し、正四位下に進み、中務卿に任ず。事に坐して平城の獄に下され、伊豆の三島に流され給ひしことあり。下に各とがどもおはすといへるは、即ち是をいふなり。さて寶字二年、從三位に進み、姓を氷上真人と賜ひ、人臣に列す。後累進して、同八年、中納言兼文部卿に至りしが、仲磨反せし時、この王を奉じて、帝と爲さんとせしかば、其誅せらるゝに及びて、遂に斬られ給ひき。○攝津大夫珍努。天武天皇の皇子、長親王の男。神龜三年、無位知努王を以て、從四位下と爲り、天平勝寶四年八月廿三日、王を改て文室真人と爲す。六年四月攝津大夫、天平寶字元年六月八日、參議に任じ、五年正三位に叙し、名を淨三と改む。八年正月、從二位に進み、九月一日致仕、實德元年十月九日薨す。尙ほ委しくは、光仁天皇の皇條に見ゆ。○右大辨古磨。大伴氏、天平勝寶元年左少辨に任ず。二年遣唐副使と爲り、六年唐より歸る。是歲左大辨に轉じ、正四位下に至れる由、續日本紀に見ゆ。此書に右大辨に作れるは

誤ならん。寶字の初年、陸奥鎮守將軍按察使を兼ね。橘奈良磨の廢立を謀れる時、古磨之に黨す。事露はれて鞠問せられ、爲に杖死せりとぞ。○池田王。舍人親王第四の御子に坐す。淳仁天皇即位の後、親王に陞され、三品を授けらる。帝廢せられ給ふに及びて、不軌を闕るに坐して、諸王に降し、土佐國に流さる。○大納言仲磨。左大臣藤原武智磨の第二子、其人と爲り敏賢にして、略書紀に涉り、大納言阿部少磨に從うて、算數を學び、其術も精しかりしとぞ。内舍人、大學少允より累進して、勝寶元年大納言に任じ、紫微令中衛大將を兼ね、從二位に進めり。○臣をしるは君にしかず云々。續紀に、大納言藤原朝臣仲磨言うて曰はく、知臣者莫若君、知子者莫若父、唯奉天意所擇者一耳と見え、又同書、天應元年四月辛卯條にも、詔して曰く云々、古人言へる有り。子を知るは親に若かずと云へりとも聞食す云々とも見ゆ。蓋し史記の李斯列傳に、吾聞之、明君知臣、明父知子とあるによりて、いへるなるべし。○むねとおはせし。諸皇子の中にて、この二人の親王は、重立ちて坐し、人なりとなり。○新田部親王の子を。即ち道祖王を云ふ。○かのくどがどもおはす。とがは咎也。過失あるをいふ。即ち續紀の前文の續きに、船王は閩房修らず。池田王は孝行闕くる所あり。鹽燒王は太上天皇、その無禮を責め給へり。唯大炊王、いまだ長壯ならずと雖も、過失あることを聞かず。よりてこの王を立むと思ふと、孝謙帝の仰せられしこと見えたり。○わが家にすへたてまつりたりしかば。仲磨、この東宮冊立の事の始る前に、大炊王を、わが邸宅に迎へて、かしづき申しなり。續紀に、是よりさき、大納言仲磨、大炊王を招きて、田村第に居らしむ。また廢帝紀に、是よりさき仲磨、大炊王に妻はす

ち従はむと云ふ。時に忠節、この語を聞きて、右大臣に告ぐ。大臣答へて云ふ。大納言年少し、吾教誨を加へて、殺すこと勿らしめむと云へり。この日、内相藤原仲麿、具にその状況を奏し、内外の諸門を警衛し、高麗朝臣福信等を遣して、兵を率ゐて、小野東人、答本忠節等を追捕して、左衛士府に禁錮せしめ、また兵を遣はして、道祖王を右京の宅に圍ましむ。己酉の日、右大臣藤原朝臣豊成、中納言藤原朝臣永手等八人に勅して、左衛士府に就きて、東人等を勘問せしむ。この夕、内相仲麿、御在所に侍し、鹽燒王、安宿王、黄文王、橘奈良麿、大伴古麿五人を召して、大后の詔を傳へて曰はく、鹽燒等五人、反を謀ると告ぐるものあり。然れども、汝等は吾近親なれば、一も吾を怨むべきことありと念はず。故に汝等の罪を問はずと、詔訖りて、五人のもの、南門の外に出で、稽首して恩を謝す。庚戌詔して、更に中納言藤原永手等を遣はして、東人等を勘問せしむ。事毎に實ありて、斐太都か語に異ることなし。去る六月、興黨集りて事を謀ること三度、始は奈良麿が家に於てし、次には圖書藏の邊の庭に於てし、後には大政官の邊の庭に於てす。その人々は、安宿王、黄文王、橘奈良麿、大伴古麿、多治比賴養、多治比禮麿、大伴池主、多治比麿主、大伴兄弟等なり。庭中に於て、天地四方を拜し、共に鹽汁を飲み、誓ひて曰はく、七月二日、暗夜に乘じ、兵を起して内相が宅を圍み、劫し殺して大殿を圍み、皇太子を退け、次に皇太后を傾け、鈴璽を取りて號令し、然る後に帝を廢し、四王の中を撰びて、立て、君と爲さむと謀りしと申す。よりてその告られし人々を召し、來るに隨うて禁錮し、各別處に置きて、一々に勘問す。始め安宿に問ふ、答へて申さく、去し六月廿九日の黄昏に、黄文來りて、奈良麿語らむとすることあれば、

來るべしと云ふ。よりて従ひ行くに、太政官の院内に至れり。先に二十人許の人あり。一人出で來りて迎へ禮す。近きてその顔を見るに、奈良麿なり。また素服を着けたるものあり。小野東人なり。皆云ふ、時已に過ぐべし、宜く立ちて拜すべしと。安宿問ふ、何を拜せむと云ふか。答へて云はく、天地を拜するのみ。安宿情を知らずと雖も、人に隨うて拜す。然れば吾は人に欺かれて行きしのみと。更に黄文、奈良麿、古麿、多治比賴養等に問ふに、略同じ。勅使また奈良麿に、何によりて、この逆謀を爲すに至れるかを問ふ。答へて申さく、内相政を行ふこと、甚道に協はず。故に先づ兵を發して、その人を得て、後に眞情を陳せむと欲ふと。又問ふ、何をか政に道なしと云ふか。答へて曰はく、東大寺を送りて、人民を苦め、關を奈良に置きて、世の憂を爲す。勅使云はく、寺を造るは汝が父の時より起れり。今却て世の憂を爲すとは如何と。奈良麿辭屈して服す、云々、是に於て、悉くその黨與を捕へて、獄に下し、黄文が名を多夫禮と改め、道祖が名を麻度比と改む。大伴古麿、多治比賴養、小野東人、賀茂角足等、並に拷掠して死に至らしむ。安宿王、及び妻子は佐渡に、信濃守佐伯大成、土佐國守大伴古慈斐二人は、その任國に流す。その餘の黨與、或は獄中に死し、或は法に依りて、配流せらるるを見ゆ。

此ほどは、道鏡も、いまだ、は日ろかに、まいりつかうまつらざりしかば、このなかまろ、御かどの御おほほ、ならびなかりき。天平寶字二年八月廿五日、仲丸、大保になりなき。これは右大臣を、かく申しなり。やがてその日、大將になりて、しこ

本は日ろかに。トアリ。

ふたしじ。東
二覽本、二しじ

うふ。杉本、
うふトアリ。
つぎトアリ。
覽本、往來ニ
作ル。

の藤原の姓に、あまこいふふたしじを、はへたまはせき。これらもみな、太上天皇の御おほはね、ならびなくて、せさせ給しなり。あまこいふ姓の、御らんするたびに、あましくおほすこと、たまはするこそ、申あひたりし。又なかまるこいふ名をかへて、をしかつごぞ申し。同三年六月二日、みちのほごりに、くた物の木をうふべきよし、おほせくたされき。この事は、東大寺の普昭法師に申人の、申をこなひ侍しなり。そのゆへは、くにくのたみ、ゆきくたゆる事なし。そのかけにやすみ、そのみをこりて、つかれをさへんごなり。いみじき功德におほは侍し事なり。八月三日、鑑眞和尚に申し人、聖武天皇の御ために、招提寺をたて給き。同六年六月、太上天皇、尼になりたまひてのたまはく、われ菩提心をよこして、あまごなりぬれども、みかど、ここにふれて、うやくしきけ、さらにおはせず。かやうに、いはるべき身にはあらず。世のまつりごこの、つねの小事をば、をこなひ給へ。よの大事、賞罰をば、われをこなはんご、の給せて。此のち、世ををこなひたまひき。

○は日ろか。はひは、はひの轉語、今はびこりといふべきを、萬葉集に、雲はびこりて、なごいへるにて、さどるべし。即ち、蔓草の四方に延ひ廣がりたるが如く、われ獨り、恣に自由にするを云ふ。○御かどの御おほえならびなかりき。おほえは、寵愛を云ふ。○仲九大保になりなき云々、をしかつごぞ申し。續紀、天平寶字二年八月條に、甲子、紫微内相藤原朝臣仲磨を以て、大保に任す。勅して云はく、善を褒め惡を懲すは、聖主の格言、績を賞し、勞に酬ゆるは、明主の辨則なり。藤原仲磨は、恪勤職を守り、君に事へて誠忠に、務を施して私無し。愚拙なる時は、その親をも降し、賢良なる時は、その怨をも擧ぐ。逆徒を未だ戰はざるに亡し、國民安きことを得、國家乱無きこと、畧この人に由れり。良に嘉賞すべし云々、困りて是を論ずれば、右に准ずるに匹ひ無く、汎惠の美これより美なるは莫し。自今以後、姓の中に惠美の二字を加ふべし。暴を禁じ、強に勝ち、戈を止め、乱を靜む。故に名けて押勝と云ふ。朕が身の中、汝まことに尙し。故に字を尙舅と稱し。更に功封三千戸、功田一百町を給ひ、永く傳世の賜と爲し、不常の勳功を表し、別に鑄錢、舉稻、及び惠美の家印を用ゐることを聽す。この日、大保從二位兼中衛の大將藤原、惠美押勝^{○中}等、勅を奉じて官號を改め易ふ。太政官を乾政官と爲し、太政大臣を大師と云ひ、左大臣を大傅と云ひ、右大臣を大保と云ひ、大納言を御史大夫と云ふ云々と云へるに依れば、惠美の二字を、仲磨が藤原姓に、加へ賜はれるは、その功勞を賞して、汎惠の美、これより美なるはなしと、詔り給ひしに起れるものなり。されど、今案するに、この續紀の文は、當時の漢學者の手になりて、何事も強ひて、理りめかさむとすると、今一は、國史として、朝廷のこの字を賜はれる理由を

多少保護せむとするより、故らに、かゝる牽強附會の説を爲したるにはあらじか。抑、惠美といふ詞の例は、古事記神代卷に、沼河日賣の御歌に、青山がかくらば、ぬば玉の夜はいでなん、朝日乃惠美佐迦延來て、たくづぬのしろきた、ひき云々、枕の草紙八の巻に、局のもとにて云々、怪くて、こはたそと、とへば、そみそひになりて、なぞを始め、何にても、笑を含み、にこやかに、晴々しき事を、そみ何と云へること、廣く例あれば、仲應に、この字を賜はれるも、本書に、御らんするたひに、そましくおぼすとて、たまはするごととある方、飾りなく、正く穩なる傳へなるべし。○みちのほとりに、くだもの木をうふべきよし云々。くだもの木は、菓實を結ぶ樹木を云ふ。扶桑略記に、天平三年六月二日官符に云ふ、東大寺普照法師が奏狀に傳はく、道路は百姓の往來絶ゆることなし。樹木その傍にあれば、疲れたる足を息ひることを得て、夏はその蔭に就きて、熱を避け、飢ゆる時は、その實を取りて食ふことを得、よりて願はくば、城外の道路の兩邊に、菓實を結ぶべき樹木を栽植せむ。勅して許さるる見ゆ。但元享釋書に、二年の事と爲すは、恐くは誤なるべし。普照法師は、同書に天平五年、入唐して教を學び、福先寺道璿、及び揚州の鑑真を勸めて來朝せしむ。勅して東大寺に居らしむと云へり。○東大寺。大和國添上郡奈良にあり。一名を金鐘寺、光明寺、大花嚴寺、城大寺、總國分寺と云ひ、また單に東寺とも稱す。八宗兼學の寺院にして、勝寶感神聖武皇帝銅版詔書に據るに、天平十三年二月、聖武天皇發願し給ひ、天平勝寶五年正月成就の効を奏す。その本尊金銅盧舍那佛は、所謂る奈良の大佛にして、本邦無双の鉅像なり。○招提寺。詳には唐招提寺と云ひ、初名は建初律寺と云ふ。大和國添下郡蓬萊村の南にあり。

律宗最初の寺院なり。扶桑略記に、天平寶字三年八月三日、大唐鑒真和尚、聖武皇帝の爲に招提寺を創建す。金堂一字、少僧都唐如實建立する處なり云々、講堂一字、平城朝集殿施入なり云々と見ゆ。但好古小錄には、その結構を見るに、講堂は朝集殿の結構に非ず。金堂は疑もなく朝集殿の結構なりと云へり。○鑒真和尚。元享釋書に、俗姓涼子氏、唐の揚州江陽縣の人なり。年十四にして、大雲寺智滿に從うて沙彌となり、神龍元年道岸律師に從うて、菩薩戒を受け、景龍二年、實際寺に於て、具足戒を受け、二京に遊びて、三藏を究め、江淮に廻りて、戒律を教授す。わが天平五年、榮叡、普照等、遣唐大使丹墀廣成オキヒロに隨ひて、入唐留學す。天寶元年、鑒真揚州大明寺に於て、律講を開く。叡照等、その席に預る。遂に勸めて入朝せしむ。二年十二月、鑒真、二弟祥彦、道興、及叡照等と、海に浮びて來朝す。風波に會ひて、志を果さず。天平勝寶六年に至り、漸く、大宰府に着し、四月京に入りて、東大寺に館す。聖武天皇、師と爲して菩薩戒を受け給ひ、同時に皇太后、太子、公卿以下、同く受くるもの四百卅四人に至る。又勅して、皇子新田部親王の舊宅を賜はりて伽藍を起し、招提寺と云ふ。天平寶字二年、大和尚號を賜ひ、七年五月六日、結伽趺坐して、西に向うて化す。壽七十七云々と云へり。○尼になりたまひて。下に引く續紀の宣命にも見えたり。また扶桑略記淳仁天皇の條に、天平寶字六年六月、先帝高野娘、花釋を落して、佛道に入り給ふ。法諱法基尼と稱す。卅五と見ゆ。○菩提心。菩提は、譯して無上正真道、また無上正等覺と云ひ、成佛して得べき智慧を云ふ。この智慧を開きたる位置を、成佛即ち佛果と云ひ、その佛果を求むる心を菩提心と云ふ。○うやくしきけ、さらにかはせず。

かやうにははるべき身にあらす云々。續紀、天平實字六年條に、五月辛丑、高野天皇と帝と、隙ましくて、車駕平城宮に還り給ひ、帝は中宮院に坐して、高野天皇は、法華寺に坐す。六月庚戌、五位以上を朝堂に喚び集めて、詔し給はくとありて、その宣命を抄出すれば、今帝乎立皇、須麻比久流間、宇夜宇夜自人、相從事波無之豆、斗卑等は脱脫あらん、乃仇能言期等久、不言波辭毛言奴。不爲岐行母爲奴。凡加久伊波流倍根朕附波不在。別宮御坐坐奉時、自加得言也。此波朕劣爾依豆之、加久言良之止、念召波、愧自爾、伊等保自爾奈母念須。又一爾波、朕應發菩提心緣爾有良之止奈母念須。是以出家豆、佛弟子止成奴。但政事波、常禮利小事波、今帝行給部。國家大事、賞罰二柄波、朕行幸とある、字やくしく、わい従ふことは無くして、云々の文によりて、書けりと思ゆ。さて六年以下の心は、今帝の御行を視るに、事に觸れ、物に觸れて、朕高野天皇野に對して、恭謙の禮を欠き、云ふ可らざるとをも云ひ、爲すまじきことを爲せり。たゞひ菩提心を發して、佛門に入れる身なりとも、今帝の御親にあられる朕なれば、かく輕しめ云はるべき身にはわらずとなり。かくて、この御世の事、眞に云ふに忍びざるもの多きは、云ふも更なれども、此處に上皇の淳仁天皇に、恭謙の禮を欠くと責め給ひ、云ふまじきをも云ひ、爲すまじきをも爲しぬと、仰しを考ふるに、續紀の實龜四年三月條に、道鏡が死せし事を記して、實字五年、孝謙天皇の、保良に幸し給ひし時、看病に侍して、稍く寵幸せらる。廢帝、常にこれを以て言を爲し給ふによりて、遂に天皇と隙を生じ給ひ、天皇還りて、平城の別宮に坐すと云へるを見れば、孝謙天皇の、この法師を寵愛し給ふこと、倫常の外なるを視をなはして、淳仁天皇の諫め申し給ひしにより、かのづから、兩帝の間に、

御中よからぬこと出來しなるべく、後に、この帝の、帝位を退られ給ひて、淡路の國に遷され給ひしも、皆この賊僧の所爲とし想へば、いともく憤怒ろしく、腹立しきことにもなる。

同七年九月に、道鏡少僧都になりて、つねに太上天皇の御かたはらにさぶらひて、御おほえ、ならびなくなりしかば、ゑみの大匠、みかどをうらみたてまつる心やうくいできにき。同八年九月二日、ゑみの大匠、わたくしに太政官の印をさして、ここををこなふといふことを、大外記比良鷹しのびやかに申たりしかば、十一日に、太上天皇、少納言をつかはして、鈴印をおさめさせしめたまひしを、ゑみの大匠、きよつけて、そのみちに、わが此宰相といひしをやりて、うはひとゞめさせしかば、又太上天皇、人をつかはしていころさしめ給しに、大臣のつかひまたあひたがひにいころしてき。かゝる世のみたれいできて、大臣つかさ位とられ、關をかため、いくさをよこして、うたしめむとし給しかば、大臣、その夜にけて、あふみの國へゆきしに、みかたのいくさ、ほかのみちより、さきにいたりて、せたのはしをよまてき。大臣これを見て、たかしまの郡のかたへにけて、小領と

いころさしめ給しに、大臣のつかひまたあひたがひにいころしてき。かゝる世のみたれいできて、大臣つかさ位とられ、關をかため、いくさをよこして、うたしめむとし給しかば、大臣、その夜にけて、あふみの國へゆきしに、みかたのいくさ、ほかのみちより、さきにいたりて、せたのはしをよまてき。大臣これを見て、たかしまの郡のかたへにけて、小領と

いころさしめ給しに、大臣のつかひまたあひたがひにいころしてき。かゝる世のみたれいできて、大臣つかさ位とられ、關をかため、いくさをよこして、うたしめむとし給しかば、大臣、その夜にけて、あふみの國へゆきしに、みかたのいくさ、ほかのみちより、さきにいたりて、せたのはしをよまてき。大臣これを見て、たかしまの郡のかたへにけて、小領と

いころさしめ給しに、大臣のつかひまたあひたがひにいころしてき。かゝる世のみたれいできて、大臣つかさ位とられ、關をかため、いくさをよこして、うたしめむとし給しかば、大臣、その夜にけて、あふみの國へゆきしに、みかたのいくさ、ほかのみちより、さきにいたりて、せたのはしをよまてき。大臣これを見て、たかしまの郡のかたへにけて、小領と

いころさしめ給しに、大臣のつかひまたあひたがひにいころしてき。かゝる世のみたれいできて、大臣つかさ位とられ、關をかため、いくさをよこして、うたしめむとし給しかば、大臣、その夜にけて、あふみの國へゆきしに、みかたのいくさ、ほかのみちより、さきにいたりて、せたのはしをよまてき。大臣これを見て、たかしまの郡のかたへにけて、小領と

は、子字の借字なり。一本にはしか作り。宰相は、參議の唐名にして、參議は、續紀、天平三年八月丁亥の詔に、諸司の擧により、式部卿從三位藤原朝臣宇合云々六人を擢で、並に參議となすに、あるに創れり。さて、是は下文に引く、續紀の文によるに、仲麿が第二子、參議從四位下訓儒麿を云ふなり。○大臣のつかひまたわひたがひにいころしてき。下に引く續紀の文によるに、勅使と押勝が使と、互に戦ひしなり。○大臣つかさ位とられ。押勝が官位を解免せられたるを云ふ。なほ下に引く、續紀の文によるに、同時に藤原の姓も除かれたるなり。○みかたのいくさ。こゝには官軍をさしていへり。○小領。大賚令の制に、郡に大領一人、少領一人を置かる。その職掌は、義解に、部内の人民を撫で養ひ、郡の事を檢察することを掌ると見ゆ。○もたむ。もたひとあるべし。酒を入れる、瓶なり。續紀に、是夜星有り、押勝が臥屋の上に落ぬ。其大さ斐の如しとあるによりて、書けるならん。さて和名抄には、また盟字に作り。和名毛太非と見ゆ。○あひぐしたりし人々を云々。續紀に、攝燒王を立て、今帝と爲し、眞光、朝宿等を、三品と爲す云々とある是なり。さて上達部は、三位以上、若くは之と相當官なる參議以上をいふ。即ち公卿なり。○おなじ大臣と申せども云々。單に大臣と云へば、誰も彼も同じことなれども、この仲麿は、世間の歸向他に勝れて、勢威も常の大臣とは異りし人の、一時の間に衰滅を來し、は、榮枯盛衰の理りも思ひやられて、あはれなりとなり。○續紀、天平寶字八年九月條に、乙巳、太師藤原惠美朝臣押勝、逆謀頗る泄る。高野天皇、少納言山村王を遣して、中宮院の鈴印を収めしむ。押勝これを聞きて、その男訓儒麿をして、遊へて奪ひ取らしむ。天皇授刀少尉坂上菊田麿、將曹壯鹿島

足等を遣はして、射て殺さしむ。押勝また中衛の將監矢田部老を遣はして、甲をき馬に騎りて、劫さしむ。詔使授刀紀船守之を射殺す。是に於て詔し給はく、太師正一位藤原惠美朝臣押勝、並に子孫、兵を起して逆を爲す。よりにて官位を解免し、並に藤原の姓を除き、及びその職分功封等の雜物、悉く沒収すべしと詔りおはりて、使を遣はして、三關を固め守らしむ。この夜、押勝、近江に走り、官軍追討す。丙午の日、高野天皇勅し給はく、逆臣惠美朝臣仲麿、官印を盗み取りて逃げ去ると云へり。忝くも人臣となりて、飽くまで、寵幸を受けて、寵極りて、自ら深刑に陥るのみならず、また愚民を劫奪して、萬一を僥倖す。若し勇士ありて、速に彼を誅滅せば、當に重く賞すべし。また北陸道の諸國、大政官の印を承け用ゐるべからず。壬子の日、軍士石村、村主石楯、押勝を斬りて首を京師に傳ふ。押勝は近江朝内大臣藤原朝臣鎌足の曾孫、平城朝贈太政大臣武智麿の第二子なり。性聰敏にして、畧書記に渉る。大納言阿倍の少麿に従うて、字を學び、尤もその術に精し。内舍人より大學少允に遷る。天平六年從五位下を授けられ、勝寶元年正三位大納言兼紫微令中衛大將に至り、國家の大政、皆その掌中に在り。是によりて、名門豪族、みなその勢を妬む。寶字元年橘奈良麿、これを除かむと謀り、事廢立に涉りて、反て仲麿が爲に滅されたり。その年、紫微内相に任じ、二年大保に任じ、優詔ありて、姓の中に惠美の二字を加へ、名を押勝と云ひ、加封三千戸、田一百町を賜ひ、特に鑄錢舉稻、及び惠美の家印を用ゐることを許さる。四年、大師に轉り、その男正四位上眞光、從四位下訓儒麿、朝蔭、並に參議となる。從五位上小湯麿、從五位下薩雄、辛加知、執棹、皆衛府の關國司に任ず。その餘、顯要の官、皆その姻戚にあらざるはなし。

御けさをきてあれども、世のまつり事をせざるべきにあらず。佛も經に、國王位につき給はんおりは、菩薩戒をうけよこそ、ごきをき給たれ。これを思へば、あまこなりても、世のまつりごきをせむに、なにのさはりかあるべき。しかれば、みかどの出家していませんに、又出家してあらん大臣もあるべしと思ひて、この道鏡禪師を、大臣禪師と、くらゐをさづけたてまつるご、のたまはせて、

○廿日云々、とよなりをもとのごとく大臣の位におさめ給ふ。治め給ふとは、善きことにわれ、あしきことにわれ、すべて天皇の處分し、行ひ給ふことを云ふ。故に、官職に任じ給ふことをも、治め給ふと云ふ也。廿日は、甲寅の日なり。續紀に、この日、討賊將軍從五位下藤原朝臣藏下磨等凱旋す。詔し給はく云々と、本書に云へると同じ意の宣命を下し給へること見えたり。豐成はこの時復官の恩に浴して、天平神護元年に薨す。續紀同年十一月條に、甲申、右大臣從一位藤原朝臣豐成薨す。平城朝正一位贈太政大臣武智磨の長子なり。養老七年内舍人を以て、兵部大丞を兼ぬ。神龜元年從五位下を授け、兵部少輔に任ず。頻に顯要を経て、天平十四年、從三位中務卿兼中衛大將に至る。廿年中納言より、大納言に轉ず。咸寶元年右大臣を拜す。時にその弟仲磨、政を執りて、權を専らにし、勢大臣を傾く。大臣天資寛弘にして、人望ありて、仲磨、百方中傷せむと欲すれども志を得ず。大臣が三子、乙繩、平生、橘奈良磨と友とし善し。是に由りて、奈

良磨が事わらはる、日、その逆謀に與すると誣ひ、日向の様に左遷し、大臣を降して、大宰の員外帥と爲す。大臣難波の別業に至り、病と稱して任に赴かず。八年を経て、仲磨反して誅せらる。大臣即日官に復せらる。薨する時、年六十二と見ゆ。○禪師。禪定を修する師を云ふ。僧は法を解する師なるが故に法師、戒律を持する師なるが故に、律師と云ふが如し。○袈裟。繡譯名義集に、袈裟は譯して不正色と云ひ、色に従うて名を得たりと云へるが如く、青、黃、赤、白、黒の五正色にあらざる物を以て作るが故に、この名あり。またその數三枚あるが故に、三衣とも云へり。天竺は熱國なれば、この袈裟を以て衣服と爲す外、身に着る物なし。本邦は氣候寒冷なるが故に、着衣の上に、袈裟をかくるなり。○菩薩戒。菩薩の行を修する人の、一般に受持すべき戒律を云ふ。梵網經に、十重禁、四十八輕戒の目あり。○いませんに。在らすの敬語、君をいませても云へり。また延へては、いませへとも云へり。さて續紀の宣命に曰く、この禪師の行を見るに、至りて淨く、佛の御法をつぎ廣めむと念し、朕を導き守ります云々、さて朕は髮を剃りて、佛の御袈裟を着て在れども、國家の政を行はざることを得ず。佛も經に勅はく、國王位に坐す時は、菩薩の淨戒を受よと勅りてあり。よりに念へば、出家の身も、政を行ふに障あるべきものにあらず。されば帝の出家しています世には、出家したる大臣もあるべしと念ひて、禪師の願ひます位にはあらねど、此道鏡禪師を、大臣禪師と、位を授けまつる事を、もろく聞し食さへど宣ると見え、また道鏡禪師を以て、大臣禪師と爲す。職分、封戸、大臣に准じて施行せよ云々とも見えたり。

崩御五十五
二三年イノ
慶雲二年イノ
野添下郡高
八陵下郡高
日乙巳正月九
日己亥二月一
杉本淡路廢帝
廢帝ニ作ル國

天平寶字八年十月九日、位につき給、御年四十七、世をしり給事、五年なり。同九年に淡路廢帝、國土をのろひ給によりて、日ぞり大かせ吹て、世中わろくて、うへしぬる人おほかりきこ、申あひたりき。十月に、廢帝、うらみの心になへずして、かきをこえて、にけ給しを、國守つはものをこして、こゞめ申しかは、かへりたまひて、あくる日うせたまひき。閏十月二日、大臣禪師道鏡、太政大臣になりき。十一月に大嘗會ありしに、われ佛の御弟子となれりこて、出家の人もあひまじりて、つかはるべきよし仰られき。

○稱徳天皇。孝謙天皇重祚。○御年五十二。天皇、養老元年に生れ給ひしこと、巳に上に云へるが如し。然れば享年五十三年に坐すべく、重祚の年、寶字八年は、四十八歳に坐すべし。即ち續紀寶龜元年八月癸巳條に、天皇西宮變殿に崩す。春秋五十三と見えたる、以て證すべき也。○添下郡陵。續日本紀、神護景雲四年八月條に、丙午高野天皇^稱と、大和國添下郡佐貴郷高野山陵に葬ると見え、後その添下郡の一部を割きて、新に生駒郡を置かれしが故に、陵墓一覽に、大和國生駒郡平城村大字山陵と見えたり。○淡路廢帝、國土をのろひ給によりて云々。續紀、天平寶字九年^{神護}二月條に、この月、京師の米價貴し。西海諸國をして、恣に私米を京師に廻さしむ。また三月癸巳、勅し給はく、比年早に逢ひて、歳穀登らず。朕愍然に堪へず。去年不熟の國、今年實

ることを得ば、租税を徴すべし。若今年熟せざれば、秋時に至りて、勅の處分を待て。その備前備中、備後の三國は、早損尤も甚し。よりてその負ふ所の正税、納ることを得ず。天平寶字八年以前の官稻の未納は、悉く免す。また四月條に、美濃、越中、能登、駿河、常陸、武藏、丹波等の諸國、飢うるによりて、賑給せられしこと見ゆ。但廢帝の國土を兎ひ給ひしことは、正史に見えず。○廢帝うらみの心になへずして、云々、あくる日うせたまひき。同書、同年二月條に、乙亥、淡路國守從五位下佐伯宿禰助^{オキノスネ}に勅し給はく、はのがに、淡路國に配流したる罪人、稍く逃亡を致さむとすと聞けり。若し實ならば、何を以て奏上せざる。汝、朕が心を休し、往きて彼を監視して、事の動靜、早く奏上すべし。また諸人等、商人と詐り稱して、彼國に向ふものありと聞く、國司監察せずば、遂に群を爲すに至らむ。自今以後、一切禁斷せよ。同十月條に、庚辰、淡路公幽憤に勝へず、垣を踰えて逃ぐ。守佐伯宿禰助、椽高屋連並木等、兵を率ゐて遮る。公還りて、明日院中に薨すと見ゆ。○大臣禪師道鏡、太政大臣になりき。二日は庚寅にあたる。同日の詔に云はく、太政大臣は、その才徳これに合ふもの有る時、始めてその官を授く。我師大臣禪師の、朕を守り助くるを見れば、僧俗二種の人ともに、その理に従ひて、慈み恵みて過なく、朝廷に仕奉らしめむと思へり。故太政大臣の官を授け奉るに堪へ給はむと念へり。よりて太政大臣禪師の位を授け奉る云々と見え、これに續きて、文武百官に詔して、太政大臣禪師を拜賀せしむ。事了りて弓削寺に幸し、唐、高麗の樂などを奏し、太政大臣に、綿一千屯を賜ふ云々と見えたり。○十一月に大嘗會ありしに云々。同書十一月條に、癸酉、是よりさき、帝を廢して淡路に遷す。天皇重て

餘屯をたまはせま。

○神護景雲二年云々、法皇の位をさづけ給ひき。この事、續紀によるに、天平神護二年の事なり。本書、景雲二年の事と爲すは誤れり。またこの時の詔書には、法王の位を授くと見ゆれば、法王と改むへし。法王はこれよりさき、聖德太子を、上宮聖德法王帝説に、法王、または法主王と云ひしことあり。續紀、天平神護二年の條に、十月廿日、脇寺の毘沙門の像より出る舍利を、法華寺に請し奉り、百官の主典己上をして禮拜せしむ。詔し給はく云々、今現れ給へる如來の尊き大御舍利は、常に見奉るよりも、御色も光り照りて美く、大御形も満ちたらはして坐せば、特にくすしく、奇しき事を、思ひ測ること誠に難し云々、猶佛法を興し隆えしむることは、人に依りて繼ぎ廣むるものなり。故諸の大法師等を率ゐて、上と坐す太政大臣禪師の、理の如く勤め行はし、教へ導き給ふによりて、かく奇く尊き驗はあらはれ給へり。この尊く懐き事を、朕獨りのみ喜ぶべきにあらざると念して、太政大臣朕が大師に、法王の位を授け奉らうと詔り給ふ云々と見え、また大僧都圓興に、法臣位を、僧基眞に、法參議大律師を授け給ひ、尋て法王の月料は、供御に准じ、法臣大僧都圓興は、大納言に、法參議正四位上基眞は、參議に準せしめ給へり。○和氣清麿がわねのあま。名は廣蟲と云ふ。その傳、續日本記、宇佐託宣集、日本後記等に散見す。その大要を抄出せば、備前國藤野郡の人にして、初從五位上葛井戸主に嫁ぎ、貞順にして節操欠くる所なかりき。孝謙天皇の爲に信愛せられ、正六位下を授けらる。天皇落飾し給ひし時、從ひて髮を剃り、名を法均と改め、進守大夫尼位を授けらる。藤原仲麻呂に伏せし時、その黨與の斬に處せられむ

とするもの數百人に及ぶ。法均、帝を諫め奉りて、死罪を減じて、悉く流罪に處せらる。亂後飢疫起りて、民間子を生むもの、多く養育すること能はずして、往々遺棄す。法均之を收養して八十三人を得、悉く養子と爲す。因りて姓を葛木首と賜ふ。神護景雲二年、從四位の封戸、位録、位田を賜ふ。弟清麿、道鏡が心に忤ひて流竄せられし時、詔して、還俗せしめて、備後國に流さる。光仁帝即位の後、清麿と共に召し還され、典藏と爲りて、常に侍從す。後正四位上を授けられ、典侍となり、延暦十八年卒す。年七十、天長二年正三位を贈らる。法均、天性友愛の情に富み、姉弟財物を分たず。歿するに臨みて、凡百の追福を止め、永く子孫の準則と爲さしむ。法均の人となり、以上の如くなれば、下文に見ゆるが如く、道鏡を天位に即くべきよし、神詔を偽はれるなどあるべきことにあらず。なほその由は、詳く下に云ふべし。○たゞ人。凡人の義。○此事を申こはしめ云々。道鏡を帝位につくること是非に付、八幡宮の御教へを請はしむるなり。○きはまりなき大事也。此上なく大切なる事件。○もち月。もちは満の轉語にして、大陰曆、十五日夜の月の、圓く欠るところなきを云へり。○幣帛。みてぐらと訓み、また音讀にも云へり。すべて神に奉るものを云ふ。○天のひつき。我邦の皇位は、天照大神よりつきづくに、その御正統を以て、位に即き給ふが故に、日の神より傳はれる御位を嗣ぎ給ふ由にて、しか云ふなり。○よはくなりゆくことを。よはくは、よわくとあるべし。皇統の衰へ給はむことをと成り。○みかどのすゑ。皇室の行末。○一切經。佛教に關する一切の經典、及びその註釋をも合せて、一切經と云ふ。○最勝王經。また金光明經と云ふ。唐の沙門義淨、詔を奉して譯す。十卷の

り。○伽藍。釋氏要覽に、僧伽藍摩、譯して僧園と云ふと見ゆ。僧侶の住むべき園庭にて、即寺院の別稱なり。○よをろすぢ。和名抄に、和名、興保呂、曲脚中也と見ゆ。膝かしの後、ひかがみと云ふ處なり。この處の筋を切るは、起つことを得ざらん爲なり。イ本の脛は、和名抄に、脛、和名波岐、脛也と見えて、くるぶしの上を云ふ。去れば脛の筋とは異なる所のやうなれど、脛の筋を切れば、脛もおのづから立つことかなはねば、かく云ひなするべし。○さてこの一段の事蹟は、歴史上有名な事がらにして、その大要は、世人の熟知する處なるに、本書の記事に錯誤あるは、いかにぞや。そはまづ、宇佐八幡宮の託宣を語りしものを、和氣清麿の姉法均尼とするが如き是なり。正確なる事蹟は、續紀、景雲三年九月條、及び日本後記、延暦十八年二月條に、詳なれば、今、これによりて、その大要を抄出すべし。抑も宇佐神宮は、譽田別尊、比賣神、息長帶姫尊の三神を祀りて、歷朝の尊崇淺からず。伊勢皇大神宮に亞ぎて、第二の宗廟と稱し、その社殿は、卅三年毎に、國費を以て改造し、非常の事あれば、山陵に準じて、廢朝せらるゝ等、その取扱、他社の及ぶところにあらず。中にも、高野天皇、深く尊崇し給ひしが故に、この大神の神教と云へば、如何なる事も、行はれざること無き有様なりき。時に、太宰府の主神に、中臣習宜阿曾麻呂と云ふものあり。妖僧道鏡の寵幸盛にして、法王と云ふ位を授けられしを見、その苦心を得むと思ひ、その身の太宰府の主神として、管内の諸社の祭祠を掌るを幸と爲し、八幡大神の神教と譏り、道鏡をして皇位に即しめなば、天下大平ならむと奏す。道鏡これを聞きて、深く自ら喜べり。天皇清麿を召して、詔し給はく、昨夜、夢に八幡の神使來りて、奏すべき事あるによりて、

尼法均を遣はし給へと云へり。朕答ふるに、法均、身弱ければ遠路の旅行に堪ふべからず。よりて、清麿をして代り行かしめむと云へり。汝、速に、彼地に至りて、神教を受け來るべしと。道鏡も、また、私に、清麿を呼びて、八幡大神の使を請ひ給ふは、我即位の事を告む爲なるべし。若望の如く、皇位に即くことを得ば、汝を以て大臣と爲すべしと云ふ。こゝに、路の眞人豊永と云ふものあり。前に道鏡が師たり。清麿に語りて曰はく、道鏡果して天位に登らば、余輩何の面目ありて、その臣と爲ることを得む。將に伯夷が所爲を學ぶべきのみと云ふ。清麿深くその言を然りと爲し、生命を以て國家に盡さむことを懷ふ。かくて清麿、神宮に詣りて祈りて申さく、今、大神の教へ給ふ所は、國家の大事なり。託宣は信じ難し、靈異を示し給へと、申し、時に、大神忽ち形を現はし給ふ。その長三丈ばかりにして、光り満月の如し。清麿色を失ひ、仰ぎ見ることを能はず。時に、大神、託宣し給はく、我國君臣の分定りて、臣を以て君と爲すことなし。然るに、道鏡悖逆無道にして、輒く神器を望む。故に神靈怒りて、その祈請を聽さず。汝歸りて、我言ひしが如く、天の日嗣は必皇緒を立てよと奏すべし。汝、道鏡が怨を懼るゝことなけれ。吾かならず、救はむと教へ給ひき。清麿歸りて、神教の如く奏して、少も詐り隠すところなかりしかば、道鏡大に怒りて、その姉法均と共に、姓名を改められて、流刑に處せられたること、清麿、及び法均の傳に見ゆるが如し。これこの事件の顛末なり。なほ清麿、及び法均が傳をも、合せ考ふべし。○和氣清麿。法均尼の弟にして、舊姓は磐梨別公と云ふ。從六位上に叙し、右兵衛少尉に任じ、勳六等に叙せられ、姓を吉備藤野和氣眞人と改め賜はり、從五位下に進み、近衛監に遷り、

てありしに、このきよみ、わが身、其うつはものになはずと、あながちに、申給しかば、そのおこしの宰相大市オホイチと申しを、さらばつけ申さむと申に、大市うけひき給しかば、すでに宣命をよむべきになりて、百川、永手、良繼、此人コノヒト、心をひとつにて、目をくはせて、ひそかに、白壁王を太子とさため申よしの宣命をつくりて、宣命使をかたらしめて、大市の宣命をばまきかくして、この宣命をよむべきよしをいひしかば、宣命使、にはにたちてよむをまくに、ここにはかあるによりて、諸臣たち、はからく、白壁王は諸王のなか、こしたけたまへり。又先帝の功あるゆへに、太子とさためたてまつると、いふよしをよむをまよて、この大市をたてんと、いひつる人々、あさましく思ひて、とかくいふべきかたもなく、ありしほどに、百川、やがて、つかさをもよをして、白壁王をむかへたてまつりて、みかどよ、さためたてまつりてき。このみかどの、位につき給事は、ひとへに、百川のはかり給へりしなり。廿一日に、道鏡をば、下野國へながしつかはす。大納言ゆけのきよ人を、とさへながしつかはす。此きよ人は、道鏡がおととなり。十一月

つかさ。杉本、
兵二作。杉本、
はかり。杉本、
はかり。杉本、
大納言ノ上、
杉本、其弟、
二字アリ。

一日、位につき給、御年六十二、世をしり給事十二年なり。こかはせらは、こころたてられしなり。

○長親王。天武天皇太子、持統天皇七年、淨廣貳を授けられ、文武天皇の世に親王と爲り、二品に叙せられ、靈龜元年六月薨す。○文屋淨三。初め諸王たりし時、智努王と云ふ。養老の始、從四位下を授けられ、左大舍人頭と爲り、天平年中、木工頭に遷り、累進して從三位を授けられ、姓を文室真人と賜ふ。寶字の初、參議に任せられ、治部卿出雲守を兼ね。同四年中納言に任じ、五年正三位に進み、名を淨三と改む。尋きて御史大夫に遷り、神祇伯を兼ね。八年從二位に進む。この年老衰を以て致仕を請ふ。天皇優詔して、几杖及び新錢十萬を賜ひ、且その俸給の半を賜ひ、尋きてその全額を賜ふ。景雲四年十月九日薨す。年七十八。○淨三をと申人のみつよくて。淨三を位に即むと論するもの、勢力強くして。○わが身其うつはにかなはずと云々。天位につくべき器量にあらすと、固く辭退したるによりて。○宰相大市。宰相は、參議の唐名にて、大市は淨三の弟、天平年中從四位下を授けられ、刑部卿となり、内匠頭に遷り、勝寶年中從四位上に進み、淨三と同じく姓を賜はり、尋きて大藏卿と爲り、時事に感じて、退きて僧となりしが、寶字年中、再び出て、仕へ、正四位下を授けられ、彈正尹節部卿を経て、民部卿に遷り、神護元年從三位に進み、二年出雲按察使と爲り、參議に拜し、寶龜二年大納言に拜し、彈正尹を兼ね、從二位に進み、遷りて治部卿を兼ね、同三年上表して致仕し、同十一年病みて薨す。年七十七。○目を

くはせて。今めくばせといふ、即ち目を見合せて、互にしめし合すを云ふ。○ことにはかにあるによりて。皇儲いまだ定らざる内に、稱徳天皇崩御の事、にはかに起りて、急に皇嗣を立つる必要あるに依りて。○あさましく思ひて云々。彼の參議大市を皇嗣に立てむと思ひし人々、事の意外に驚き惑ひて、彼是云ふべき術もなくありしになり。○此みかどの皇位につき給ひし折の事、續紀、稱徳天皇慶雲四年八月條に、癸巳天皇西宮の寢殿に崩し給ふ、年五十三、左大臣從一位藤原朝臣永手、右大臣正二位吉備朝臣眞備、參議兵部卿從三位藤原朝臣宿奈麻呂、參議民部卿從三位藤原朝臣繩磨、參議式部卿從三位石上朝臣宅嗣、近衛大將從三位藤原朝臣藏下磨等、策を禁中に定めて、白壁王を立て、皇太子と爲す。左大臣從一位藤原永手、遺言を受けて申さく、今詔はく、事にはかにあるによりて、諸臣等謀りて、白壁王は諸王の中に、年も老い、また先帝の御代に、功もあるによりて、太子と定めて奏すによりて、その奏すまゝに宣り給ふと、勅し給ふ云々と見ゆるのみなれども、公卿補任には、本書と同く、この皇太子冊立の事には、藤原百川、専ら心力を盡したること見ゆ。その文は、寶龜元年八月四日、高野天皇崩れ給ひて、いまだ皇太子を立てず。群臣異論あり。百川、右大臣永手朝臣、内臣良繼朝臣と策を定めて、白壁王を立て、皇太子と爲すとあり。又日本紀畧に引く、百川傳にも、皇帝稱遂に八月四日に崩れ給ひぬ。天皇いまだ皇太子を立て給はず。此に至りて右大臣眞備論じて曰はく、御史大夫從二位文室淨三眞人は、長親王子の子なり。立て、皇太子と爲すべしと云ふ。百川、左大臣手内大臣眞と論じて曰はく、淨三眞人、その子十三人あり。後の世に至りて如何と、眞備等さかずして、淨三を皇太子と爲さむと

す。淨三固く辭して聽かず。仍りてその弟參議從三位文室大市眞人を要して、皇太子と爲さむとす。大市もまた辭して從はず。百川、永手、良繼と策を定めて、偽りて宣命の語を作り、宣命使をして庭に立ちて宣制せしむ。右大臣眞備、舌を卷けども如何ともすることなし。百川即ち兵を遣して白壁王を迎へて、皇太子と爲しき。十月一日壬子、大極殿に即位し給ふ。右大臣眞備、大に耻ぢて致仕の表を上りて、隱居す云々と見ゆるによれば、この帝の即位し給ふこと、専ら百川の計畫によれるものなること明なり。○道鏡をば下野國へながしつかはす云々。續紀、稱徳天皇寶龜四年八月條に、庚戌一皇太子仁の令旨に曰く、道鏡法師竊に砥梗の心を挟みて、日を經ること久し。先帝崩じて陵土いまだ乾かざるに、其奸謀發覺せしは、神祇の護る處、社稷の祐くる處なり。今先帝の厚恩を思へば、法に依りて刑するに忍びず。故に造下野國藥師寺別當に任じて發遣せしむ。諸司之を知るべしと、即日左大辨正四位下佐宿禰今毛人、彈正尹從四位下藤原朝臣繩磨を遣して道に上らしむ。從五位下中臣習宜朝臣阿曾麻呂を以て、多禰島ノの守と爲す。また辛亥二十日の條に、道鏡が弟弓削淨人、その男廣方、廣田、廣津を土佐國に流す。壬子の日の條に、從四位上坂上大忌寸菟田磨に、正四位下を授く、道鏡法師が奸計を告るを以てなりなど見ゆ。さて道鏡は河内國の人にして、少くして僧となり、禪行を以て世に聞ゆ。皇胤紹運錄に、施基皇子の子と爲すは恐くは誤なるべし。孝謙帝内道場に召し入れて、禪師と爲し給ひしに、如意輪法、宿曜法を修めて驗しあり、稍寵幸せらる。仲磨叛して誅せらるゝに及び、益寵幸せられ、大臣禪師の位を授けられ、神護元年太政大臣禪師と爲り、百官の拜賀を受けしむ。後また法王の位を授

のみ、よびたてまつり給て、みかどを、うごくのみ、もてなしたてまつり給へば、みかど、はぢうらみ給ふ御心、やうくいできけり。

○わかみの后。聖武天皇の女、母は夫人阿加多養刀自姫、井上内親王と申す。○博奕。和名抄に、雙六、兼名苑に云ふ、一名六采、今案するに、博奕是なり。俗に云ふ須久呂久。また五雜俎に、雙陸、一名握槊、もと胡戲なりと見えて、もと印度地方に起りしものなれど、彼地と交通開くるに従ひて、我邦にも渡り來れるなり。博奕は、その種類多しと雖も、此處には専ら双六を云へり。

○さかりならむおとこ。壯年の男。○まめやかに。眞面目に。○みかどをせめ申給。約束のかけ物を渡し給へど、責めはたり給ふなり。○ことにかりて。苦々しく思ひて、彼これと思ひ煩ひ給ふなり。○あなかしこ。あなは歎辭、かしこは恐懼の意にて、ア、慎み玉へといふ程の詞なり。十六夜日記に、あなかしこ横浪かくな濱千鳥ひとかたならぬ跡をおもは々など見えたり。

○おもふやうありて。思ふ子細ありて。○あるべきことに侍らす。然やうなる事、あるべき道理にわらず。○いみじき物に、したてまつり給し。非常に寵愛し給ひしを云ふ。○他戸親王。皇胤紹運録に、太子に立つ、後に廢す。母詳ならず。井上皇后の子と爲すと見え、續紀に、寶龜六年四月己丑、井上内親王、他戸王、並に卒すと見ゆ。○おもくしくおはすべかりしに。井上后は年も老け、且東宮の母にましますば、重々しく、輕卒ならず座すべきにとなり。○御まゝこ。わが生る子にあらざるを、まゝ子と云ひ、子よりは、まゝ母、まゝ父と云ひ、異母の兄弟姉妹

をまゝ兄、まゝ妹など云ふ。山部親王は、光仁天皇の御子なれども、母は高野新笠と云ふ人なれば、井上の后よりは、まゝ子となるなり。○あひ給はず。似合ひ給はず。○遂に此親王をのみ、呼び奉り給ひて云々。終には、この山部親王をのみ、傍に呼び近けて、帝を疎ましく爲給ひしが故に、帝はづかしく、また恨めしく思ひ給ふ心、自然に出來せしとなり。

百川、此ほどの事どもを、うかゞひ見るに、后まじわさをして、御井にいれさせ給き。みかどを、ごくうしなひたてまつりて、我御子の東宮を、位につけたてまつらんご、いふ事どもなり。その井にいりたる物を、ある人ごりて、宮のうちにもてあつかひしかば、此事、みな人しりにき。百川、みかどに、この事すでにあらはれにたり。又、后宮の人八人、このごろ、よこさまなる事をのみ、つかうまつりて、世の人たふべからず。人のめをうはひて、やがてそのおここのまへにて、ゆゝしきわさをしてみせ、又そのおとこをころし、かやうの事、申つくすべからず。此の八人を、とらへさしめて、人のうれへをしづめむご、申しかば、みかど、申しまゝにゆるし給しかば、百川つはものをつかはして、めしとりし程に、その八人を、うちころしてき。そのつかひかへりて、此よしを申に、后、みかどのおはしますところ

いりたる。葉
る本に、
後宮の
宮ニ作

本、いしき。杉
ニ作ル。かし
へさしめて、
同本さへさ
ルせめてニ作

いひいで。杉本、
わひさのれ
う。杉本の
ひさのれ
しめ。杉本、
らし。杉本、
ニ作ル。

へ、いかりておはして、おいくちは、そのれがおいほれたるをほしらすして、我宮
人どもをば、いかでころさするぞと、のり申給しかば、百川、この事をきよて、あ
さましく侍事なり。后を、しほし、ぬひこのれうに、わたしたてまつりて、ころし
めたてまつらん。又東宮も、あしき御心のみおはす。世のため、いこく、不便に
侍と、申しかば、みかど、よからんさまに、おこなふべしと、の給しかば、三月四日、
后の位をのりたてまつりて、いで給べきよし、けいせいかども、后の、さらに出給
はずして、しのびやかに、かんなぎどもをめしよせて、さまざまの物どもをたま
はせて、みかどを、すそしたてまつり給へりしを、百川きよつけて、かんなぎを、
たづねめさしめしに、かんなぎ、にけうせにしかば、そのかんなぎのしたしかり
しものをめして、さらに、おそりをなすべからず。ありのまゝに、このことを申さ
ば、我かならず、位を申さづくべしと、いひしかば、すなはち、このよしを、かのか
んなぎに、つけいひしかば、かんなぎはかられて、申ていはく、君をあやまちたて
まつらんこ、はかれるつ、みは、のがれがたかるべき事なり。后宮、われらをめし

おそり。杉本、
れ。杉本、
つけ。杉本、
ニ作ル。

誦經にして。
杉本、誦經を
侍して。杉本、
侍に。杉本、
ル。

つる。杉本、
し。杉本、

さしめ。杉本、
さし。杉本、

て、さまざまの物を、たまはせたりしかども、いかにすべしとも、おほい侍らせ、
たゞ、みかどの御ために、かへりて、寺く、誦經にして、あしき心、つゆおこさ
すなり侍さといひき。此よしを、百川、つぶさに、みかどに申しかば、そのかん
なぎどもを、めしよせて、かさねて、こはしめさせ給しに、をのくみな、おちふし
にき。みかど、この事をきこしめして、涙をながし給て、われ后のために、いさ
かもをろかなる心なかりつるに、いまこの事あり。いかにすべきことぞと、おほ
せ事ありしかば、百川申ていはく、此事、世中の人、みなきよ侍にたり。いかでか、
さてはおはしますべきと、申しかば、みかど、まことに、いかでか、たゞもあらんこ、
の給はせて、后のみぶなど、みなこめ給へりしかども、后、さらに、はゞかり給
けしきなくて、たゞみかどを、さまざまの、あさましきこほにて、みたりがはし
く、のり申給てこよりほかになし。百川、東宮も、しほし、しりぞけたてまつりて、
心をしづめたてまつらんこ、申しかば、みかどゆるし給き。百川、いつはりて、宣
命をつくりて、人く、をよほして、太政官にして、宣命をよましむ、皇后、をよ

ひ皇太子をはなちをひたてまつるよしなり。この事を、ある人、みかどに申に、みかどおほきに、おとろま給て、百川をめてして、后、猶こり給はず、しばし、東宮をしりぞけんこそ申こひつるに、いかに、かゝる事は、ありけるぞとの給ふに、百川申ていはく、しりぞくことは、ながくしりぞくる名也。母つみあり、子をこれり、まことにはなちをはんに、たれることなりと、すこしも、わたくし、あるけしきなく、ひこへに、世のためこ、思たる心、かたちにはあらはれて、みゆしかば、みかどかへりて、百川に、をち給て、こもかくも、の給はせずして、うちくくに、なげきかなしみ給事、かぎりなかりき。これも百川のはかりごとにて、位につき給へりしくらうのはかりもなかりしかば、たゞ申まふにて、おはしましよなり。

○まじわざ。中巻に見えたり。○もてあつかひ。俗に、もて餘すを云ふにおなじ。○よこさまなる事。正道ならず、横邪なる事。○おもしろわざ。さま／＼しき業にて、こゝにては、婦女を姦することを云ふ。○おいくち。老朽なり。くちを言ひ据えて、体言と爲したるなり。○おいはれ。年老いて、はれ／＼としたるを云ふ。○おさましく侍事なり。皇后の此の如き暴言を吐き給ふは、淺ましき事なりとなり。○ぬひどのれう。職原鈔に、縫殿寮、唐名尙衣局、裁縫の

いなしみ。集
三十一

事を掌ると見えたるが如し。○のり申給しかば。万葉集に、音字をのりと讀めり。怒りて、暴言をはくなり。○世のためいと不便に侍。後の御世繼とましますべき皇太子の、御心荒く座せば、世間の爲に、甚便なく歎はしとなり。○けいせしかども。啓は、公式令に、啓式、春宮坊啓す云々、令を奉するに、啓に依れと云々、三后も此式に準せよ。と見えて、皇太子、及三后は、其の仰せ出さる、御詞を、令旨とも、令とも云ひ、下より申上ぐることを、啓すと云ふ。○かんなぎ。和名抄に巫、和名、加牟奈岐、祝女也と見ゆ。神に仕へて、神樂を舞ひ、又は祓除、祈禱などをする女を云ふ。○すそ。咒詛の字音なり。伊呂波字類抄に、詛、ノロウ、咒なりと見え、禁厭の法を以て、人をのろふなり。○かんなぎはかられて。巫、かの百川の甘言に謀られてなり。○君をのやまち。帝を亡し。○いかにすべしともおぼえ侍らで。後の命じ給ひしことは、帝を亡すべしとの事なれども、君をのろひ奉るは、恐多き事なれば、如何にして宜きかも覺えずして。○あしき心のゆかこさす。却りて、寺々に、經を讀みて、帝の御爲に、安全を祈りて、のろひ奉るが如き悪心は起さざりしとなり。○みなおちふしにき。巫ども、再度の調べにあひて、悉く罪狀を白狀して、全く帝を咒詛し奉りし事を申したるなり。○おろかなる心。おろそかなる心。○さてはおはしますべき。そのまゝに、御すましあるべきにわらず。○いかでか、たゝもあらむ。何でか黙止すべきとなり。○后のみふなど、みなとゞめ給へりしかども。みふは、御封にて、祿令に、中宮湯沐二千戸と見ゆ。是等を封戸と云ひて、その戸より出す租調の類を、皇后の御侑料とせらるゝなり。また延喜式縫殿の條に、皇后及中宮の賜はるべき装束の類をも、委く上

げたり。○みだりがはしくのり申給云々。狼籍の言語を以て、罵詈を極め給ふとなり。○人々をもよほして。諸司百官の人々を召し寄せて。○ともかくも給はせずして。何とも仰せられずして。○うちく。内々に。○くらうのはかりもなかりしかば。くらうは、功勞の字音なり。百川、この帝を擁立し奉れる功勞の大なること、計り知られねば、その申すかまゝに任せ給ひしとなり。○この一段の事は、續日本紀、寶龜三年三月癸未の條に、皇后井上内親王、巫蠱に坐して廢せらる。詔に曰く云々、また四年十月の條に、丙申難波内親王薨す。同辛酉の日に、初め井上内親王、巫蠱に坐して廢せらる。復た後に難波内親王を厭魅す。この日詔して、内親王及他戸王等を、大和國宇智郡没官の宅に幽すと見ゆるのみにして、その真相を知ること能はざるに、本書の記事によりて、皇后及皇太子の廢せられて、桓武天皇の立ち給ふこと、皆百川の計畧に出ることを知らる。なほ井上皇后は、下文に、その傳見えたり。

同四年正月十四日に、山部親王の中務卿に申ておはせし、東宮にたち給。このこと、ひこへに、百川のちからなり。等定に申し僧を、百川、梵釋寺にこめて、この親王を、位につけたてまつらんこ、いふことを祈申さしめき。その僧、親王の御たけの寸法をこりたてまつりて、梵天帝釋をつくりたてまつりて、おこなひたてまつりき。大臣已下、御門に申ていはく、まうけの君は、しばしもおはせずして、ある

等定ノ上。杉本ノ先ノ五字アリ

以下。集賢本。以下ニ作ル。

ありしかばこそ。杉本ありし。その二作ル。

ひき。杉本の二作ル。

べき事ならず。すみやかに、たてまつり給へし。申しかば、みかど、たれをかたつべきと、の給はせしかば、百川すゝみて、第一御子山部親王をたて申給べしと申さ。みかどおはせらるゝやう、山部は無禮の親王也。我いかにいふとも、いかぞ后をば、をかすべきぞ、この給はせしを、百川、申ていはく、このおほせ事、いはれなく侍り。ちよのいふことをたがへざるを、孝子といふなりと、おほせ事ありしかばこそ、親王は、おほせにしたがひ給しか。はじめすゝめ給ふも、みかどにおはします。のちに、さらひ給も、みかどなり。いかにかくは、おほせ事あるぞと申に、濱成申ていはく、山部親王は、御母いやしくおはす。いかぞか、位につき給はむと、申しかば、みかど、まことさる事なり。酒人内親王をたて申さむとの給き。濱成、又申ていはく、第二御子、稗田親王、御母いやしからず。この親王こそ、たち給べけれと、申しを、百川めをいからかし、たちをひまくつろけて、濱成をのりていはく、位につき給人、さらに母のいやしき、たふさきを、えらぶべからず。山部親王は、御心めでたく、世の人も、みなしたがひたてまつる心あり。濱成申こ

見ゆ。されば乙繼の位卑かりしのみならず、蕃別の子孫なれば、賤しとはいへるなるべし。○酒人内親王。大日本史后妃傳に、桓武天皇同母妹となせり。然れど日本後紀東大寺要天長六年八月丁卯の條に、二品酒人親王薨す。廣仁即光仁天皇の皇女なり。母は贈吉野皇后井上内親王にして、容貌妖麗、柔質窈窕、幼にして齋宮に配し、年長じて還り、俄に三品に叙し、桓武天皇之を掖庭に納れて、寵幸方に盛なり。皇子朝原親王を生み給ふ。その性倨傲、情操修らず、天皇禁せず、其の欲する所に任せ給ひ、施行いよく増し、自ら制すること能はず。弘仁中、其の衰暮を優し、特に二品を授く云々、薨する時年七十六と見え、また本書にも、山部親王は、御母いやしくおはす。いかでか位につき賜はんと、申しかば、御門まことにさる事也。酒人内親王をたて申さんどのたまひきと云へば、桓武天皇とは、御母異りて、庶妹に當り給ふこと明なり。○稗田親王。母は尾張女王に座す。故に御母いやしからずと云ふなり。續紀天應元年十二月條に、辛丑三品稗田親王薨す。年卅一と見ゆ。○いからかし。目を怒らすを云ふ。○ひさくつろげ。杉本、ぬきとあるに従ふべし。くつろげは、寛の字を訓り。○ふた心なし。公の爲に計りて、私の野心、更になしとなり。○みかどの御ことほりをかふむり侍らむ云々。山部親王を、皇太子に立て奉ることを許すと云ふ、帝の御裁斷を蒙らむとなり。○しぶく。俗に、ふしやうく。と云ふに同じ。○帝あわたいしくおはして。天皇は百川の爲す事を視となはして、餘り俄にわけてたるやうなり、と呆れたるさまにて、座したりとなり。

同六年四月廿五日、井上井上の後、うせ給にま。現身に、龍龍になり給にま。おさべの親

王も、うせ給にまといふこと、世にまこえ侍ま。同七年九月に、はつかばかり、夜とに、かはら、石、つちくれふりき。つとめてみしかば、やのうへに、ふりつむれりき。同八年冬、雨もふらずして、世中の井の水、みなたわて、うち川の水、すそにたへなむとする事侍ま。十二月に、百川が夢に、よろひかぶごをきたるもの、百餘人きたりて、われをもとむき、たびくみぬき。またみかど、東宮の御ゆめにも、かやうにみえさせ給て、なやましくおほされま。是皆井上の后、おさべの親王の靈ごおほして、みかど、ふかくうれへ給て、諸國の國分寺にて、金剛般若を、よましめさせ給へりま。

○六年四月廿五日井上皇后云々。續紀、同年同月の條に、己丑、井上内親王、他戸王、並に卒しぬと見ゆ。この己丑は廿七日なれば、本書廿五日に作るは誤なるべし。また皇胤紹運錄に、井上内親王、他戸親王と獄中に死す。兩人神と現れ、龍と成ると見え、また愚管抄に、百川の宰相、いみじく光仁を立て申さむと、又その後の王子、立太子論せしに、桓武をば立ておほせられたれど、餘りに沙汰し過して、井上内親王を、穴をふりて、獄を作りて、籠め參らせなんせしかば、現身に龍になりて、遂に蹴殺させ給ふと云ゆり、と見えたり。○同七年九月云々。つちくれは、和名抄に、

土片也、和名豆知久禮と云へり。即ち土の固りを云ふ。つとめては、明る朝風くを云ふ。續紀同年月の條に、この月、毎夜、瓦、石、及び塊、かのづから内豎の曹子、及び京中往々の屋界に落ちたり。明けて視れば、その物現在せり。二十餘日を経て止むと見ゆ。○同八年冬雨もよらず云々。同年の續紀に、この冬雨よらず。井水みな涸る。宇治等の川、ならびに涸れて、歩渡りすべしと見ゆ。○われをもとむと、たびく見えき。甲冑着たる怪きもの、百川を搜索して、殺さむとする状を、度々夢に見たりとなり。○國分寺。續日本紀、天平九年三月丁丑の條に、詔し給はく、國毎に釋迦佛像一軀、挾持菩薩二軀を造り、兼て大般若經一部を寫さしむと見ゆるを、國分寺の權輿とす。後毎國必ず二寺を置くことに定められ、一を金光明四天王護國之寺と云ひ、僧寺なり。また一は、法華滅罪寺と云ひ、尼寺とす。常に朝廷より、講師、讀師を派して、弘法せしめらる。○金剛般若を、よましめさせ給へり。金剛般若波羅密經を云ふ。羅什三藏の譯にて、一卷あり。畧して金剛經とも云ふ。○續日本紀に、九年正月從四位下、壹志濃王、石川垣守等を遣はして、改めて皇后を葬り、墳を御墓と申し、守家一戸を置き給ふこと見え、また延暦十九年、詔して后位に復し、墓を山陵と稱へさせ給ふこと、類聚國史に見えたり。さて井上皇后は、聖武天皇の皇女にして、養老五年九月、伊勢神宮の齋宮となり、神龜四年九月、神宮に奉待し給ひ、後京に歸り給ひて、天平十九年二品に叙せられ、光仁帝、いまだ諸王に坐し、時、妃と爲り給ひて、他戸親王を生み給ひしなり。

同九年二月、おさべの親王、いまた世におはすといふことを、ある人、みかどに

人あつた
り。杉本、八
ノ下、なま
二字アリ。

親王を、
ひうて申ての
ち、井本集覽
本、本世二同
シ。大系本、彼
親王ヲ、永
ク追失申トア

申さ。みかど、この親王を、東宮にかへしたてんの御心、もこよりみかよりしかば、人をつかはして、見せしめ給しに、百川御つかひをよびよせて、なむぢ、あなかしこ、まここを申事なけれ。もし申ては、國はかたぶきをなむするぞ。やすく、いけらんものご、思なと、いひしかば、この御つかひ、をぢわなよきながら、ゆきてみるに、うせ給にきと、聞ぬ給ひしおさべの親王は、いさよかのつゝがもなくて、おはするものか。あさましく、思ながら、此御つかひかへりまいりて、百川に、をぢおそりて、ひがここに侍り、あらぬ人なりと申しを、親王のめのと、つかうまつり人、あつまりまいりて、御使と、かたみに、あらそい申に、御使あかこをたてよ、もしいつはれることを申さば、ふたつのめ、ぬけおち侍べしと、申しかば、人みな、ひがここと思て、親王を、をひうて申てのち、いくばくの程もなくて、その御使のめ、ふたつながら、ぬけをち侍にし。あらたに、あさましく、侍しことなり。

○國はかたぶきなんするぞ。若し他戸親王、世に出で給ふことならば、東宮の位争ひとなりて、國家傾き亂れむとするぞとなり。○やすくいけらむものと云々。若しやうの大事ともならば、汝も、容易く生きてあらむものと、思ふとなり。○ひがここに侍り云々。眞實の事にあらずし

て、その人は、他戸親王にはあらぬ人なりとなり。○御めのど、仕ふまつりし人云々。他戸親王の乳母、または、もと奉仕の人々など、集り來りて、彼の見分の爲に遣はされし御使と、他戸親王なり、否然らずと云ふことを、争ひ云ふに。○ちかごと。誓言。○あらた。あらたかとも云へり。靈驗の顯著なるを云ふ。○をひうて申てのち。古事記神代卷、大國主命の御歌に、弊都那美會邇奴棄宇豆とあるを、古事記傳に、於邊浪磯一脱棄なり。棄を宇豆と云は、御誓段に、吹棄とあるをも、書紀に此云浮根于都展と見えたり。落窪物語にも、逐棄むと云ふことを、湊比宇豆奉とあり云々と見えたり。去れば、こゝも、他戸親王を、有らぬ人なりと決めて、逐ひ棄て、後なり。

十月に、東宮、伊勢太神宮へまいり給き。過ぬる春の比、御やまひおもくて、さまざまに、せさせ給しかとも、そのしるしなかりき。その時の御願にて、おこたり給てのち、まいらせ給しなり。こことぞおほえ侍る、傳教大師、大安寺に行表と申し僧の弟子になりて、法師になり給しは、年十二になり給こそ、うけたまはりし。もし、あふみの國の人におはしき。同十年五月に、あべのなかまる、もろこしにてうせにけり、ときこね侍き。家ともしくして、のちの事など、かなはずと、みかたときしめして、きぬ百疋、わた三百屯をなむ給はせし。この人なり、もろこしにて、月のい

大安寺に下杉本讀て

あふみの國の伊人志賀郡三津百枝と云ふ十人の子にてぞ

づるを見て、此國のかたを思ひいたして、みかさの山に、いそし月かもとよめり

○さまざまにせさせ給しかとも。さまざま治療の道を盡し給ひしかとも。○その時の御願にて云々。御願は、俗に願がけと云ふに同く、神に、さまざまの誓を立て、吾希以を祈るを云ふ。今も皇太子の御病の時、伊勢の大神に、種々の誓を立て、病の平癒を願ひ給ひしなるべし。續紀同月の條に、丁酉、皇太子伊勢に向ひ給ふ。是より先、皇太子疫に寝て、久く平復せず。是に至りて、親から神宮を拜す。宿禰に賽し給ふなりと見ゆ。○傳教大師。元享釋書に云ふ。釋最澄、世姓は三津氏、近州滋賀郡の人なり。その先は、東漢の獻帝の孫なり。國亡びて、民間に隠る云々、父百枝、内外の學に富めり。里間これを敬ふ。嗣なきことを愁ひて、叡山の麓の神祠に祈り、靈夢を得て、その妻娠む。神護景雲元年に澄を生み、七歳にして學を受け、聰明絶倫なり。十二にして、行表法師に投じて出家す。延暦二十一年、入唐求法の詔を賜ふ。廿三年秋七月、遣唐使菅原清公に従うて、明州の界に着く。時に徳宗皇帝貞元二十年なり。九月台州に赴きて、天台山國清寺に至り、道邃法師に従ひ、一心三觀の旨を受け、また佛窟寺の行滿座主に見え、廿一年、更に越州の龍興寺に行きて、順曉阿闍梨に従ひ、三部灌頂密經を受け、また陀羅尼、經書、印契、圖樣、灌頂の器物を得て歸る。時に延暦二十四年なり。九月一日、勅して高尾の道場にて、諸寺の智行兼備の者をして、灌頂三摩耶を受しむ。これ本朝密灌の始なり。十七年、十講法會を立つ。廿

上、イ本、今
字、ア、ハ、ノ、五
リ、キ、サ、ナ、ハ、イ
ノ、ニ、字、ニ、作、シ

ために、身をもおします。力をつくせりき。われさせるむくひなし、いまはからざるに、命をうしなひつ。このことを思ふに、かくなれるなりとの給ひし。まことに、ここはりとおほい侍しことなり。天應元年四月三日、みかど、位を東宮にゆづりたてまつり給て、太上天皇と申さ。

○ものいみかたくすべし。嚴重に、物忌してあるべし。物忌は、貞丈雜記に、物忌と云ふ事は、夢見悪きか、又は何ぞ怪きことありて、氣に懸ることある時、陰陽師に占はすれば、是は大事のことなり、幾日が間、慎み給へど云ふ時、其日數、他所へも行かず、家内に引こもり居て、人にも逢はず、謹みて居るなりと云へるが如し。○とをさしかためて。嚴く門戸を閉ざして、家内に引き籠り居たるに。○泰隆。傳詳ならず。○百川がいのりをして云々。平生、神佛に祈禱して、我檀那たる人の無事息災を祈る法師を祈り師と云ふ。泰隆は、即ち百川が祈り師にて、常にその身の平安を祈りて、頼もしく思はれたるものなるが故に、今百川が身に、災の及ばんとするを知りて、急ぎ行きて、その事を告んとしたるなり。さて原本、いのりをしてとあれど、杉本によりて、いのりと改めたり。○すなはち。俗にスグ、又は早速になどいふ程の意。○つまはじきをして。人を忌み嫌ふ形なり。○申をこなへりしかども。政事を執り行ふを云ふ。○凡夫の心はいかに侍べきにか。百川私慾の心少くなく、専ら國家の爲めに宜しかれど、執り行ひしかども、終に此の如き最期を遂げたるは、前世の因果によるなり。然どもこれらの道理を辨へざる世間の凡

夫は、無私正直なる百川すら、かゝる無殘の最期を遂ぐることは、如何なる道理か、神も佛もなき世がと思ふならむとなり。○今より後は云々。百川已に失せぬれば、今より後は、永くその形容も見ることを得じとて、歎かせ給ふなり。百川が光仁天皇を擁立したる事蹟は、已に云へるが如し。○百川わがために、身をもおします云々。百川この東宮を立て奉らむと、身命を擲らるること、已に云へるが如し。○させる。さしたるの意。○續日本記、寶龜十年の條に云ふ、秋七月丙子、參議中衛の大將兼式部卿從三位藤原朝臣百川薨じぬ。詔して大和守從四位下石川朝臣豊久、治部少輔從五位下阿部朝臣謂奈麻等を遣し、第に就て詔を宣し、從二位を贈り、葬事に用ゐる費は、官より給し、并に左右京の夫を充て給ふ。百川は平城朝の參議正三位式部卿兼大宰帥宇合の第八子なり。幼して器度あり、位を顯要に歴たり。寶龜九年從三位中衛の大將兼式部卿に至る。歴る所の職、勤格を爲せり。天皇甚信任して、委するに腹心を以てし給ひ、内外の機密、關り知らざることをなし。今上の東宮に居り給ひし時、特に心を屬し奉れり。時に帝不豫にましく、月を累ね給ふ。百川、憂、色に表はれ、醫藥、祈禱、備に心力を盡しぬ。帝是によりて、益重じ給ひき。時に年四十八、延暦二年、前勞を追思して、右大臣を贈り給ふと見ゆ。○みかど位を東宮にゆづりたてまつり給て云々。同書、天應元年條に、夏四月己丑朔、左右兵庫の兵器、おのづから鳴る。その聲大石を地に投ずるが如し。散位從五位下多治比真人三上を伊勢に、伯耆守從五位下大伴宿禰繼人を美濃に、兵部少輔從五位下藤原朝臣菅繼を越前に遣して、關を固めしむ。天皇不豫なるを以てなり。辛卯詔して曰はく、云々、この日、皇太子禪を受けて位に即き給ふと見ゆ。

第五十一、桓武天皇、延暦廿五年三月十七日崩、年七十、葬三柏原陵。

次のみかど桓武天皇と申き。光仁天皇の御子、御母贈正一位乙繼女、皇太夫人高野新笠也。寶龜四年正月十四日、東宮に立給、御年三十七、そのほどの事、百川がちからをいれたてまつりしさま、光仁天皇の御ここの中に中侍ぬ。天應元年四月廿五日、位につき給、年四十五、世をしり給事廿四年なり。延暦元年五月四日、うさの宮託宣し給やう、われ無量劫のなかに、三界に他生して、方便をめぐらし、衆生をみちびく、名をば自在王菩薩となひいふこ、のたまひき。たふとく侍こごなり。

○桓武天皇。諱は山部と申す。○柏原陵。陵墓一覽に、山城國紀伊郡堀内村大字堀内にありと見ゆ。○高野新笠。本性は和氏なること、上に云へるが如し。寶龜年間、改めて高野朝臣の姓を賜はる。桓武天皇、早良親王、能登内親王を生み給ふ。延暦八年十二月崩す。明年正月、追尊して皇太后と申す。○天應元年四月廿五日、位につき給ふ。續紀、同年四月條に、辛卯の詔に云く、云々、この日、皇太子、禪を受けて位に即き給ふと見ゆること、已に云へるが如し。而て辛卯の日は、三日にあたるが故に、本書及び一代要記等諸書に、廿五日即位とするは誤れり。○御年四十五。帝王編年記に、四十六と爲すは誤れり。○われ無量劫のなかに三界に他生して云々。他生は、化生とあるに従ふべし。さて劫に、成、住、壞、空の四期あることは、前に述べしが如

延暦廿五年三月十七日崩、年七十、葬三柏原陵。光仁天皇の御子、御母贈正一位乙繼女、皇太夫人高野新笠也。寶龜四年正月十四日、東宮に立給、御年三十七、そのほどの事、百川がちからをいれたてまつりしさま、光仁天皇の御ここの中に中侍ぬ。天應元年四月廿五日、位につき給、年四十五、世をしり給事廿四年なり。延暦元年五月四日、うさの宮託宣し給やう、われ無量劫のなかに、三界に他生して、方便をめぐらし、衆生をみちびく、名をば自在王菩薩となひいふこ、のたまひき。たふとく侍こごなり。

し。また成劫とは、この世の始る時なること、本書の巻頭に見ゆるが如し。無量劫とは、俱舍論世間品に、此州の人、壽無量時を経て、住劫の初に至りて、壽方に漸く減すと云へる無量時は、即無量劫なり。三界は已に云へるが如し。方便は、眞實に對する語にして、權道と云はむが如し。即ちある方法を設けて、人をして徳用を得せしむるを云ふ。衆生とは、法華經に、萬法和合して施設するを、名けて衆生と爲すと見えて、即ち有情の身体は、衆多の諸法の和合して、組織せられたるものなるが故に、この名ありといひ、また一説に、衆人共に生活するが故に、衆生と名くとも云へり。自在王菩薩は、淨土の廿五菩薩の一なり。此を八幡宮の本地として、八幡大菩薩ともいふなり。さて此處は、扶桑略記に、延暦二年五月四日、宇佐託宣云々、吾無量劫中、化生三界、修善方便、導濟衆生、名曰自在王菩薩云々とあるによりて、書けるなるべし。

同三年五月七日、かへる三萬ばかりあつまりて、三丁ばかりにつらなりて、難波より天王寺へいりにき。この事、都うつりのあるべき相なりと、申あへりしほどに、廿六日に、やましろのながをかに、京たつべしといふ事いそきて、人くをつかはして、そのところをさためさせ給き。六月に、長岡の京に、宮づくりをはじめさせ給、諸國の正税六十八萬束を、大臣以下參議已上に給て、長岡の京の家をつくらしめ給、十一月八日のいぬの時より、うしの時まで、そらのほしはしりさはぎま。十

六十八萬束。活字本、六。十。八。萬。束。ト。ア

一日戊申、長岡の京にうつり給、同四年七月中の十日ころに、傳教大師、ひねの山にのほりて、すみはじめ給き。生年十九にぞなり給し。

○かへる三萬ばかりあつまりて云々。續紀、延暦三年五月條に、癸未、攝津職言す、今月七日卯時に、蝦蟇二万許、長さ四分程にして、その色黒斑なり。難波市の南道より、南に行きて、池に列すること三町ばかり、道に隨て南に行きて、四天王寺の内に入り、午の時に至りて、皆悉く散じ去ると見ゆ。○相なりと。こゝにては、俗に前じらせと云ふ程のことなり。○廿六日云々、そのころをさだめさせ給ひき云々。山城名勝誌に云ふ、乙訓郡長岡郡、古老傳へ云ふ、長岡の宮城の跡、上羽村の良にあり。今御所屋敷と云ふ所云々と云へり。續紀に、丙戌、勅して中納言正三位藤原朝臣小黒麿、從三位藤原朝臣種繼、左大辨從三位佐伯宿禰今毛人、參議近衛中將正四位上紀朝臣船守、參議神祇伯從四位上大中臣朝臣子老、右衛士督正四位上坂上大忌寸新田麿、衛門督從四位上佐伯宿禰久良麿、陰陽助外從五位下船連田口等を遣はして、山背國乙訓郡長岡村の地を相せしむ。都を遷さむが爲なりと見ゆ。この丙戌の日は、十六日なれば、本書廿六日と爲すは誤れり。○六月に長岡の京に、宮づくりを始めさせ給。同書六月の條に、己酉、中納言從三位藤原朝臣種繼、左大辨從二位佐伯宿禰今毛人、參議近衛中將正四位上紀朝臣船守、散位從四位下石川朝臣垣守等を遣宮使と爲し、都城を經始し、宮殿を營作すと見ゆ。○諸國の正税六十八萬束を云々。また壬戌、勅あり、新京の宅を作らしめむが爲に、諸國の正税六十八萬束を以て、右大臣以下、參議以上、及

び内親王、夫人、尙侍等に賜ふこと、おのゝ差ありと見ゆ。正税は、大寶令に、凡田は長三十歩、廣十二歩を段と爲し。十段を町と爲す。段の租は、稻二束二把、町の租は、稻廿貳束とある、田租を云ふ。東は、令義解に、一段の地、獲稻五十束にして、束の稻、春きて米五升を得とあり。去れば、六十八萬束を換算する時は、三万四千石となるなり。○同十一月戊申云々。于子、日本紀畧、本書に同じ。續紀、甲子に作るは誤れり。愚問賢註抄に、桓武の帝、延暦三年に、奈良の都を去り給ひて、山城乙訓郡、今の西の岡に假屋を立て、十三年に、葛野郡に、今の平安城を立て給ふ云々、と云へり。さてこの都城のありさまは、中卷元明天皇の條に云へるが如し。○同四年七月中の十日ころに云々、住み始め給ふ云々。傳教大師のこと、上に云へり。元享釋書に、初延暦四年秋七月、澄、叡山に登りて、草舎を縛ひて、法華、金光明等諸大乘經を讀む。乃ち五種の大願を發す。時に年十九と見ゆ。

八月に、ならの京へ行幸侍き。こぞ、都、なが岡にうつりにしかども、齋宮は猶、ならにおはしまし、かほ、伊勢へくたらせ、給べきほど、ちかくなりて、行幸ありしなり。長岡の京には中納言種繼、留主にて候しを、みかどの御をこゝの早良の親王、東宮とておはせしが、人をつかはして、いころさしめ給てき。ことのおこりは、みかど、つねに、こゝかしこに行幸し給て、世のまつりごきを、東宮にのみあづけた

八月、下、集、本、廿四日、丙戌の日トア

龜の末、左京大夫兼下總守に補せられ、從四位下に叙し、また左衛士の督兼近江按察使に遷り、延暦の初、從三位を授けられ、中納言兼式部卿に拜す。三年正三位を授られ、天皇甚く信任し給ひて、内外の事、悉く決を取る。初め首として、議を建て、都を長岡に遷す。時に宮室草創にして、百官いまだ就らず、匠手夫を役して、日夜兼ね作る。平城に行幸し給ふに及びて、太子、及び右大臣藤原朝臣是公、中納言種繼等、並に留守たり。炬を照して工役を催し檢する時、燭下に傷を被りて、明日第に薨す。時に年四十九、天皇甚悼惜して、詔して正一位左大臣を贈り給ふ。○大同四年臣を贈り給ふこと、公卿補任一代要記に見ゆ。また日本記畧に、乙卯中納言兼式部卿近江按察使藤原種繼、賊に襲ひ射られて、兩箭身を貫くと見え、また、丙辰、車駕平城より歸り給ふ云々、種繼已に薨す。乃ち有司に詔して、其賊を搜捕せしむ云々、仍りて竹良、并に近衛伯耆守種麿、中衛壯鹿木種麿を獲て、右大辨石川名足等に勅して、推勘せしむ。種麿申さく、主税頭大伴眞麿、大和大椽大伴夫子、春宮少進佐伯高成、及び竹良等、同く謀りて、種麿、木種麿を遣はして、種繼を害す、云々、繼人、高成等、並に申さく、故中納言大伴家持、相謀りて曰はく、宜く大伴、佐伯二氏に唱へて、種繼を除くべしと、因りて皇太子に啓して、遂にその事を行ふと申す。自餘の黨與を窮問するに、皆承伏す。是に於て、首惡左少辨大伴繼人、高成、眞麿、竹良、湊麿、春宮主書首多治比濱人、同く斬に處す。及び種繼を射りし種麿、木種麿二人を、山崎橋の南、河の頭（ナカノヘ）に斬る。又右兵衛五百枝王、大藏卿藤原雄依、同く此事に座して、五百枝王は、死を降して伊豫國に流し、雄依、及び春宮亮紀白麿、家持が息右京亮永主を隱岐に流し、東宮學士林忌寸稻麿は、伊豆に流さる。自餘は罪に隨ひて、また

流さると見ゆ。○佐伯今毛人。大連大伴室屋の後裔なり。人と爲り勇壯にして、才幹あり。後民部卿に進み、正三位に叙し、延暦九年薨す。時に年七十二。○佐伯の氏のかゝることはいまだ侍らず。佐伯氏の人にして、參議に登用せられたる例、いまだなしとなり。○宰相をとり給て三位をさせさせ給てしを。宰相、即ち參議の官を奪へて、非役の三位に爲し給ひしなり。○よにくちあしき。如何にしても、殘念なるころなり。○むつかり。和訓栞に、憤（イラカレ）より轉したる詞なり。むつらはしき意に云へり見ゆ。俗にむしやくして怒ると云ふにおなじ。○やすからぬ。不平に思し召して。○よきかりふしにて云々。天皇、平城に行幸し給ひて、京に坐さるる上に、長岡の都は、草創の際にして、百事いまだ整理に就かざる折を機として、種繼を殺さしめ給ひしとなり。○丙戌日行幸はありて云々、此ころはいむなど申とかや。續紀に據るに、八月廿四日丙戌の日行幸ありて、九月廿四日丙辰の日還幸し給へば、一月を経て歸り給ひしにて、七日を経て歸り給ひしにわらず。然るに、丙戌より次の辰までの于子を數ふれば、恰も七日にあたるが故に、月を越えたる丙辰の日なるを、ふと思ひ違へて、于子の一周の七日を経て、歸り給へるなりと、書しなるべし。さて、此ころは、忌むなど申とかやの、此ころは、例の著者の時代なり。されば今の世にも、旅立ちてより、第七日目に歸宅することを、七日歸りといひて、非常に忌み嫌ふ習のあるは、古き風俗と知らる。○十月に、東宮をおとくにでらに云々、山さきにてうせ給にき。日本記畧に、九月廿八日庚申云々、この日、皇太子内裏より東宮に歸り給ふ。即日乙訓寺に出し置き給ひしに、太子自ら飲食せずして、十餘日を経給ふ。宮内卿石川恒守等を遣はし、船に駕して淡路に移し送

宮城、杉本、平安城ニ作

き云々。元享釋書に、釋空海、世姓は佐伯氏、讃州多度郡の人なり。父は田公、母は阿刀氏、梵僧懐に入ると夢みて身みり。胎内に在ること十二月、寶龜五年生る。母その夢を思ふて、小字を貴物と云ふ。年十二にして、外舅朝散大夫阿刀大足に、世典を受く。十八にして、大學に上り、儒書を讀むと雖も、志佛敎に在り。偶沙門勸操に逢うて、虚空藏求聞持法を受く。時に勸操、泉州旗尾寺にあり。廿歳の時、始めて落髮して、沙彌十戒を受け、三論を研究す。空海初名は教海、後自ら如空と改む。延暦十四年、東大寺壇に登りて、具足戒を受け、又空海と改むと見ゆれば、本書に、本年京師に上り、時に年十五と云ふは、誤れるが如し。○伊勢大神宮をやきたてまつりき云々。續紀、同年八月條に、辛卯の夜、盜ありて、伊勢の大神宮の正殿一字、財殿二字、御門三間、瑞籬一重を焼けり。同壬寅の日の條に、詔して參議左大辨正四位上兼春宮中衛大將大和守紀朝臣古佐美、參議神祇伯從四位下兼式部大輔左兵衛督近江守大中臣朝臣諸魚、神祇少副外從五位下忌部宿禰人上を、伊勢大神宮に遣はして、幣帛を奉る。神宮の焼れ給ひしを謝し給ふなり。又使を遣はして、修造せしむと見え、また、二所大神宮例文、公卿勅使の條、及古事談等にも見ゆ。昔も今も云々は、尊嚴比ひなき神宮に向ひ奉りて、火を放つとは、昔も今も、人の心は忌々しく、腹立しき事なりといふ心なり。○十月に、東宮、伊勢へまいらせ給き。續紀、冬十月條に、甲寅、是より先き、皇太子枕席安からずして、久く平快し給はず。是の日、伊勢の大神宮に向ひ給ふ。宿禰あるによりてなり。また十一月條に、丁卯、皇太子、伊勢の大神宮より歸り給ふと見ゆ。

同十二年に、いまの京の宮城をつくり給き。同十三年十二月廿二日辛酉、長岡の

くらまを下、同本、寺字ア

京より、いまの京にうつり給て、かものやしろに行幸ありき。同十五年に、みかど、東寺をつくり給。こころし又藤原いせ人といひし人、さぶねの明神の御をしへにて、くらまをばつくりたてまつりしなり。同十七年に、勅使をあたはちのくにへつかはして、早良の親王の骨をむかへたてまつりて、やまとの國八島のみさゝぎにおさめ給き。此親王、ながされ給てのち、世中こゝちおこりて、人おほくしにうせしかば、みかどおどろき給て、御むかへに、ふたゝびまで、人をたてまつり給し。皆うみにいり、波にたゞよひて、命をうしなひてき。第三度に、親王の御をひの宰相五百枝をつかはしき。ここに祈こひて、たひらかにゆきつきて、わたしたてまつりしなり。

○同十二年に、いまの京の宮城をつくり給き。今の京とは、平安城にして、即ち今の京都の地なり。日本記零、十二年正月條に、甲午、大納言藤原小黒麿、左大辨紀古佐美等を遣はして、山背國葛野郡宇太村の地を相せしむ。都を遷さむが爲なり。また、庚子、東院に遷御、宮を壞たひとするによりてなり。また、三月條に、戊子、參議壹志濃王等を遣はして、伊勢大神宮に奉幣せしむ。遷都の由を告げ給ふなり。庚寅、五位以上、及主典已上に、役夫を進りて、新京の宮城を築かし

む。癸卯、遷都の由を、山陵に告げ給ふ云々と見ゆ。かくて、十三年十月遷都の後に、詔ありて、此國、山河襟帶して、おのづから城を作すによりて、山背國を改めて、山城國と爲し、また、子來の民、謳歌の聲、異口同辭に、號して平安京と曰ふと見ゆ。○十三年十二月云々、いまの京にうつり給て。同書に、十三年十月甲辰、裝束司、次第司を任す。新京に幸し給はむが爲なり。辛酉二廿車駕新京に移り給ふと見ゆ。本書に、十二月とあるは誤れり。○かものやしるに行幸ありき。同書に、十三年十二月庚申、加茂社に幸し給ふと見ゆ。賀茂社は、下上の二社あり。下の社は、山城國愛宕郡、糾カスの森にありて、賀茂御祖神社と稱し、賀茂別雷命の母、玉依姫、及その外祖父、賀茂建角見命を祀り、上社は、同郡鴨山の麓にあり。賀茂別雷神社と稱して、賀茂別雷神を祀る。その下と云ひ、上と云ふは、地勢によりて別つものにて、古より二社を合せて、賀茂神社と云ふ。今現に官幣大社たり。○同十五年に、みかど東寺をつくり給。一代妻記、扶桑略記にも見えたり。また東實記に、舊記に云ふ、延暦十五年丙造東寺云々と見え、山州名跡志、洛陽の部に、八幡山、教王護國寺○秘傳、大宮通の西方、九條の北にあり。宗旨真言、門南面、金剛力士を安ず。長丈餘と見えたり。また羅城門の左にあたるが故に、左大寺とも云ひ、その右にあたるを、右大寺また西寺とも云へり。共に同時に創建せられしものなるが、後世、右京の衰敗と共に、西寺は廢絶に歸したり。○藤原いせ人云々、くらまをばつくりたてまつりしなり。扶桑略記に云ふ。延暦十五年、造東寺長官從四位上藤原朝臣伊勢人、鞍馬寺を造る。彼の寺の緣起に云ふ、伊勢人の曰はく、我勅命を奉して、東寺を造ると雖も、いまだ私願を遂げず。一堂を建て、觀音

を安置せむとす。伏て願はくは、勝地を示し給へと、後夢に、洛城の地に、一深山あり。東西高く峙ちて、中に平地あり。洞水關に流れて、塵心を洗ふべし。爰に老人出て來りて云ふ、汝、この地の天下に冠たるを知るか、道場を建立するには、尤便宜を得べしと、伊勢人、問ふて曰はく、君は何人なるかと、老人答へて、我は王城の鎮守貴船明神なり。汝が道心に感じて、この勝地を教ふと、夢さめて、心神感動す。試に馬に騎して、北山に赴くこと數十里にして、自ら前に夢みたる地に行けり。伊勢人歎涙數行、馬を下りて再拜し、その地を巡見するに、葦草の中に、毗沙門天あり。木に非ず、土にあらす、その色鈍色なり。即ち歡喜頂禮して、持ち歸る。後また思へらく、我本願は觀音像を立てむと思ふなり。多門天は、その宿望に逢ふは如何にすべきと、又夢に、一童子あり、觀音は即毗沙門天なりと告ぐ。依て三間四面の堂一字を造りて、彼毗沙門天像を安置す。今鞍馬寺と云ふは、即是なり云々と見ゆ。○やまとの國八島のみささぎ。陵墓一覽に、大和國添上郡東市村大字八島と見ゆ。○此親王ながされ給て云々。親王の崇りを爲し給ひし由は、記畧、延暦十一年條に、六月癸巳、皇太子久病み給ふ。トふに崇道天皇崇を爲すと云へり。依りて諸陵頭調使主等を淡路國に遣はして、その靈に謝し奉ると見え、この後も、延暦十一年六月、延暦十八年二月等に、その靈に奉幣讀經して、鎮謝せしめ給ふこと見え、また類聚三代格に、延暦廿五年三月の官符を載せて、毎年春秋二季に、各國分寺の僧に、一七日の間、金剛般若經を轉讀せしめて、この東宮の冥福を祈らしめ給ふこと見え、また扶桑略記、及本書の下文にも、大同元年十一月、山階の地に、八島寺を建て、冥福を祈り給ひしこと見えて、その御崇の烈しかりしこと、

及び當時の人々の、如何に其を恐れしかも、思ひやらるゝなり。○宰相五百枝。施基皇子五世の孫、春原五百枝を云ふ。皇胤紹運録に、參議正三位右兵衛督、天長六年十二月十九日卒す。年七十と見ゆ。

七月二日、田村將軍、きよみづの觀音をつくりたてまつり、又わが家をこぼちわたして、堂にたてき。同十九年七月己未日、みかと思こころありとの給て、前東宮早良親王を、崇道天皇ご申、又井上内親王を、皇太后ごすべきよし、おほせられき。そのく、おはしまさぬあとにも、うらみの御心を、しづめたてまつらんこ、おほしめしけるにこそ侍めれ。同廿一年正月十九日、わけの日ろよ、たかその法華會を、をこなひはじめき。九月二日、傳教大師もろこしへわたり給て、天台の教文をつたふべきよしの宣旨を、くたされ侍しなり。十月に維摩會を、もこのやうに、やましなでらにてをこなひて、ながくほかにて、をこなふべからざるよし、宣旨をくたさる。これよりさきには、ながをかにして、をこなはるゝ事もありき。又ならの法華寺にても、をこなはれしなり。

○田村將軍きよみづの觀音をつくりたてまつり云々。扶桑略記に、七月二日、鎮守府將軍坂上田村

早良親王ノ
下木に六
號を奉り
ア下、同
ノ下、同
字アリ。七
日アリ。七
二布、日な
作ル。ひ流

なこなはれ
杉本此下
大時冠病
の法明比
り、其病
れ、其病
此たら維

經を歸依し
て、末の世
日、此經を
に、此經を
ぞ、問の侍
トアリ。

歷、山城國愛宕郡八坂郷東山清水寺に、金色四十枝手觀世音菩薩像一軀を造り奉り、その齋居、五間三面、檜皮葺修屋を破りて、堂舎と爲す云々と見え、本書と異なる處なし。然るに帝王編年記には、延曆十五年三月、河海抄には、寶龜十二年創立、延曆十七年、更に大佛殿を造る、東寶記には延曆廿四年十月十九日、田村歷の建立する處と云ひ、創立の年代一定せず。尙考ふべし。○みかと思こころありとの給て云々、おほせられき。類聚國史に、延曆十九年七月己未、詔し給はく、朕思ふ所あり、故皇太子早良親王を、崇道天皇と追稱し、故廢皇后井上内親王を追復して、皇后と稱し、その墓、并びに山陵と稱せしむべし。從五位上守近衛少將兼東宮亮丹波守大伴宿禰是成、陰陽師、衆僧を率ゐて、淡路國にある、崇道天皇山陵に鎮謝せしむ。壬戌、淡路國津名郡の戸二烟を分ちて、崇道天皇の陵を守り奉らしむ。甲子、少納言從五位下稱城王等を遣はして、追尊の事を以て、崇道天皇陵に告ぐと見ゆ。さて本書に、皇太后宮の尊號を奉るとあるは、實は、皇后の位に復し給ひしなれど、桓武帝よりは、皇太后に當り給へば、かく云へるなるべし。○わけの日ろよ云々、法華會ををこなひはじめき。扶桑略記に、廿一年壬午正月十九日、國子祭酒吏部侍郎朝議大夫和氣朝臣弘世、高雄山寺に於て、善識等十餘の名徳を屈して、始めて法花會を修し、天台法門を講す。最澄和上、その名匠たり。天皇勅を下して、隨喜し給ふ云々と見ゆ。法華會は、法華經を講讀する法會なり。廣世は、清磨の子、若くして文章生に補せられ、累進して、式部少輔に至り、後大學別當に補せられ、私田廿町を納れて、勸學の料と爲し、常に諸儒を大學に會して、陰陽、藥經、大素等の書を講論す。又大學の南の私宅を以て、弘文院と爲す。藏書數千卷、聖田四十

町を以て、永く學資に充て、父の志を成せりと云ふ。○傳教大師もろこしへわたり給て云々。元享釋書に、廿有一年、入唐求法の詔を賜ひ、反るに非月を以し、淹留を許し給はず。蓋しその材を惜みてなりと見ゆ。○維摩會を、もとのやうに、やましなでらにてをこなひて云々。維摩會の起源、及び山階寺、即興福寺にて行はる、由は、前に云へるが如し。扶桑零記に、十月勅し給はく、維摩會は本の如く、興福寺に行ひ、永く移轉すべからず。是より先、長岡の神足家に於て修し、或は南都法華寺に就きて開講す。仍りてこの宣旨あり。また、類聚國史に、延暦廿一年正月庚午勅す云々、自今以後、正月寂勝王經、并に十月維摩經二會、宜しく六宗を請じて、學業を廣めよと見ゆ。○ならの法華寺。大和名勝園會添上郡の條に、法華寺、法華寺村にあり。律宗にして、尼の國分寺と申すなり。往昔、淡海公の舊宅たりしを、光明皇后、此寺を創立し給ふと見ゆ。同廿二年閏十月廿三日、傳教大師つくしにおはして、もろこしへ、たいらかに、わたり給はんの御祈に、かまどの山寺にて、藥師佛四體をつくり給き。同廿三年五月十二日、弘法大師生年卅一と申しに、唐へわたり給き。七月に、傳教大師おなじく唐へわたり給き。同廿四年六月に、傳教大師もろこしよりかへり給て、天台の法文これよりひろまりしなり。

○傳教大師云々、もろこしへわたり給はんの御祈に云々。扶桑零記、延暦廿二年閏十月廿三日條に、最澄和上、大宰府龍門山寺に於て、渡海四船の平達の爲に、檀藥師佛四軀を造る。高さ六尺餘、

其名を無勝淨土善名稱吉祥王如來と號すと見ゆ。○弘法大師云々唐へわたり給き云々。元享釋書に、二十有三年夏五月、遣唐使金紫光祿大夫藤原實能に従うて、海に浮び、秋八月、衡州の界に着く。乃ち德宗の貞元二十年なりと見ゆ。○傳教大師おなじく唐へわたり給き云々。元享釋書に云ふ、廿有三年秋七月、遣唐使菅原清公に従ひ、海に浮びて、明州の界に着く。德宗の貞元廿年なりき。九月、台州に赴き、天台山國清寺に至る。道遠法師一見してその尋常の器にあらざることを知る。遂は荆溪の上足智者が七世の法孫にして、その傳ふる、一心三觀の旨、かよひ菩薩三聚大戒を授く。最澄、又就きて天台教門疏記を寫す。又佛隴寺の行滿座主に見ゆ。行滿、最澄に語りて曰く、昔智者大師、門人に語りて曰はく、我滅後二百餘歳を経て、我法東國に傳はらむと云へりしが、汝即その人なりと云ひて、荆溪以上の諸籍秘録を以て、悉く最澄に授けて曰く、汝此法文を持して、海東傳燈の始祖たるべしと。廿一年、越州の龍興寺に行き、順曉阿闍梨に就きて、三部灌頂の密教を受け、陀羅尼、經書、印契、圖樣、灌頂器物を得、又唐興縣に於て、沙門脩然に逢ひ、達磨の一派の牛頂山法を得、夏五月、大使藤原實能が船に乗りて、長州に着く。即延暦廿四年なり。秋、洛城に入ると見ゆ。

第五十二、平城天皇、天長元年七月七日崩、年五十一、葬楊梅陵。

次の御門、平城天皇と申き。桓武天皇の御子、御母内大臣藤原良繼女、皇后乙牟漏也。延暦元年十一月廿五日、東宮に立給、御年十二、早良親王の御かはりなり。同六

天長元年七月七日崩、年五十一、葬楊梅陵。
甲辰、御年七十五、男。
一、御年七十八、男。
女御、御年七十八、男。
御年七十八、男。

給へりき。イ

るのどくになりしかば、みかどおとろまをのよき給て、みうらありしに、か
 しははらの御たよりと、うらなひ申しかば、みかどおほまにおとろま給て、この
 事を、みさよぎに、くひ申させ給ひしかば、三日ありて、けぶり、やうくうせにさ。
 ○おとろまのみかどを云々。諱は神野親王、日本記畧、賀美能親王に作る。音訓通するな
 り。天皇の乳母の姓を取りて、名け給ひしよし、文徳實錄嘉祥三年五月條に見えたり。今帝の同
 母弟に座す。○東宮傳。皇太子の御附人を云ふ。令義解東宮職員令に、傳一人、道徳を以て東
 宮を輔け導くことを掌ると見ゆ。○けふあす、すでに侍るべきことにこそ。事且夕に迫りて、猶
 豫の暇なしの意。○ち、みかどのみさよぎ。桓武天皇の陵、即ち下に云ふ柏原陵なり。人力を
 以ては、平城天皇の御心を翻し難きにより、父帝の靈に祈りて、その冥助を得給へとなり。○日
 の御さうぞくたてまつりて。日の装束は、宿直装束に對して、晝の装束を云ふ。即東宮なり。
 奉りては、着御し給ふを云ふ。○あめしづく。イ本に、さめとに作る。さめととは、
 和訓栞に、俗に雨やさめと泣くと云へば、さめと、小雨の義なるにやと云へり。潜然と書きて、
 しか訓めり。あめしづくといふも意同じ。○世中。天地に充ちくつての心。○みうら。禁秘御
 抄に、諸社寺、并に所々、奇怪出來、まづ軒廊御とりありと見ゆる如く、怪異ある毎に、紫宸殿の軒
 廊に於て、神祇官、及陰陽寮をして、事の吉凶を占卜せしむるを云ふ。

同二年十月廿二日に、弘法大師もろこしよりかへり給へりき。東寺の佛法、これ

を廣めさせ給
 へりし作ル。イ
 權者ノ下、
 さ字、集覽本、
 にて二作ル。
 ふるまひ、
 下、給ひき、
 流布本、たり
 くに、作れり
 げ下、集覽本
 に引ク一本、
 せ給て後トア

侍き下、なく
 本、唐土、桂、杉
 山、に、指、を、以、て、
 空、時、向、ふ、て、
 大、般、若、經、を、
 寫、し、給、ひ、
 空、中、に、願、は、
 され、只、人、に、
 お、は、し、ま、さ、
 寺、の、惠、果、和

よりつたはれりしなり。この大師、あらはに權者とふるまひ給ひき。御手ならひ
 なくかよせ給しかば、もろこしにても、御殿のかべの、ふたまた侍なるに、義之こい
 ひし手かきの、物をかきたりけるが、こしひさしくなりて、くづれにければ、又あ
 らためられてのち、大師にかき給へと、もろこしのみかど申給へければ、いつ
 のふでを、御くち、ひたりみぎの御あし、手にこりて、かべにこびつきて、一度にい
 つくたりになむかき給ける。この國にかへり給て、南門の額は、かき給しぞかし。
 さて又應天門の額をかよせ給しに、かみのまろなるてんを、わすれ給て、門にう
 ちてのち、見つけ給て、おとろまて、筆をぬらして、なげあけ給しかば、そのこころ
 につきにさ。みる人、手をうち、あさむことかぎりなく侍き。たゞそらにあふぎて、
 文字をかき給しかば、そのもじあらはれき。これのみならず、ここにふれて、かや
 うのこおほく侍と、たゞいま思いたさるゝ事を、かたはし申なり。

○弘法大師もろこしよりかへり給へりき云々。元享釋書、空海傳に、元和元年秋八月歸る。乃ち
 大同改元丙戌の歲なりき。勅して傳來の密乘を流通せしむ。弘仁帝、詔して宮中に於て、諸宗の
 碩師を會し、各習ふ所を唱へしむ。空海、即身成佛の義を立つ、諸家争うて之を折く。海、辨論精

向、あまた侍
る御弟子たり
ひて、此大律師
に、此書相傳
佛より、秘授
の印をば授け
給へり、こそ
は承れ、かよ
に、申す、侍
は、今思ひ、
出たる、侍
も、申出た
る也、作ル
なる、集覽本、
なる、字のトア

審なり云々。遂に三論の俊、道昌、唯識の髦、源仁、華嚴の英、道雄、天台の傑、圓澄等、皆降旗を立つ。十有三年、大同上皇入壇玄給ふ。密宗の灌頂こゝに始る。海大に密教を興す云々と見ゆ。東寺は、前に云へる如く、延暦十五年の創建にして、東寺長者補任に、弘仁十四年、長者空海、注に、正月十九日、勅して東寺を給ふと見ゆる如く、後空海に賜はりて、真言宗の總本寺として、金剛峯寺以下、この宗の諸寺を總轄したる處なり。故に本書に、東寺の佛法は、この時より始ると云へり。○權者。また權化とも、大權とも云へり。佛菩薩の、權に人と現れたる者に、尋常の人にあらざるを云ふ。あらはには、明にの心。○もろこしにても、御殿のかべの云々。扶桑略記拔萃、延暦廿四年條に、空海和尚、大唐の勅に隨うて、唐の西明寺永忠僧都が故院に留住す云々、又帝皇御前に、二間の壁あり、悉く羲之の書する所なり。而て一間破損して、修理の後、人の筆を下すものなし。今大和尚之を書くべしと云へれば、勅の旨に依り、墨を磨し、墨に集め、五筆を五處に持ち、口左右一度に五行を書く。殿上、階下、悉く感ず。而してなほ残れる處あり。衆人目を側て、注視するに、墨を取りて壁上に洩ぎ懸るに、自然に樹字を成して、圓滿なりきと見ゆ。またその書法に巧みなりし由は性靈集卷四、李邕が眞蹟屏風を進る表一首の條に、空海久く翰墨を閱して、志畫一に深し。安禪の餘隙、時に六書の秘奥を探り、持觀の暇、數、古人の至意を檢みす云々。大師書流系圖、空海の註に、書法を韓方明に受け、三國の筆法を議して、之を本朝に傳へ、心書相承の大祖たりと云ひ、古より我邦書法の大聖と爲すこと、人の知るところなり。○羲之。晋書列傳第五十に、王羲之、字は逸少、司徒導が從子なり。祖の正は尙書郎、父の曠は

淮南太守たり。元帝の江を過りしは、曠首として、其議を創めしなり。羲之、幼にして言に訥にして、人未だ之を奇とせず。年十三なりし時、周顛に謁す。周顛、察して之を異なりとす。時俗牛心を重んず、坐客未だ噉はず。顛先づ割きて羲之に啗はしむ。是に於て、始めて名を知らる。長するに及びて辨贖、骨鯁を以て稱せらる。尤も隸書に善し。古今の冠たり。論者其筆勢を稱して、飄たること浮雲の如く、矯たること驚龍の如しといふ云々と見ゆ。○この國にかへり給ひて云々。古今著聞集に、大内十二門の額、南面三門は、弘法大師、西面三門は、大内記小野美材、北面三門は、但馬守橘逸勢、おのゝ勅を受けて、垂露の點を下しけり云々、また今昔物語卷十一、空海傳に、早く皇城の南面の諸門の額を書くべしと、然れば外門の額を書き畢りぬ。亦應天門の額を打付けて後、是を見るに、初の字の點、已に落ち失せたり。驚きて筆を抛ちて點を付つ。諸の人、是を見て手を拵つて、是を感ずと見ゆ。○手を拍らぬむじむこと限りなし。驚の餘り、手を打ちて、褒めあざれたりとなり。○たいそらにあふぎて云々。元享釋書に、海、豆州の桂谷山に在りし時、指を以て空に向ひて、大般若經を寫し、魔事品に至りし時、字書忽ち空中に現はる。是より筆翰に工みなりと見ゆ。○杉本に見ゆる惠果和尚云々の事蹟は、釋書に云ふ、空海、入唐の後、徳宗皇帝、貞元廿一年、青龍寺の慧果阿闍梨に謁す。乃ち不空大廣智三藏の高弟なり。果、見て喜びて、我先に、汝の來ることを知りて、待つこと久と云ひて、諸徒を顧みて曰く、この沙門は、第三地菩薩なりと。夏六月大慈胎藏大曼荼羅に入り、花を投ぐ。花中臺に着く。果嗟嘆して、以て大器と爲し、五部灌頂の誓水を沐ぐ。八月、傳法阿闍梨灌頂を授く。此日、空海五百僧の齊を設

拔穂使を遣し、國司と共に、薦享酒醴の料稻を抜き取り、また八月上旬、大被使を卜定して、五畿七道に發遣し、また宮城の北野を卜定して、東西に、悠紀、主基の齋場を設け、散齋三月、致齋三日の後、當日平明、神祇官幣帛を、祈年祭案上の神祇に班ち、夜に及びて、天皇廻立殿に行幸あり、沐浴の後、祭服を著けて、天神地祇を祭り給ふなり。なほ委きは、儀式、延喜式、及大伴會便蒙等の諸書に就きて見るべし。○伊豫親王の罪に處せられ給ひし事は、日本紀略に、大同二年十月辛巳、蔭子藤原宗成、中務卿三品伊豫親王に勅めて、潜に不軌を謀る。大納言藤原雄友、是を聞きて、右大臣藤原内膳に告ぐ。是に於て、親王、遽に、宗成が己を勸めて、反せしむる狀を奏す。即ち宗成を左近府に繋ぐ。癸未、宗成を左衛士府に繋ぐ。反事を按驗するに、宗成叛逆の首謀は親王なりと申す。依りて、左近衛中將安倍兄雄、左兵衛督巨勢野足を遣はして、兵百五十人を率ゐて、親王の第を圍ましむ。十一月乙酉、日大伴會を停む。變亂の事に依りてなり。親王、并に夫人藤原吉子を、川原寺に徙して、一室に幽して、飲食を通せず。乙未、日親王母子、藥を仰ぎて死す。時人之を哀む。丙申、日宗成等を配流すと見え、また、公卿補任に、伊豫親王に黨する故を以て、大納言藤原雄足を、伊豫に流し、中納言藤原乙叔を罷め、北陸道觀察使秋篠安人を、造西大寺長官に貶すと見ゆ。○慈覺大師生年十五にて云々。慈覺大師は、僧圓仁を云ふ。元享釋書に云ふ、釋圓仁、姓壬生氏、上野の國都賀郡の人なり。崇神天皇々子豐城入彦尊の裔、延暦十三年生る。九歳にして、同郡大慈寺の僧廣智に從ひて、佛典を學ぶ。一夕夢に、一沙門を見る、身長六尺許り、儀容俊偉、犯すべからず。圓仁仰ぎ瞻て禮を作す。沙門笑を含みて談話す。傍

承和九年七月十五日崩、年五十七、
 四年正月壬申、皇帝不豫、また四月丙子朔、經を宮中に讀ましめ、また使を
 京中の諸寺に遣はして、讀經せしむ。天皇、去春より寢膳安からず、遂に位を皇太弟に禪り給ふ
 云々と見ゆ。○高岳親王。平城天皇第一の皇子、母は伊勢繼子と云ふ。後弘仁元年、樂子の乱
 に坐して廢せられ、僧となり給ふこと、下に云ふべし。
 第五十三、嵯峨天皇、承和九年七月十五日崩、年五十七、
 次のみかと嵯峨天皇と申す。桓武天皇の第二の御子、平城天皇のひとつ御はら
 なり。大同元年五月十八日に、東宮にたち給、御年廿一、同四年四月十三日に、位に
 つき給、御年廿四。

の人、告げて、汝之を知るか、叡山の大師なりと云ふ。夢悟めて之を師廣智に告ぐ。智、即ち、仁を率ゐて、叡山に登り、圓仁を傳教に與ふ。教悦びて之を納る。圓仁、傳教の風儀を見るに、夢中に見る所の沙門に異なるなし。時に年十五、大同三年なりと見ゆ。○同四年にみかどはるのころより云々。日本後紀に、四年正月壬申、皇帝不豫、また四月丙子朔、經を宮中に讀ましめ、また使を京中の諸寺に遣はして、讀經せしむ。天皇、去春より寢膳安からず、遂に位を皇太弟に禪り給ふ云々と見ゆ。○高岳親王。平城天皇第一の皇子、母は伊勢繼子と云ふ。後弘仁元年、樂子の乱に坐して廢せられ、僧となり給ふこと、下に云ふべし。

第五十三、嵯峨天皇、承和九年七月十五日崩、年五十七、

次のみかと嵯峨天皇と申す。桓武天皇の第二の御子、平城天皇のひとつ御はらなり。大同元年五月十八日に、東宮にたち給、御年廿一、同四年四月十三日に、位につき給、御年廿四。

○嵯峨天皇。御諱上に云へり。○嵯峨西山陵。陵墓一覽に、山城國葛野郡峨嵯村大字上嵯峨。○大同元年五月十八日東宮にたち給。日本紀略に、大同元年五月壬午、詔して彈正尹某を弟に定め賜ふと見ゆ。

弘仁元年正月に、太上天皇、ならの都にうつりすみ給。中納言種繼のむすめに、内

内し。流布
作本。ないし
流布ニ

侍のかみと申し人を、おほしめしき。そのせうとの右兵衛督仲成、心おちるすして、いもうこの威をかりて、さまざまのよこさまのこころをのみせしかども、世の人は、さかりをなして、とかくいはずりき。内しのかみも、心さましづまり給はざりし人にて、太上天皇に、ことにふれて、位をさり給にしこの、くちおしきよしをのみ、申さかせしかば、くやしくおほす心、やうくいせき給し程に、九月に内侍のかみ、太上天皇をすゝめたてまつりて、位にかへりつきて、われ后にたふんと、いふこと、いせきて、世中しづかならず、さゝめきあへりし程に、みかど、内しのかみのつかさ位をとり給、仲成を土左國へながしつかはすよし、宣旨をくださせ給しに、太上天皇おほきにいかり給て、十日丁未、畿内のつはものを、めしあつめ給しかば、みかど關をかためしめ給て、田村鷹の中納言の大將と申しを、にはかに大納言になし給てき。ことすぞにおこりにしかば、かねて將軍の心をいさまさせ給しにこそ。さて十一日に、太上天皇いくさををこして、内しのかみと、ひこつ御こしにたてまつりて、東國のかたへむかひ給しに、大外記上毛頼人、ならよりは

内し。流布
本。内侍ニ
ル。下之ニ
ハ。土左國
流布本。土佐
國ニ作ル。

給てき。杉
本。給けるニ
作ル。給て
な布。こして
流本。おこ
してニ作ル。

東宮。流布本、
春宮ニ作ル。

せまいりて、太上天皇すぞに諸國のいくさをめしあつめて、東國へいり給ぬこ、みかどに申しかば、大納言田村鷹、宰相綿鷹をつかはして、そのみちをさいぎりて、仲成をいころしてき。太上天皇の御方のいくさ、にけうせにしかば、太上天皇すぢなくて、かへり給て、御ぐしおろして、入道し給てき。御年三十七なり。内しのかみ、みづから命をうしなひてき。おそろしかりし人の心なり。太上天皇の御子の東宮をすてたてまつりて、みかどの御おとこの大伴親王とて、淳和天皇のおはしましよを、東宮にたて申させ給き。すべて太上天皇の御方の人、つみをかうぶるおほかりき。

○中納言種繼のむすめに内侍のかみ。薬子を云ふ。内侍のかみは、内侍司の長官、即ち尙侍を云ふ。後宮職員令に、内侍司、尙侍二人、常侍、奏請、宣傳、女孺を檢校し、兼て内外命婦の朝参を知り、及禁内の禮式の事に供奉することを掌ると見ゆ。女官の重要なものなり。○心おちるすして。仲成が性質、燥急にして、慎重ならざるを云ふ。○いもうこの威をかりて云々、ともかくもいはざりき。仲成、妹の威光を假りて、種々の邪なる事を爲せしかども、世の人を憚り恐れて、とかくの評を云はざりしとなり。○心さましづまり給はざりし人にて。性質の静穩ならぬ人の心。

○太上天皇云々位をさり給にしことの云々。平城天皇の、皇位を退き給ひし事の、残り多き由を、事に觸れ、時に應じて、奏したるにより。○くやしうおぼす心云々。藥子が申す言を受け給ひて、親らも、皇位を退き給ひしを、口惜く思召す御心の、漸く出來りたる間に。○さいめきあへりし程に。萬葉集に、耳言とかきて、さいめくと訓みたり。字の如く、耳に口を當て、囁やき合ふを云ふ。○ひとつ御こしにたてまつりて。奉りては、乘御し給ふを云ふ。○みぐしおろして。みぐしは、御髪を云ふ。即剃髪して、佛門に入り給ひしなり。○おそろしかりし人の心なり。上皇を勸め奉りて、かゝる大亂を起したる、藥子、仲成などは、恐しき心なりとなり。○太上天皇の御子の東宮。高岳親王を云ふ。皇胤紹運録に、法名眞如、大同四年四月十三日、太子に立ち、弘仁元年九月十二日廢せらる。貞勅二年入唐、元慶五年十月十三日、唐より遷化の由を申す。母は伊勢繼子、贈從三位勳四等老人女なりと見ゆ。○大伴親王。即ち淳仁天皇。○此時の事、日本紀略、弘仁元年九月條に、六日癸卯、太上天皇の命により、都を平城に遷さむとし、正三位坂上宿禰田村麿、從四位下藤原朝臣冬嗣、從四位下紀朝臣田上等を、造宮使と爲す。十日丁未、遷都の事に據り、人心騒動す。仍りて、使を遣はし、伊勢、近江、美濃等、三國の府、并に故關を固めしめ、右兵衛督從四位上藤原朝臣仲成を、右兵衛府に繋ぎ、詔し給はく、尙侍正三位藤原朝臣藥子は、柏原の朝廷の御時に、春宮坊の宣旨と爲りて、仕へ賜ひ、今太上天皇に親く仕奉るに依りて、思ひ忍びつゝ坐ます。然るになほ他かずとして、二所の朝廷を言ひ隔て、遂には大亂も起しつ可し。また先帝の万代の宮と定め給へる、平安京を棄賜ひて、停め給へる平城の古京に遷さむと、奏し勸め

て、天下を亂し、百姓を亡さむとす。又その兄仲成、己が妹の能らざる所をば、教へ正さずして、親王、夫人を凌ぎ侮りて、罪惡數へ盡すべからず。よりて、理のまゝに、勘へ賜ひ、罪なへ給ふ可れども、思召す所あるによりて、その罪を輕め給ひ、宥め給ひて、藥子は、位官を解きて、宮中より退け賜ひ、仲成は佐渡國の權守に退くと宣ひ給ふ。また使を遣はして、柏原陵に告給はく云々、十一日戊申正四位下藤原朝臣眞夏、從四位下文室朝臣綿麿等、召に依りて、平城宮より來る。綿麿を左衛士府に禁固す。大外記從五位下上毛野朝臣顯人、平城より急ぎ來りて申さく、太上天皇、今日早朝、川口の道を取りて、東國に入り給ふ。凡そ諸司宿衛の者、盡く從ふと申す。時に大納言正三位坂上宿禰田村麿等を遣はし、輕銳の卒を率ゐて、美濃道より迎へ戦はしむ。田村麿奏請して申さく、綿麿は、武藝の人にして、また、頗る邊戰を経たり。願くは同行せむと請ふ。即正四位上を授け、參議に拜して遣はす。二將歡喜踊躍して發す。また兵を宇治、山崎の二橋、及び渡津に置く。この夜左近衛將監紀清成、右近衛將曹住吉豐繼等に命じて、仲成を禁所に射殺さしむ。仲成は參議正三位宇合の曾孫、贈太政大臣正一位種繼の長子なり。性狼抗にして、酒を使ひ、或は昭穆次なく、心に忤れば擧蹶を憚らず。その女弟、藥子、政を專にするに及びて、威を假りて、益驕り、王公宿徳多く凌辱せらる。民部大輔笠朝臣江人の女、仲成に適す。その姨、頗る容色あり。仲成喜びて、強姦せむとす。女脱れて、佐味親王の第に入る。仲成、王の第に入りて暴行す。害に遭ふに及びて、皆自ら取る災と爲して、憫むものなし。十二日己酉の條に、太上天皇、大和國添上郡越田村に至り給ひて、甲兵の前を遮ると聞し召して、自ら勢の盛るを知り、宮に旋り

て、髪を剃りて入道し給ふ。藤原朝臣薬子もまた自殺す。薬子は、贈太政大臣種継の女、中納言藤原繩主の妻なり。三男二女あり。長女は太上天皇太子たりし時、選ばれて宮に入る。その後、薬子、東宮の宣旨を以て、臥内に入出入するに及び、天皇私し給ふ。桓武帝、その大義を傷らむことを慮りて、薬子を逐はしめ給ひき。かくて、天皇位を崩し給ふに及び、微されて侍となり、巧に愛媚を求む。恩寵隆渥、言ふ所として、聴かれざるはなく、威福四方を灼す。終に衆惡の已に歸するを知り、自ら薬を仰ぎて死す。十三日庚戌の條に、詔し給はく、太上天皇を、伊勢に行幸せしめたる諸人等を、法のまゝに罪し給ふべけれど、思はず旨あるによりて、免し賜ひ、宥め賜ふ。また藤原朝臣葛野磨は、悪行の首、藤原薬子が烟燻の中なれば、重く罪すべし云々、此日皇太子高を廢し、中務卿諱和を立て、皇太弟と爲す云々と見ゆ。尙類聚國史にも委く見ゆ。

同二年正月七日、初て青馬を御らんじき。廿二日に、豊樂院に出給て、ゆみあそはして、親王口下、いさせたてまつらせ給しに、みかどのおほんおとゝの葛井親王は、いまた、おさなくおはして、ゆみい給うちにも、おほしよらざりしを、みかどたはふれて、親王おさなくとも、ゆみやをこり給べき人なり。い給へこの給はせしに、親王たちはしりて、い給しに、ふたつのや、みままにあたりにき。生年十二にぞなりたまひし。は、方のおほちにて、田村麿大納言、その座に侍て、おどろかさ

出下、集覽
本字、ア、
作本、な、
流布、二

はぎ、よろこびて、ぬしづめあへずして、座をたちて、ひまへの親王を、かきいたきたてまつりて、まひかなで、御門に申ていはく、田村麿、むかし、おほくのいくさの將軍として、ぬびすをうちたひらけ侍しは、たゞみかどの御威なり。つはものゝみちを、ならふといへども、いまた、きはめざるところおほし。いま親王の年いとけなくして、かくおはする、田村麿さらには、およびたてまつるべからずと申き。いまむかしも、子孫をおもふ心は、あはれに侍事なり。

○始めて青馬を御らんじき。青馬はアラムマと訓む。帝王編年記にも、弘仁二年辛卯正月、始めて青馬を覽給ふと見ゆ。さて白馬を青馬と訓むことは、古事記傳卷十八に、かの白馬節會を、青馬とも云ふは、白馬を、やがて青馬と云には非ず。是は舊は、實に青馬にて、白馬には非ず。故れ萬葉、又文德實錄、延喜式などに、皆青馬とのみありて、凡て、古書には、白馬と作ることもなきを、後に更て白馬を用ゐらるゝことになりて、白馬節會といひ、又舊の名をも呼て、青馬節會とも云なり。平兼盛集に、降る雪に色もかはらでひくものを誰が青馬と名けそめけむ、是れ白馬を用ゐられて、なほ青馬と云名のある故の歌なりと見ゆ。又伴信友翁の比古婆衣には、その青馬は、韋毛といふ毛色なるべしと云へり。さてその儀式等は、公事根源に詳なり。また類聚國史に、仁明天皇承和元年正月戊午、天皇御豊樂殿、觀青馬、宴群臣、叙位云々とのみ見えたるは、青馬の節

會といふ名の定りて、いまだ朝廷の大儀となりざりし前なればなるべし。かくてこの節會の物に見えたるは、東部王記、延喜四年正月七日條を始めとす。○廿三日に、豊樂院に出給て、ゆみあそばして云々。日本紀畧に、十七日壬子、豊樂院に御して、射を觀給ふ。蕃客に角弓を賜ひて射せしむと見えたり。本書廿三日と爲すは日を誤るか。公事根源に、射禮、十七日、是は建禮門にて行侍る事なり。代の始には、豊樂院にてあり。十五日に、先兵部省、手つかひと云ふ事ありて、射手を整へ定むる儀式あり。○中射禮のあくる日は、射遣しとてあり。其は昨日、射禮に參せざる四府に、今日射さしむるが故に、射のことは申なり。弘仁二年正月にこの事始まると見ゆ。

○葛井親王。文德實錄、嘉祥三年四月條に、大宰帥三品葛井親王薨す。親王は桓武天皇第十二子なり。母は大納言贈正二位坂上大宿禰田村麿の女、從四位下春子なり。親王幼にして機警、年六歳、帶劔を賜ふ。弘仁十年、爵、四品を賜ひ、兵部卿に拜す。天長三年上野太守と爲り、承和七年常陸太守と爲り、八年三品に進む。親王頗る射藝を善くし、外家大納言の遺風あり。嵯峨天皇、豊樂院に御し、射禮を觀給ひ、畢りて後、諸親王群臣に勅して、次射せしむ。親王時に年十二、天皇藏に、親王に宣し給はく、弟少しと雖も、弓矢を執るべし。親王詔に應じて起ち、再び發して、再び中る。時に外祖父田村麿も亦侍坐し、親王の射藝を見て、驚喜して自ら已むこと能はず。即ち起ちて、親王を抱き舞ながら、進みて申さく、臣前に數十萬の兵に將として、東夷を征討し、天威によりて、向ふ所敵なかりしと雖も、自ら勇畧を信じて、兵術究めざるどころ多し。今親王、年弱冠にして、武技此の如し、愚臣が能く及ぶ所にあらずと、天皇大に咲ひて曰はく、將軍、外孫

を褒揚する、何ぞ甚過ぐるやと、親王また管弦を翫び、晩年酒を好みて、日夜飲譟し、遂に病を爲して薨じ給ふ。時に年五十一と見ゆ。○えしづめわへすして。驚喜の餘り、自ら心を解ひること能はざるを云ふ。○まひかなで。かなでは、舞を奏するを云ふ。○田村麿云々、えびすをうちたひらげ侍りしは云々。田村麿、延暦十年より、同廿年に至る間、蝦夷を征して、偉功ありしこと、續日本紀、及日本後紀等に詳なり。なほ下文田村麿の傳をも見るべし。○つはものゝみちをならふといへども云々。弓を射、劔を撃つ兵術に於て、極め學ばざるどころ多しとなり。○かくおはする。親王の年幼くして、善く弓を射、再び發して、再び的中し給ふを云ふ。○子孫をおもふ心は云々。田村麿の如き豪傑も、面あたり、吾が孫の親王の手柄を視て、自ら抑ゆる能はず、驚喜して、平生の舉動に似ざるを見て、記者の、人の親の子孫を思ふ情は、今も昔も變らざるものなりと、云へるなり。

さて程なく、五月廿三日に、田村丸うせにき。年五十四になむなりし。かたちありさま、ゆゝしかりし人なり。たけ五尺八寸、むねのあつさ一尺二寸、目はたかのまなこのでこく、ひげはこがねのいとすぢを、かけたるがでこし。身ををもくなすときは、二百一斤、かろくなすおりは、六十四斤、心にまかせて、おりにしたかひしなり。いかれるおりは、まなこをめぐらせば、けたものみなたふれ、わらふときは、

本。な。じ。三。作。

りいたか
れき。本
にたに
なにか
なにか
なにか

かたちなづかしく、おさなき子も、おぢををれず、いたかれき。たゞ人とは、みゆ侍らざりしなり。

○かたちありさまゆゑしかりし人なり。容貌魁偉にして、尋常ならざるを云ふ。田村麿傳記に云ふ。大納言阪上大宿禰田邑麿は、その先、前漢の高祖皇帝より出づ。廿八代後漢の光武皇帝に至りて、十九代の孫、孝靈皇帝、十三代阿智王、一縣の同姓百人を率ゐて、漢朝をに出で、本朝に入る。應神天皇廿六年なり。勅ありて、大和國檜前の地を賜ひて居る。田村麿は阿智王十一代の孫、贈大納言勳二等新田麿の二男なり。寶龜十一年將監、延暦十四年征夷將軍、正四位下、近衛中將、越後守、同年二月木工頭を兼ねぬ。同廿年十一月、從三位に叙し、廿二年二月刑部卿に任じ、廿三年正月、陸奥出羽按察使に補し、廿四年參議に任じ、弘仁元年正三位に叙し、中納言に任じ、同年九月大納言に任じ、二年五月廿三日薨す。時に年五十四、即白龜六十九疋、調布一百一段、商布四百九十段、米七十六斛、役夫二百人を賜ふ。柏原天皇第八皇子葛井親王は、大納言の女、從四位下春子女御の生める所なり。仍りて特に之を加へ賜はる。天皇事を視給はざること一日、同五月廿七日、大舍人頭從四位下藤原朝臣綏麿、治部少輔從五位下秋篠朝臣全繼、大納言の第に就きて、贈從二位の宣命を讀む。同廿七日、山城國宇治郡栗栖村に葬る。時に勅ありて、甲冑、兵仗、劍鉞、弓箭、繡纒を調へて合葬せしむ。この後、國家非常の事ある時は、その墓鳴動して、鼓を打つが如く、或は雷電の如し。爾來將軍家と號し、若し將軍の號を蒙りて、凶徒に向ふものある時

原のさかえ
本及諸本ニ
本及諸本ニ
ヨリテ改ムニ

は、先此墓に詣ふで、祈誓す云々と見えて、その容貌魁偉のさまを説けるは、本書に異。所なし。

同四年正月に、御齋會のうち論議は、はじめりしなり。こころし、冬嗣、やましなせらのうちに、南圓堂を立給き。その時、藤氏の人、わづかに三四人おはせしをなげさて、氏のさかぬを願して、たて給へりしなり。まことに、そのしるしとみえ侍めり。神武天皇よりのち、みかどの御うしろみ、代々におはすれども、子孫あひつぎて、けふあすまで、かくおはするは、この藤氏こそはおはすめれ。六月一日、官府をくたし給て、病人をみちのほごりに、いたしつる事を、こゝめさせ給き。たふこきも、いやしきも、命をおしむ心は、かはる事なきを、世の人、いけるおりは、くるしめつかひて、病づきぬれば、すなはち、おほぢにいたす。あつかひやしなふ人、さらになければ、つるにうへしぬ。ながく、このことをこゝむべし。おほせくたされしこそ、めでたきとくこ、おほえ侍しか。此ころも、やすくありぬべき事なり。

○御齋會のうち論議は、はじめりしなり。御齋會は、正月八日より十四日まで、禁中にて、御祈禱の爲に、最勝王經を講せらるゝを云ふ。公事根源に、十四日は御齋會の結願なり。内論議は御殿

ゆ。これ皇族の姓を賜はりし始にて、神皇正統記に、源氏と云ふことは、嵯峨の御門、世のつひえを思しめして、皇子皇孫に姓を給ひて、人臣と爲し給ふ。即御子あまた源氏の姓を賜はる、云々、親王の官旨を蒙る人は、才不才によらず、國々に封戸など立られて、世の費なりしかば、人臣に連ね、官學して朝要にかなひ、器にしたがひ、昇進すべき、御掟なるべし。姓を賜る人は、直に四位に叙す。當今のは、三位なるべしと云ふ云々と見ゆ。○同七年、弘法大師、云々高野の山に定め給き。高野山創建の事は、性靈集、及び弘法大師年譜等に委し。就て見るべし。また此處を以て自ら終焉の地と爲さむことを願へる表文も、性靈集に出づ。紀伊國續風土記に、當山は伊都郡の東南隅にして、其地紀伊、大和、境界相接する處にあり。四面高峰環合して、その中大噴平の原野なり。高野山の名是より起れり云々と見ゆ。寺名を金剛峯寺と云ひ、奥院と稱するは、弘法の廟なり。入定とは元享釋書、空海傳に、承和二年三月廿一日、結伽趺坐して、毗盧の印を結び、泊然として入定す。是より先七日、諸弟子と共に、彌勒の寶號を念し、此日に至りて瞑目氣絶す。蓋定身を持して、龍華を待つなりと見ゆるが如く、禪定に入りて彌勒の出世を待なり。禪定に入る時は、心性は靈々昭々たれども、身、口、意の三業を動さざるが故に、外より見る時は、死と異らざれども、禪定の力を以て、肉体の腐るゝことなしと云ふ。○傳教大師うせ給にき。元享釋書に、弘仁十三年、宸書して傳燈大法師位記を賜ふ。夏六月四日、中道院右脇に於て寂す。年五十六、臨終に至りて曰はく、吾平生、口に龜言なく、手に答罰せず。門弟子、願くは之に則るべしと。亦遺誠六編あり云々、貞觀八年秋七月、勅して傳教大師と諡すと見ゆ。

おとし。流布作ル。下同シ。

仁明天皇云々。おとし。流布作ル。下同シ。

同十四年、みかど、位を御おこしの東宮に、ゆづりたてまつりて、やがて、その御子の治部卿親王恒世を、東宮にたて申給しを、親王、あながちに、のがれ申給て、こもりゐて、御つかひをたに、かよはし給はざりしかば、仁明天皇の御子にておはしまししを、東宮にたて申給き。位をこそ、東宮にておはしませば、かぎりありて、ゆづりたてまつり給はめ、わが御子の、おはしまさぬにてもなきに、おこしの御子を、東宮にさへ、たてたてまつらんとし給し御心は、ありがたかりしことなり。

○みかど、位を御おこしの東宮に、ゆづりたてまつりて。弟の東宮は、大伴皇子、即淳和天皇を云ふ。御讓位の事は、類聚國史、日本紀畧等に委く見えて、本年四月十六日の事なり。○治部卿親王恒世を、東宮にたて申給しを。神皇正統記、嵯峨天皇の巻に、天下を治め給ふこと十四年、皇太弟にゆづりて、太上天皇と申。帝都の西、嵯峨山と云ふ所に、離宮をしめてぞましくける。一旦國をゆづり給ひしのみならず、行末までも授け坐させむの御志にや、新帝の御子、恒世親王を太子に立給ひしを、親王また固く辭退して、世をそむさ給ひけるこそありがたけれ。上皇ふかく謙讓ましましけるに、親王また、かくのがれ給ひける、末代までの美談にて、むかし仁徳天皇御兄弟、相讓り給ひし後には、聞ざりし事なりと云へり。さて恒世親王の官位は、諸王爲りし時、

從四位下侍從たりしが、東宮を譲り給ひし後、親王となり、三品に叙し、この年治部卿に任ぜられ給へり。故に本書、治部卿親王と云へり。○あながち。強ひての心。○こもりひて云々。恒世親王、その邸宅に籠り居給ひて、朝廷よりの御使にも、面會し給はざるを云ふ。○仁明天皇の御子にておはしまし、を云々。仁明天皇の、いまだ皇子として坐しまし、を、東宮に立て給ひしとなり。○位をこそ東宮にておはしませば云々。天皇の位だけは、弟の皇子○淳和東宮に坐すが故に、人の世にあるは、勤むる年には限あるものなれば、遂に位を譲り給ふは、普通の習なれども、新帝の後を継ぎ給ふ皇太子には、吾子の無きにもあらざるに、それをさへ、弟の淳和天皇の皇子を、東宮に立て給はむとし給ひし、嵯峨天皇の寛厚なる御心情は、また他に比類ヒレわりがたしとなり。

第五十四、淳和天皇、

承和七年八月日崩、年五十五、葬物集陵。

次の御門淳和天皇と申さ。桓武天皇の第三御子、御母參議百川女旅子ハヤヒなり。弘仁元年九月に、東宮に立給、御年廿五、平城天皇の御子、高岳親王の御かはり也。同十四年四月廿八日に、位につき給、御年三十八、世をしり給こ二十年なり。天長二年十一月四日丙申、みかど、さかの法皇の四十御賀し給さ。

○淳和天皇。諱は大伴。○承和七年八月日崩。杉本三月十七日に作る。但天皇の崩日は、續日本後紀に據るに、五月八日なり。○年五十五。歷代皇紀、一代要記、皇胤紹運錄等、本書に同

承和七年八月日崩、年五十五、葬物集陵。
 淳和天皇、諱は大伴、承和七年八月日崩、年五十五、葬物集陵。
 淳和天皇、諱は大伴、承和七年八月日崩、年五十五、葬物集陵。

續日本後紀、類聚國史、日本紀畧等、五十九に作る。然れども、嵯峨天皇讓位の詔に、太弟朕と春秋亦同じの語あり、而て嵯峨天皇延暦五年に生れ給ひ、また本書に、この天皇弘仁元年九月東宮に立ち給ふ、時に年廿五と云ふによりて、推算する時は、崩年五十五に坐すこと明なり。○物集陵。陵墓一覽に、大原野西嶺上陵、山城國乙訓郡大原野村大字大原野と見ゆ。而て續日本後紀に、承和七年五月辛巳、後太上天皇○淳和皇太子に親命し詔はく云々、予聞く人歿する時は、精魂天に歸ると云へり。而て空く家墓を存する時は、鬼物之に憑りて、終に崇を爲して、長く後累を胎す。宜く骨を碎き粉と爲して、山中に散せよ。癸未、後太上天皇、淳和院に崩す。戊子、此夕、後太上天皇を、山城國乙訓郡物集村に葬り奉り、御骨を大原野西山嶺の上に散し奉ると見ゆ。されば物集村は、御火葬の地にして、大原野西山嶺は、御遺骸のある處なるが故に、後に至りて、山陵を設け給ひし時、大原野の地を、擇ばれしなるべし。○廿八日に位につき給ふ。日本紀畧に十八日壬寅、内裏に遷御し給ふと見ゆ。○さかの法皇の四十御賀し給さ。四十は、原本三十に作る。改むる由は、標註に云へり。年壽を祝賀することは、算賀と云ひ、俗間には、賀の祝と云へり。四十歳より始めて、十年毎に行へり。もと支那の風俗なれども、我邦にても、早く奈良朝の頃より行はれたり。此御時の御祝のこと、壽算名目抄に、五八賀、四十賀也。類聚國史に曰ふ、天長二年十一月己巳朔丙申、太上天皇○淳和五八の御齡を賀し奉る。白日己に傾き、之に繼ぐに燭を以てす云々。これ國史に、四十賀のこの見えたる初なり。この後、仁明天皇四十算御賀のこと、續日本後紀に在り。是天子へ賀を奉りし始なり云々、と云へるが如し。

續日本後紀、類聚國史、日本紀畧等、五十九に作る。然れども、嵯峨天皇讓位の詔に、太弟朕と春秋亦同じの語あり、而て嵯峨天皇延暦五年に生れ給ひ、また本書に、この天皇弘仁元年九月東宮に立ち給ふ、時に年廿五と云ふによりて、推算する時は、崩年五十五に坐すこと明なり。○物集陵。陵墓一覽に、大原野西嶺上陵、山城國乙訓郡大原野村大字大原野と見ゆ。而て續日本後紀に、承和七年五月辛巳、後太上天皇○淳和皇太子に親命し詔はく云々、予聞く人歿する時は、精魂天に歸ると云へり。而て空く家墓を存する時は、鬼物之に憑りて、終に崇を爲して、長く後累を胎す。宜く骨を碎き粉と爲して、山中に散せよ。癸未、後太上天皇、淳和院に崩す。戊子、此夕、後太上天皇を、山城國乙訓郡物集村に葬り奉り、御骨を大原野西山嶺の上に散し奉ると見ゆ。されば物集村は、御火葬の地にして、大原野西山嶺は、御遺骸のある處なるが故に、後に至りて、山陵を設け給ひし時、大原野の地を、擇ばれしなるべし。○廿八日に位につき給ふ。日本紀畧に十八日壬寅、内裏に遷御し給ふと見ゆ。○さかの法皇の四十御賀し給さ。四十は、原本三十に作る。改むる由は、標註に云へり。年壽を祝賀することは、算賀と云ひ、俗間には、賀の祝と云へり。四十歳より始めて、十年毎に行へり。もと支那の風俗なれども、我邦にても、早く奈良朝の頃より行はれたり。此御時の御祝のこと、壽算名目抄に、五八賀、四十賀也。類聚國史に曰ふ、天長二年十一月己巳朔丙申、太上天皇○淳和五八の御齡を賀し奉る。白日己に傾き、之に繼ぐに燭を以てす云々。これ國史に、四十賀のこの見えたる初なり。この後、仁明天皇四十算御賀のこと、續日本後紀に在り。是天子へ賀を奉りし始なり云々、と云へるが如し。

天長十年二月戊午朔、乙酉八日、皇帝、淳和院に於て、位を皇太子に譲ると見ゆれば、淳和院を云ふ。また前の嵯峨天皇の太上天皇に對し奉りて、此天皇を、後太上天皇と申し、こと、同書に見えたり。

第五十五、仁明天皇、

嘉祥三年三月廿一日崩、年四十一、葬深草山陵。

次のみかど仁明天皇と申す。嵯峨天皇の第二御子、御母太皇太后橘嘉智子なり。弘仁十四年、東宮に立給、御年十五、天長十年三月六日位につき給、御年廿四、世をしり給事十七年、御さねかしく、管絃のかたも、いみじくおはしましき。すべて、御身ののう、いにしへのみかどにもすぐれ給て、くすしのかたなどさへ、ならひたてまつる人なかりしなり。こごし、慈覺大師、如法經をかき給さ。

○仁明天皇。諱は正良。○深草山陵。陵墓一覽に、山城國紀伊郡深草村大字深草と見ゆ。○橘嘉智子。橘清友が子なり。清友は、奈良磨が第二子、身長六尺二寸あり、眉目清秀、書くが如し。寶龜年間、高麗の使來朝す。清友、良家の子にして、容儀魁偉なるを以て、撰ばれて使人に接す。時に使人史都蒙、相法を善くす。清友を見て、此人風骨尋常にわらず、子孫大に貴らむ。但三十二の時、急厄あるべし。此を過れば恙なからむと云ふ。延暦五年内舍人となり、正五位に叙せらる。八年病みて卒す。時に卅二なりき。清友、田口氏を娶りて、此皇后を生む。子孫

嘉祥三年三月廿一日崩、年四十一、葬深草山陵。仁明天皇、諱は正良。深草山陵。陵墓一覽に、山城國紀伊郡深草村大字深草と見ゆ。橘嘉智子、橘清友の子なり。清友は、奈良磨の第二子、身長六尺二寸あり、眉目清秀、書くが如し。寶龜年間、高麗の使來朝す。清友、良家の子にして、容儀魁偉なるを以て、撰ばれて使人に接す。時に使人史都蒙、相法を善くす。清友を見て、此人風骨尋常にわらず、子孫大に貴らむ。但三十二の時、急厄あるべし。此を過れば恙なからむと云ふ。延暦五年内舍人となり、正五位に叙せらる。八年病みて卒す。時に卅二なりき。清友、田口氏を娶りて、此皇后を生む。子孫

の顯貴、前に使人の云へるが如し。弘仁中、從三位を贈られ、承和六年太政大臣を贈らる。○御年十五。曆代皇記、一代要記、帝王編年記等に、天皇は弘仁元年に降誕と爲す。本書に、位に即き給ふ時、御年廿四、崩御の時、四十一と云ふも、弘仁元年降誕の年に合へば、弘仁十四年立太子の時は、御年十四に坐すべし。○御さねかしく。才藝に秀でたるをいふ。○管絃のかたも、いみじくおはしましき。音樂の道も、勝れて御上手なりとなり。○くすしのかた。醫療の術。○慈覺大師如法經をかき給さ。慈覺大師は、僧圓仁を云ふこと、上に云へるが如し。如法經は叡岳要紀に引く、如法堂銅筒記に、爰に禪定國母、深重の願を發して、如法に法華一部を書寫して、安置し奉ると見ゆるが如く、如法に、法華經を書寫する事を云ふ。故に、また叡岳要紀に、この慈覺大師の、始て如法經を修する狀を記して、草を以て筆と爲し、石を以て墨と爲し、一字三禮して、三ヶ年の間に、手ら妙法蓮華經一部を書寫すと見えたり。

承和元年正月二日、淳和院へ朝觀行幸侍き。弘法大師の申をこなひ給ひしによりて、ことしより、後七日御修法はじまりしなり。三月廿一日には、弘法大師、定に入給にき。生年六十二なり。同四年六月十七日、慈覺大師、しろこしへわたり給さ。同五年十二月十九日に、佛名ははじまりし也。

○朝觀行幸。朝觀は、伊呂波字類抄に、朝觀と見ゆ。天皇の太上天皇、皇太后等の御許に行幸し

